

西 東 京 市
第2次男女平等参画推進計画
実績5力年総評価報告書

平成 21～25 年度

平成 27 年4月 27 日
西東京市男女平等参画推進委員会

目 次

はじめに	1
領域別評価	2
I “学び”で身につける男女平等	
II “家庭生活”を豊かにする男女平等	
III “働く場”で実践する男女平等	
IV “まちづくり”をすすめる男女平等	
V “人権”を守る男女平等	
VI 計画を着実に進める推進体制	
これからの課題	7
資料	9
1. 西東京市男女平等参画推進計画実績評価割合	10
2. 平成 25 年度男女平等参画推進計画実績評価報告	22
I “学び”で身につける男女平等	
II “家庭生活”を豊かにする男女平等	
III “働く場”で実践する男女平等	
IV “まちづくり”をすすめる男女平等	
V “人権”を守る男女平等	
VI 計画を着実に進める推進体制	

第2次男女平等参画推進計画実績5カ年総評価報告書(平成21～25年度)

はじめに

平成25年度は「西東京市第2次男女平等参画推進計画」の最終年度に当たるため、平成21年度から25年度までの5カ年の総評価報告書となっている。

西東京市の男女平等参画推進計画は、第1次計画（平成16年度から20年度）の策定から10年が経過したところであるが、第2次計画の評価の経過を見ると、下の表の通りとなっている。

		事業数	A	B	C	D
平成20年度 (第1次計画最終年度)		244	88	95	59	2
		100%	36%	39%	24%	1%
第2次計画	平成21年度	276	74	128	74	0
		100%	27%	46%	27%	0%
	平成25年度	272	109	100	62	1
		100%	40%	37%	23%	0%

第2次計画では、A評価の割合が13%増え、男女平等参画施策は着実に進んでいる。

一方、C評価の割合は減ってはいるものの、依然として課題が残っていると言わざるを得ない。すでに実施している事業や改善の余地があるとされていた事業については、より充実したことも多く評価する。反面、課題があるとされてきた事業については、5年間という長期にわたり、改善の跡がみられず、課題の設定を含めた改善策を検討されたい。

第1次計画の評価項目（平成16～20年度）	第2次計画の評価項目（平成21～25年度）
①成果目標 ②執行状況 ③達成成果 ④課題 ⑤担当課事業評価	①具体的な事業又は取組み計画 ②執行状況・事業評価 ③次年度の課題

評価	評価基準（平成16～21年度）	見直した評価基準（平成22～25年度）
A	目標・計画が明確で、計画どおり十分実施されている。	事業・取組み計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
B	目標・計画・実施のどれかに改善の余地がある。	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
C	施策に沿った目標・計画が立てられていない。または未実施のもの。	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
D	報告がなく空欄のもの。	未実施のもの、または、空欄のもの。

領域別評価

I “学び”で身につける男女平等

- (1) 男女平等の意識づくりでは、情報の提供や発信において、男女平等情報誌『パリテ』や「パリテだより」がより充実した内容で読みやすくなった。また、「パリテまつり」でも来館者が年々増加傾向にあるなど、取り組みに向上が見られる。
- (2) 男女平等に関する学習機会の提供においては、「基礎講座」「共通講座」とともに、講座内容は参加者アンケートでは好評である。しかし講座によっては参加者が少なく、更に広報活動に工夫する必要がある。また、父親支援事業も実施回数 12 回、参加者数 445 人と西東京市の規模から考えれば、取り組みに対して評価できる。
- (3) 男女平等に基づいた教育・学習の実施では、残念ながら取り組みがほとんどなされていない、または進展が見られないC評価が5事業あり、今後改善しなければならない。平成 21 年度からもまったく改善されていない項目で特に小学校、中学校での「男女混合名簿」の実施においては、小学校では全 19 校中 11 校で実施されているにも関わらず、中学校 9 校は 0 % である。日常的に名簿で男子が先、女子は後という基準は、無意識のうちに「ジェンダー意識刷り込み教育」につながりかねず、混合名簿の導入に積極的な取り組みを検討されたい。
- (4) 保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成においては、平成 21 年度から 5 年間、C 項目の比率が異常に高く、取り組みが全くかほとんどなされていない。男女のジェンダー差別意識は子どもの頃に芽生え、それが大人になっても意識の底に定着して、個人の思想の基底に根付いてしまう恐れがある。そういう意味でも保育士・教員・保護者に向けて講座の企画・実施、教員研修は必要不可欠である。

年度	事業数	A	B	C	D
21	38	6	20	12	0
22	38	11	16	10	1
23	38	11	19	6	2
24	38	17	15	5	1
25	38	12	17	9	0

II “家庭生活”を豊かにする男女平等

家庭における男女平等参画促進、子育てへの社会的支援の充実においては、おおむねA評価であり事業推進への努力は認められる。しかし、介護における地域での支え合いのしくみづくりにおいてはB評価が多くなった。特に、地域の人材育成、協働のあり方、福祉サービスの提供など、まちづくりに欠かせない施策の多くがB評価であることは残念である。施策を推進するにあたって、特に行政、社会福祉協議会、介護保険事業者、ケアマネジャーが連携してあたることが重要である。

年度	事業数	A	B	C	D
2 1	4 5	2 0	2 4	1	0
2 2	4 5	2 6	1 8	1	0
2 3	4 5	2 8	1 3	4	0
2 4	4 5	3 4	1 0	1	0
2 5	4 5	3 3	1 2	0	0

Ⅲ “働く場”で実践する男女平等

5年間の評価の推移をみると、A評価が1事業増え、D評価が1事業となり、最大7事業だった年度に比較し減っている。このことから事業全般では、低位評価から脱却し少しは前進していると評価できる。

しかし、「6 働く場での男女平等参画促進」では、職場における制度・慣行の見直しにおいて、C評価があった。セクシュアル・ハラスメントの苦情が実際がないので「苦情処理機関設置」から「苦情処理機関設置検討委員会設置」と変更となったが、評価コメントにあるように、苦情事案の把握がないというだけで変更するのは、事業の後退につながると考える。職場におけるセクシュアル・ハラスメントそのものが男女共に正しく理解され、被害者が声をあげ易い環境に改善するための工夫や検討を期待する。また、「市内企業の男女平等意識調査」や「関係機関と連携しながら調査の実施を検討」、「市内事業団体との連絡会の実施」においてはD評価であった。このことから、行政と市民団体や市内の企業や事業者団体との協力や連携の構築が進んでいない現状が懸念される。なお、西東京市は「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」（2010年3月31日）をもつ市である。ぜひ講演会実施の意識啓発に留まらず、今後は各課においても具体的な行動計画の策定を進められるよう期待したい。行政が市民を始めとする団体や企業との連携（信頼関係）を構築せずに、「職場内における男女不平等な制度や慣行の見直しを働きかける」を進めていくことは困難である。担当課（協働コミュニティ課）のみならず、関係部署が一丸となって、市民団体、企業、事業団体への積極的な声かけなど、関係性の構築を具体的に努めることが重要である。第3次の計画実施において、この点を考慮し各事業を展開することを期待する。

年度	事業数	A	B	C	D
2 1	3 6	1 2	1 7	7	0
2 2	3 6	1 3	1 3	3	7
2 3	3 6	1 0	1 8	3	5
2 4	3 6	1 0	1 7	7	2
2 5	3 6	1 3	1 5	7	1

IV “まちづくり”をすすめる男女平等

「9 政策・方針決定の場への女性の参画促進」の5年間の評価推移を見ると事業数が4減となった。全体として、一定の成果は認められるが、A評価は4事業減、B評価は5減、C評価は5増と未だ課題がある結果となった。女性の登用について、各課から「各団体からの推薦の現状」、「現在の専門委員以上の女性の適任者を探すのが難しい」等の課題意識があげられていた。また、「欠員が出たときは、女性を登用するよう努める。」とあるが、当委員会が度々提言をしているにも関わらず、C評価を受けた担当課の改善努力の跡が見られないのは、誠に遺憾である。各委員会等を構成するメンバーの各団体に対し、「女性の参画がいかに委員会の目的にとって重要であるか」の理解を促す積極的な働きかけを各委員会等の事務局側が工夫することが重要と考える。

「10 地域活動への男女平等参画促進」については全体的に評価が低い。その理由は、具体的な事業の組み立ての際、各部署に「男女平等参画」意識が浸透していないことがうかがえる。講演会の開催の結果、参加者が多いことが評価されるのではなく、その参加者が実際に講演会から何を学び、具体的に実践して、何をどう展開していくことが出来るのか、その追跡と長期的な支援としてのフォローをする体制が望まれる。その為に、パリの職員のの中に事業の専門職員や、コーディネーターなどを配置するなど、新たな人材の検討を期待する。講演会や研修会は、開催したことで事業が、完了ということではないという視点を持つことを希望する。

「9、10」を通して、毎年行われている「事業評価」の委員からのコメントをどのように各担当課の課題と照らし合わせて、課題解決に活用できるのかを再度検討していただきたい。第3次の計画が「絵に描いたもち」に終わることなく、着実に実行され、男女平等の視点を持った行政と市民が一体となったまちづくりが、前進することを強く希望する。

年度	事業数	A	B	C	D	—
21	68	22	19	27	0	0
22	69	12	28	25	4	0
23	69	18	25	23	3	0
24	64	19	22	20	3	2
25	64	18	14	32	0	2

V “人権”を守る男女平等

昨今、マタハラやセクハラの問題についてテレビや新聞で大きく取り上げられていることもあり、女性の人権問題に対する市民の関心やその認知度は高くなっている。また、DVや家庭内暴力、ストーカー犯罪についても市民の認知度や関心は高まっている。市は被害者のために相談事業を充実させているが、家庭内暴力を受けて、自殺してしまう事件が発生してしまった。今後このような事件が起こらないよう市内の協力体制の強化、外部との連携を深めて頂きたい。

「11 相談体制の充実と支援」については、女性相談を拡充し女性相談を周知していることもあり、相談件数は悩み何でも相談が 393 件、婦人相談が 556 件となっている。子ども家庭支援センターにて実施している児童虐待相談件数は 59 件となっているが、事件の再発防止の為、相談窓口の周知や学校など外部との連携をより強化して頂きたい。

また、DVと虐待の関係は密接であることから、女性相談と児童虐待相談の窓口担当者は、常に連携した対応を取られることを期待する。

「セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応」については、パンフレットなどをカウンターに配置するなど周知に努めていることは評価できる。苦情処理機関の設置については、市民の関心が高まっていることから設置する方向で検討して頂きたい。

「からだと性に関する正確な情報の提供」については、子どものときから科学的に正確な知識を学べる機会があることが大切である。知識習得のみならず、自分や相手のこころ・からだを大切にすることを折に触れて考えられる機会・取り組みを増やしてほしい。

「女性専門医療の充実に向けた取り組み」については、各種検診を実施しており、HPや広報、健康事業ガイドを通じて周知していることは評価できる。今後より受診率が高まるよう取り組んで頂きたい。

「14 援助を必要とするひとり親家庭等への支援の充実」および「高齢者への生活支援」、「障がいのある人への支援」については、おおむね順調に執行されていると思われる。

年度	事業数	A	B	C	D
2 1	6 0	1 1	3 7	1 2	0
2 2	6 0	2 5	2 8	4	3
2 3	6 0	2 4	2 5	5	6
2 4	6 0	2 9	2 0	1 0	1
2 5	6 0	2 4	2 6	1 0	0

VI 計画を着実にすすめる推進体制

「15 男女平等推進センターの充実」については、種々の制約・条件下において、可能な限りの対応がなされている点は評価したい。企画内容と広報の双方の充実が要求されるため、短期間に成果をあげるのが難しい側面があること、及び、相談事業等は、必ずしも数値のみによって成果を図るのが適切でない場合もあるが、相談、啓発、学習、情報収集等、各事業にあたって現場担当者や参加者・利用者の意見をとりいれながら、より充実したものへと常に検証し続けてもらいたい。

「16 庁内推進体制の整備」については、個別の調整・連携にとどまらず、全庁的・恒常的な調整・連携体制を目指して進められたい。ただし、単なる機関・委員会の設置そのものにとらわれずに、推進体制の整備は相談・救済のための基盤を準備・提供するという成果を確保することにあることを心がけていただきたい。

「17 庁内の男女平等の推進」については、やはり、核となるのは、女性職員の管理職ないしは各委員会等への参画を確保・増大させることにあると考えられるので、管理職試験チャレンジないしは各委員会等への参画を促す動機付けとなるワークライフバランス等の環境整備に必要な事項を探求されたい。

「18 計画の進行管理」については、数値的にはよく実施されていると評価できる。

年度	事業数	A	B	C	D
2 1	2 9	3	1 1	1 5	0
2 2	2 9	2	1 8	1	8
2 3	2 9	3	1 4	2	1 0
2 4	2 9	6	1 3	7	3
2 5	2 9	9	1 6	4	0

これからの課題

2014（平成 26）年、マララ・ユスフザイさん（パキスタン、17 歳）が、史上最年少でノーベル平和賞を受賞しました。マララさんが命を賭して、女性が教育を受ける権利を主張してきたことは、男女平等参画の視点からも大変重要な出来事でした。

日本の現状をみますと、教育の面では女性たちは識字率も高く、発展途上国に比べて恵まれてはいるものの、世界経済フォーラムから 2014（平成 26）年に発表されたジェンダーギャップ指数（GGI）では、148 か国中 104 位でした。前年より 1 つ順位が上がったとはいえ、経済界や政界・学界などの決定権を持つ場では、まだまだ男女間の不平等があり、世界各国と比較して未だに女性の活躍が埋もれていることが可視化されました。これは、子育てや介護などの家族ケアが女性の役割とされる固定的性別役割分担意識が、男女双方にあることが大きな原因であり、この解決なくして真の男女平等参画社会には到達できないと言われていています。

2012（平成 24）年に実施した市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」及び「どちらかといえば賛成」という割合が 49.9%（女性 47.3%、男性 53.4%）で、2007（平成 19）年調査の 39.8%（女性 37.9%、男性 42.2%）より上昇しています。これは、固定的性別役割分担意識が 5 年間で進行してしまっているということです。しかし、この意識の後退は、西東京市だけでなく、我が国全体の傾向でもあり、政府をはじめ各界で様々な角度から検討と対策を進めている所でもあります。

このような状況下で、第 2 次計画期間中の 2010（平成 22）年に全国に先がけて「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」をし、また、西東京市の特徴である行政と市民の協働を担当する部署である協働コミュニティ課の中に男女平等推進係を設置したことは、男女共同参画社会づくりの土台を築いたものとして評価します。これらの土台の上に、第 3 次計画では、指標及び目標値を設定し、新たに 5 点の重点課題を設定したことにより計画の進捗状況が具体的に把握できることとなりました。

第 3 次計画においては、第 2 次計画終了時まで、まだ課題が多く残っている C 評価事業について、改善されることが重要と考えます。C 評価事業の中には、第 1 次計画から改善されていない事業もあり、この部分の改善こそが、男女平等参画推進施策全体の充実につながると考えます。

2015（平成 27）年は、「女性参政権獲得 70 周年」「女性差別撤廃条約批准 30 周年」に加え、日本の男女平等を大きく進めたといわれる「第 4 回世界女性会議（北京会議）」から 20 年目という、男女平等政策にとって大きな節目の年です。

西東京市においては、この節目の年に第 3 次計画をスタートさせることは大変意義あるタイミングでもあります。2015（平成 27）年度を当市における男女平等推進年と位置付け、第 3 次計画を「実行性ある計画」として 5 年後の目標値達成を目指す新たな決意を持って実施することを期待します。

最後に、第 2 次計画の策定、推進、実施、点検、評価など関わられたすべての方に感謝申し上げるとともに、引き続き第 3 次計画へのご尽力をお願いいたします。

平成 27 年 4 月 27 日

西東京市男女平等参画推進委員会

資 料

1. 西東京市男女平等参画推進計画実績評価割合
2. 平成 25 年度男女平等参画推進計画実績評価報告

資料

1. 西東京市男女平等参画推進計画実績評価割合

総合計

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	74	91	94	115	109
B	128	122	114	97	100
C	74	42	43	50	62
D	0	23	26	10	1
計	276	278	277	272	272

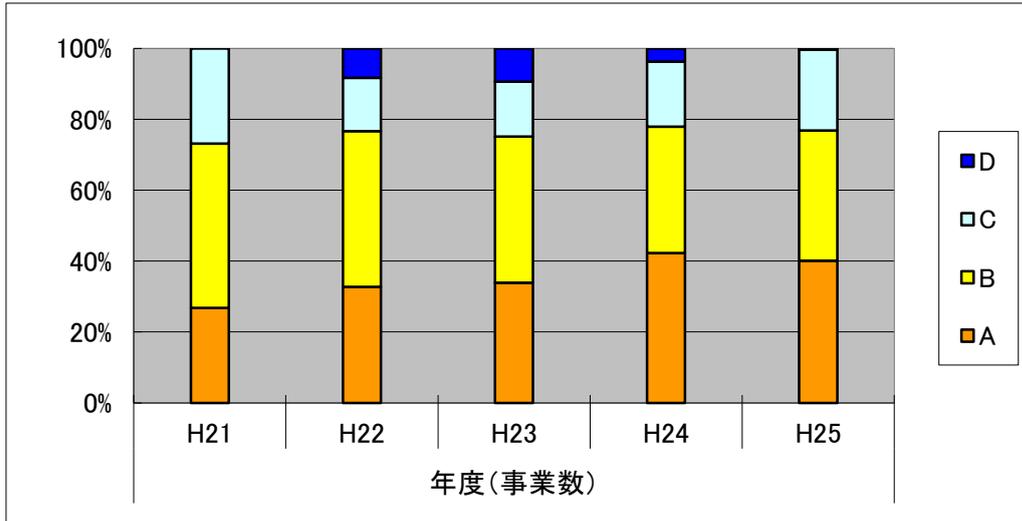
平成25年度評価基準

A 事業・取組み計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。

B 事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。

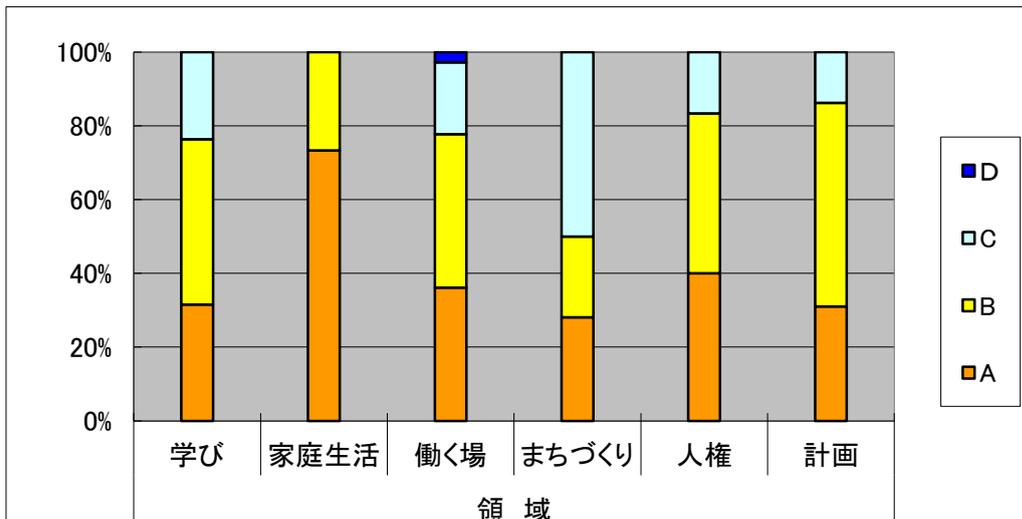
C 事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。

D 未実施のもの、または、空欄のもの。



領域計

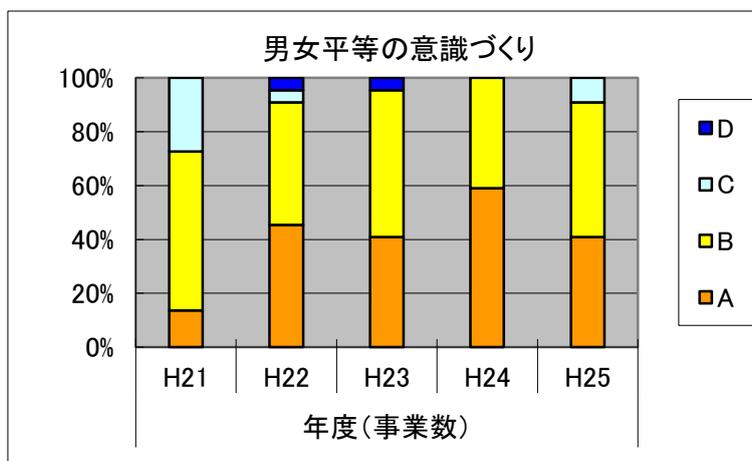
評価	領域					
	学び	家庭生活	働く場	まちづくり	人権	計画
A	12	33	13	18	24	9
B	17	12	15	14	26	16
C	9	0	7	32	10	4
D	0	0	1	0	0	0
計	38	45	36	64	60	29



I “学び”で身につける男女平等

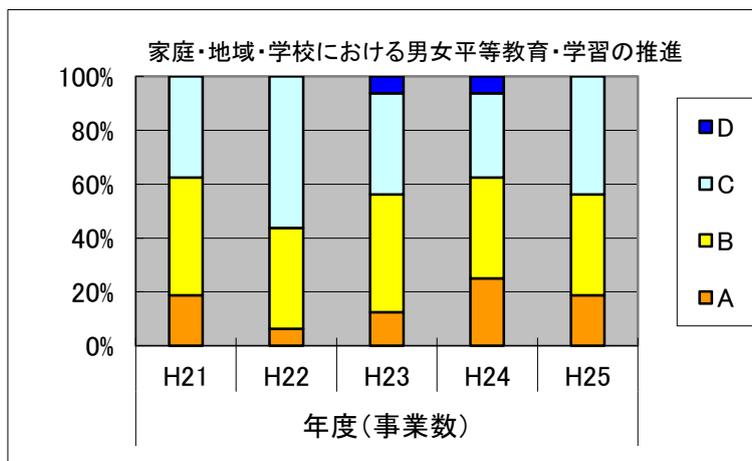
1 男女平等の意識づくり

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	3	10	9	13	9
B	13	10	12	9	11
C	6	1	0	0	2
D	0	1	1	0	0
計	22	22	22	22	22



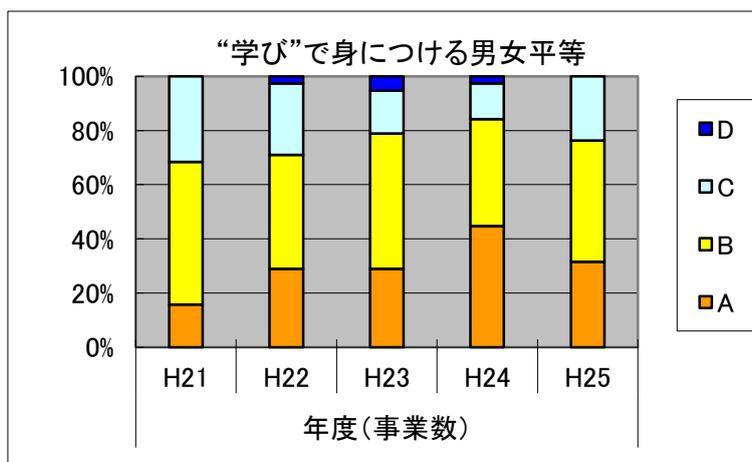
2 家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	3	1	2	4	3
B	7	6	7	6	6
C	6	9	6	5	7
D	0	0	1	1	0
計	16	16	16	16	16



計

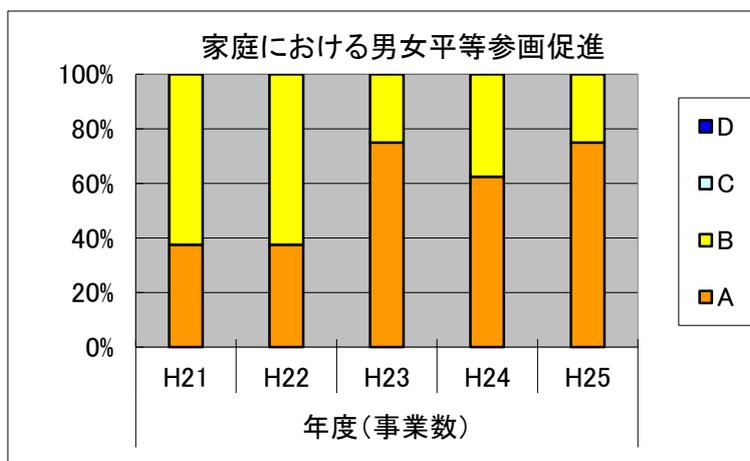
評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	6	11	11	17	12
B	20	16	19	15	17
C	12	10	6	5	9
D	0	1	2	1	0
計	38	38	38	38	38



II “家庭生活”を豊かにする男女平等

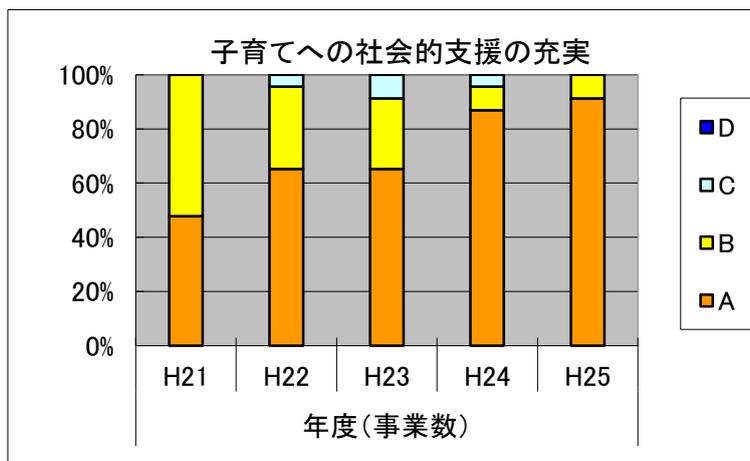
3 家庭における男女平等参画促進

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	3	3	6	5	6
B	5	5	2	3	2
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8



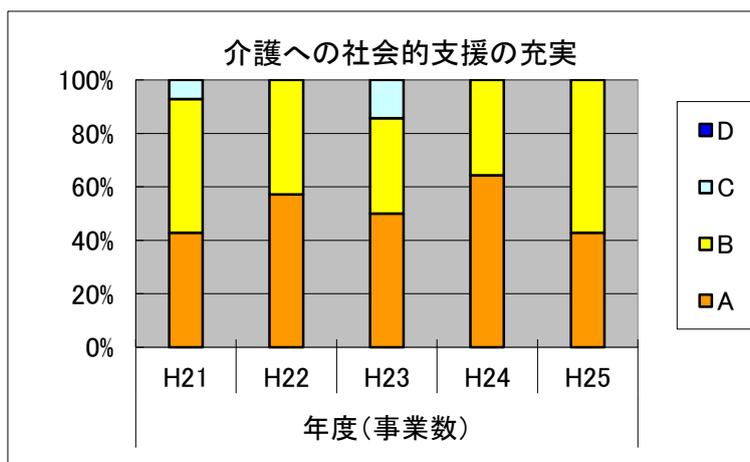
4 子育てへの社会的支援の充実

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	11	15	15	20	21
B	12	7	6	2	2
C	0	1	2	1	0
D	0	0	0	0	0
計	23	23	23	23	23



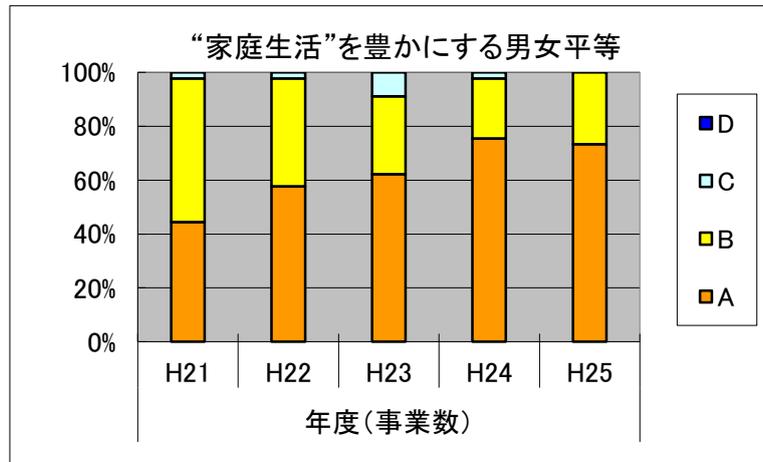
5 介護への社会的支援の充実

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	6	8	7	9	6
B	7	6	5	5	8
C	1	0	2	0	0
D	0	0	0	0	0
計	14	14	14	14	14



計

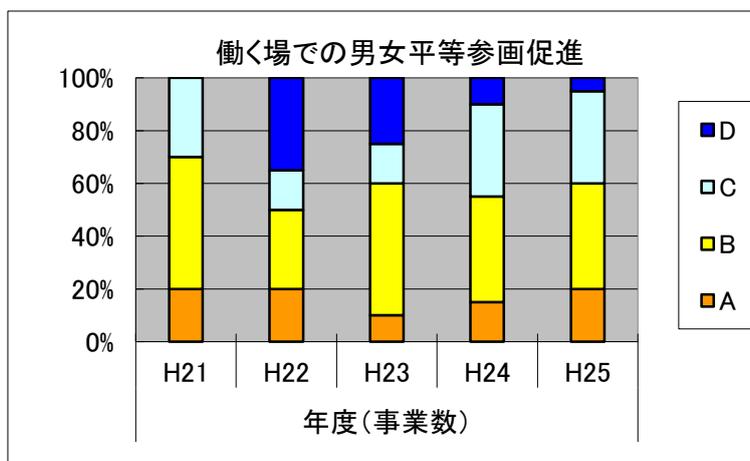
評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	20	26	28	34	33
B	24	18	13	10	12
C	1	1	4	1	0
D	0	0	0	0	0
計	45	45	45	45	45



Ⅲ “働く場”で実践する男女平等

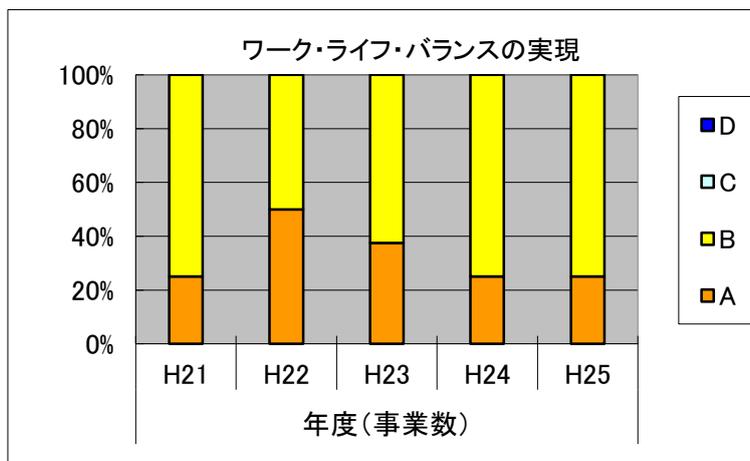
6 働く場での男女平等参画促進

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	4	4	2	3	4
B	10	6	10	8	8
C	6	3	3	7	7
D	0	7	5	2	1
計	20	20	20	20	20



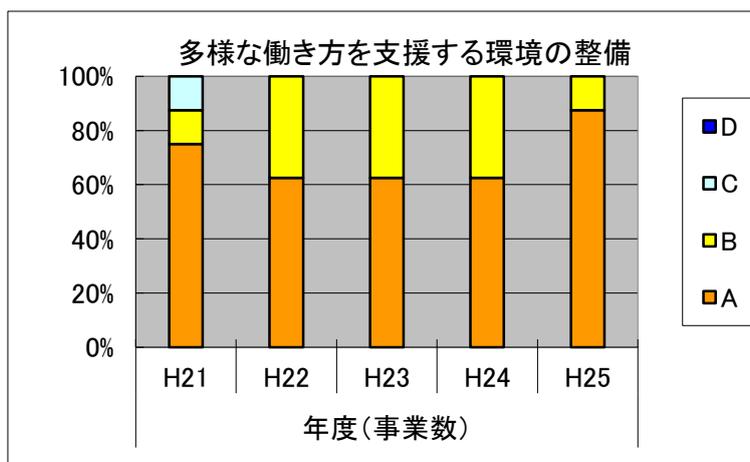
7 ワーク・ライフ・バランスの実現

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	2	4	3	2	2
B	6	4	5	6	6
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8



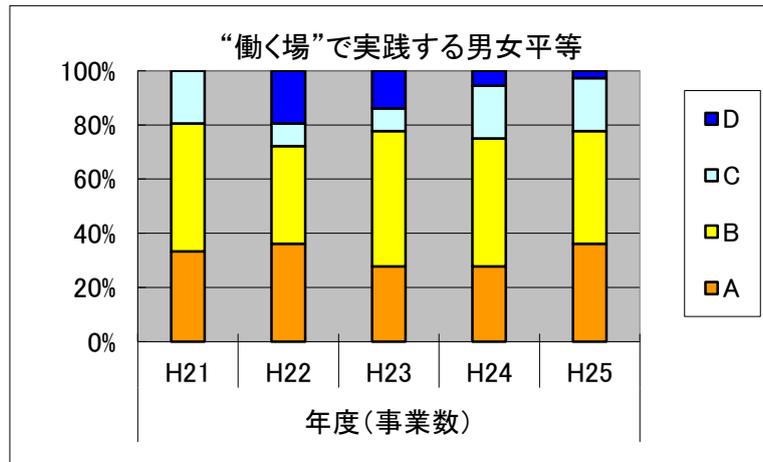
8 多様な働き方を支援する環境の整備

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	6	5	5	5	7
B	1	3	3	3	1
C	1	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8



計

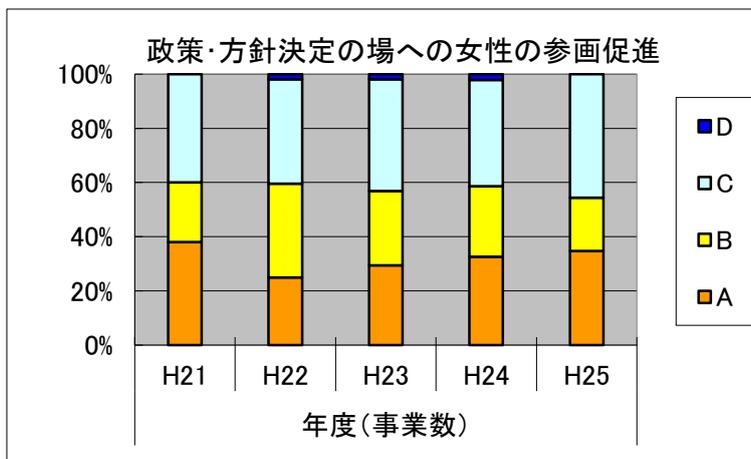
評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	12	13	10	10	13
B	17	13	18	17	15
C	7	3	3	7	7
D	0	7	5	2	1
計	36	36	36	36	36



IV “まちづくり”をすすめる男女平等

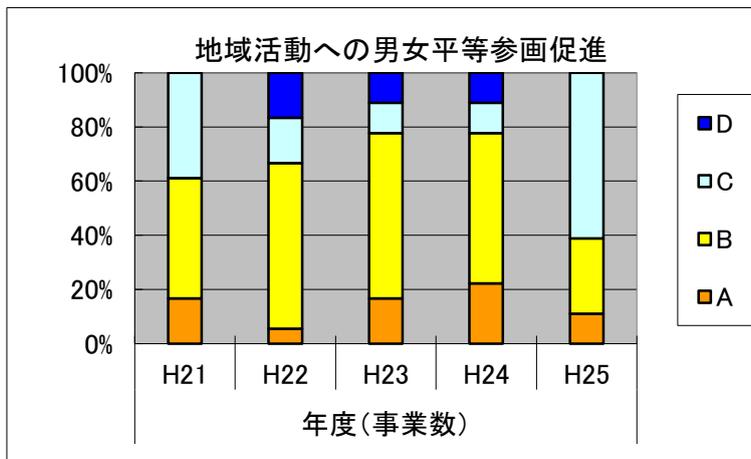
9 政策・方針決定の場への女性の参画促進

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	19	13	15	15	16
B	11	18	14	12	9
C	20	20	21	18	21
D	0	1	1	1	0
計	50	52	51	46	46



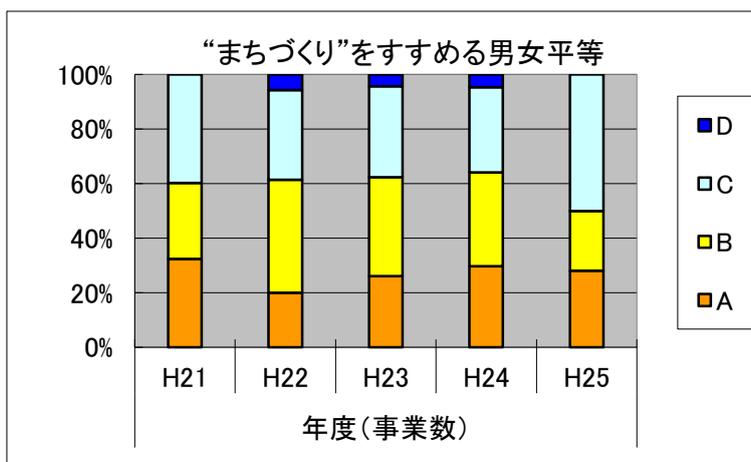
10 地域活動への男女平等参画促進

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	3	1	3	4	2
B	8	11	11	10	5
C	7	3	2	2	11
D	0	3	2	2	0
計	18	18	18	18	18



計

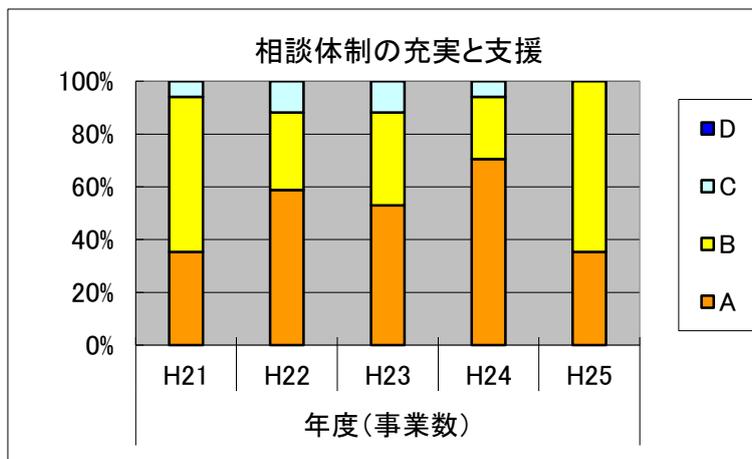
評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	22	14	18	19	18
B	19	29	25	22	14
C	27	23	23	20	32
D	0	4	3	3	0
計	68	70	69	64	64



V “人権”を守る男女平等

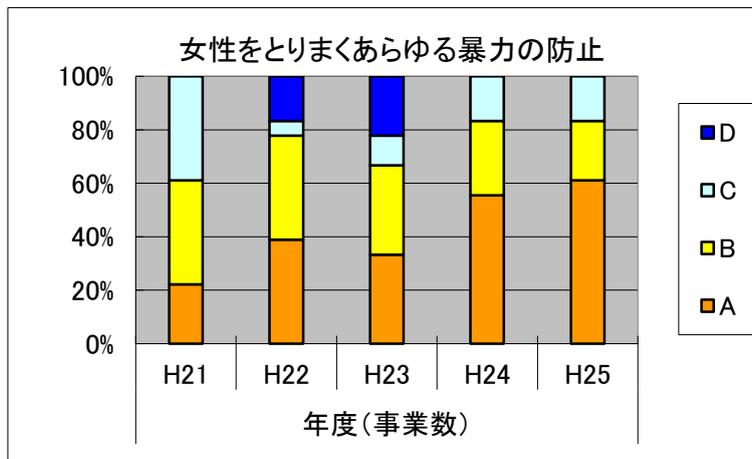
11 相談体制の充実と支援

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	6	10	9	12	6
B	10	5	6	4	11
C	1	2	2	1	0
D	0	0	0	0	0
計	17	17	17	17	17



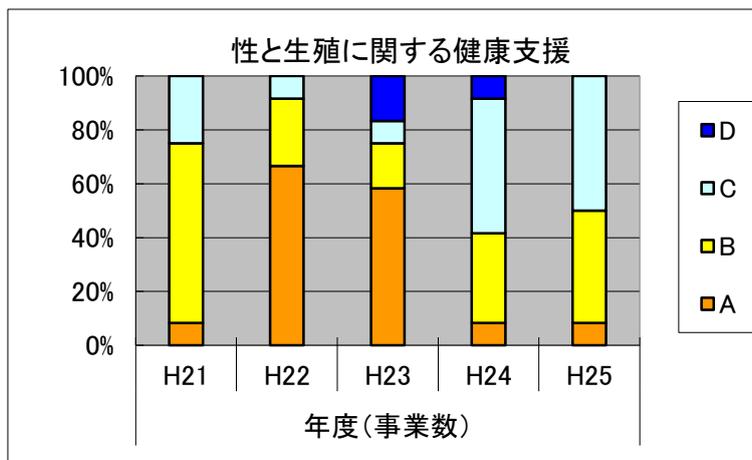
12 女性をとりまくあらゆる暴力の防止

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	4	7	6	10	11
B	7	7	6	5	4
C	7	1	2	3	3
D	0	3	4	0	0
計	18	18	18	18	18



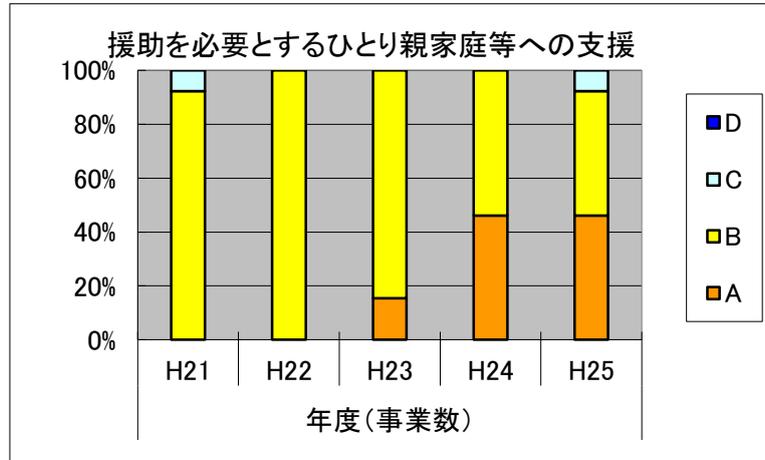
13 性と生殖に関する健康支援

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	1	8	7	1	1
B	8	3	2	4	5
C	3	1	1	6	6
D	0	0	2	1	0
計	12	12	12	12	12



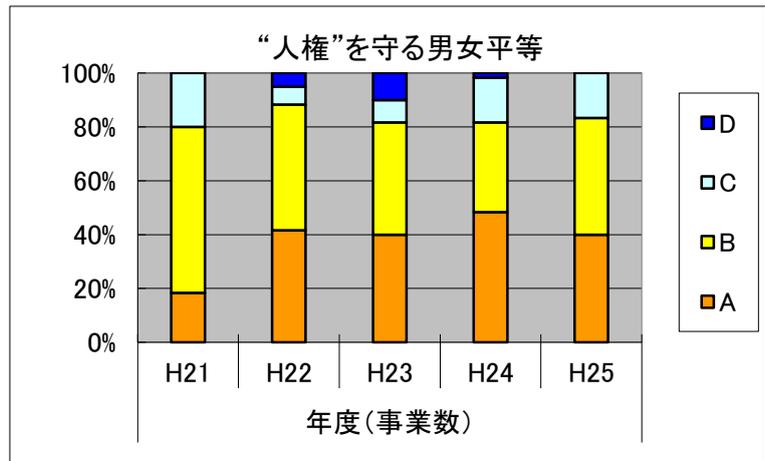
14 援助を必要とするひとり親家庭等への支援

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	0	0	2	6	6
B	12	13	11	7	6
C	1	0	0	0	1
D	0	0	0	0	0
計	13	13	13	13	13



計

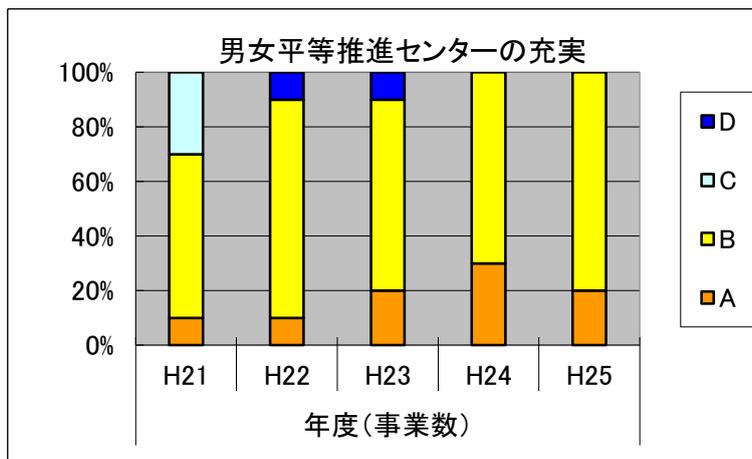
評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	11	25	24	29	24
B	37	28	25	20	26
C	12	4	5	10	10
D	0	3	6	1	0
計	60	60	60	60	60



VI 計画を着実にすすめる推進体制

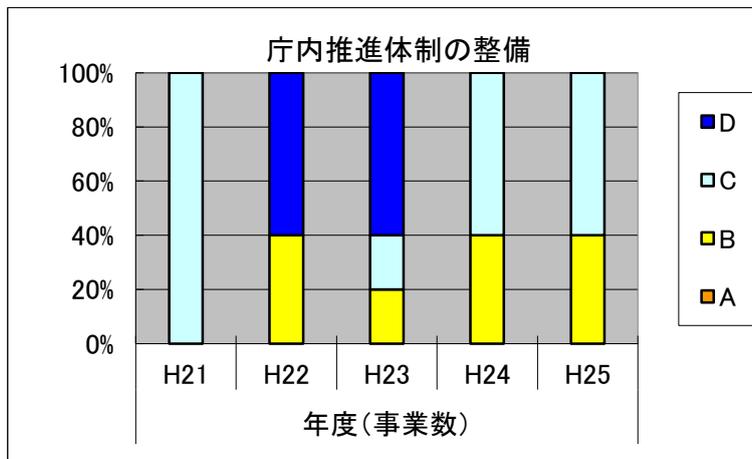
15 男女平等推進センターの充実

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	1	1	2	3	2
B	6	8	7	7	8
C	3	0	0	0	0
D	0	1	1	0	0
計	10	10	10	10	10



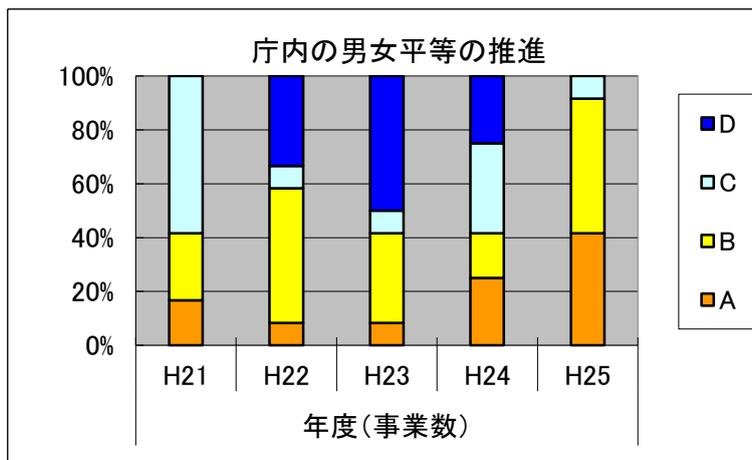
16 庁内推進体制の整備

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	0	0	0	0	0
B	0	2	1	2	2
C	5	0	1	3	3
D	0	3	3	0	0
計	5	5	5	5	5



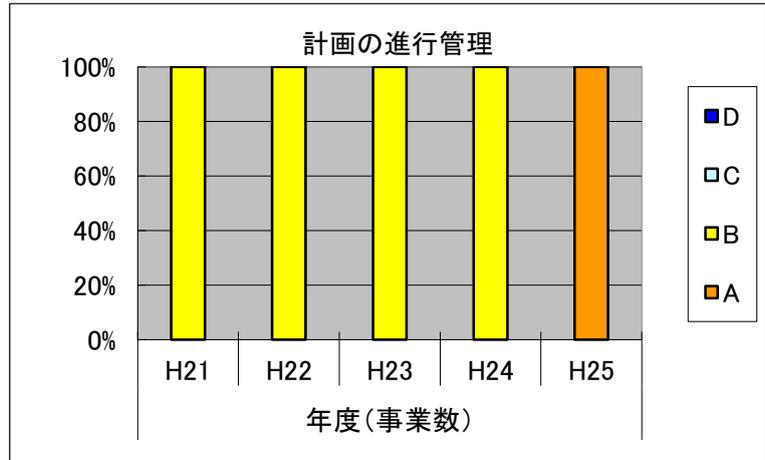
17 庁内の男女平等の推進

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	2	1	1	3	5
B	3	6	4	2	6
C	7	1	1	4	1
D	0	4	6	3	0
計	12	12	12	12	12



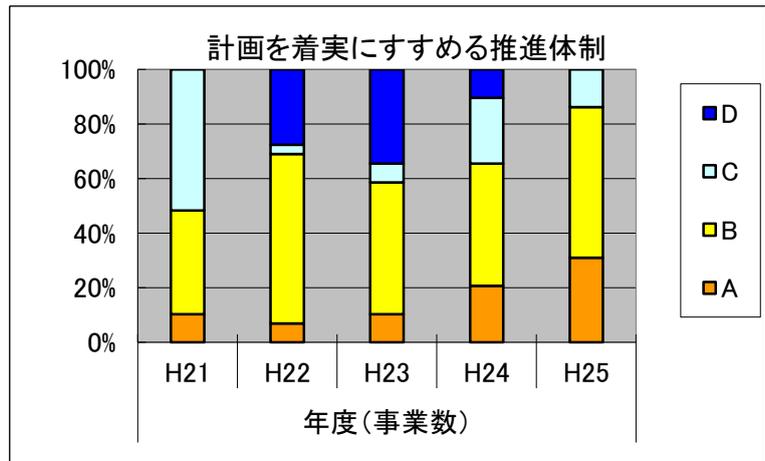
18 計画の進行管理

評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	0	0	0	0	2
B	2	2	2	2	0
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	2	2	2	2	2



計

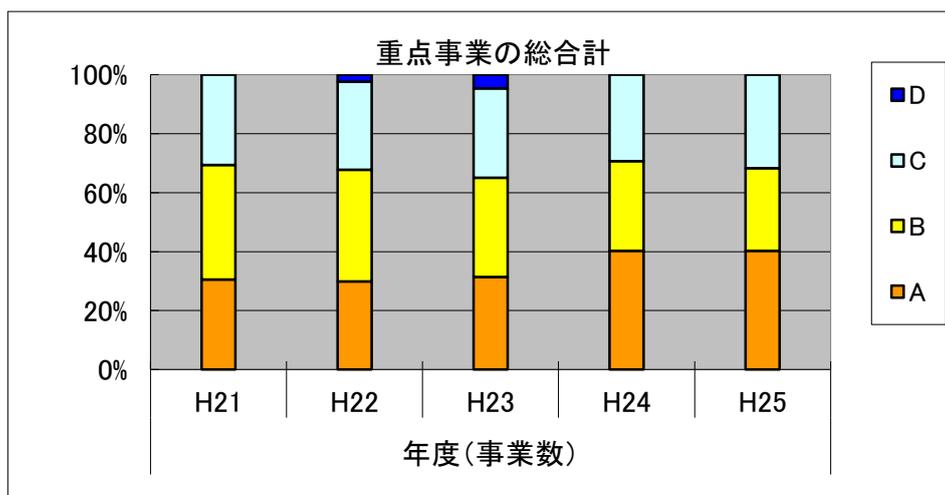
評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	3	2	3	6	9
B	11	18	14	13	16
C	15	1	2	7	4
D	0	8	10	3	0
計	29	29	29	29	29



重点事業

総合計

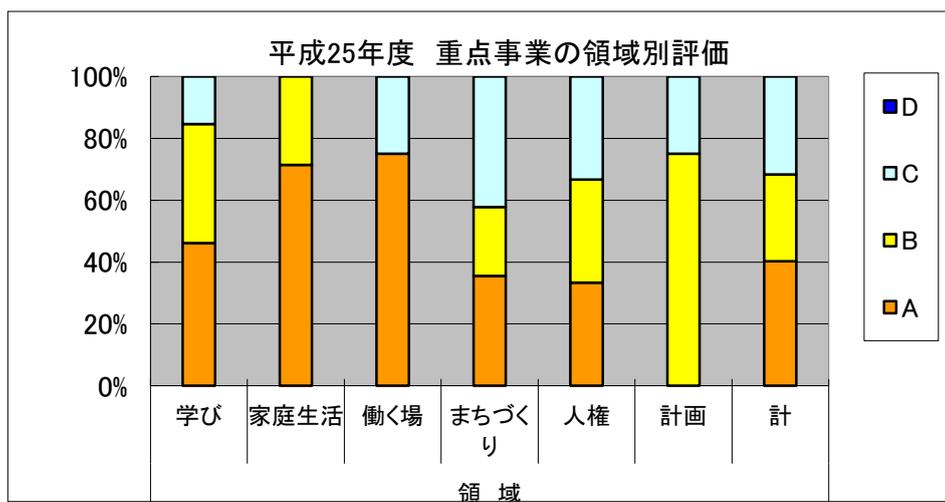
評価	年度(事業数)				
	H21	H22	H23	H24	H25
A	26	26	27	33	33
B	33	33	29	25	23
C	26	26	26	24	26
D	0	2	4	0	0
計	85	87	86	82	82



領域計

H25

評価	領域						計
	学び	家庭生活	働く場	まちづくり	人権	計画	
A	6	5	3	16	3	0	33
B	5	2	0	10	3	3	23
C	2	0	1	19	3	1	26
D	0	0	0	0	0	0	0
計	13	7	4	45	9	4	82



平成25年度男女平等参画推進計画実績評価報告

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価		
I “学び”で身につける男女平等 1 男女平等の意識づくり (1) 男女平等推進のための情報の提供・発信						
多様な手段と機会をつかって、男女平等についての情報を提供します。情報誌や小冊子等の作成にあたっては、企画・運営を市民参画で行うなど、市民の視点を大切に、共感を得られるよう取り組みます。	1	継続	協働コミュニティ課	男女平等推進センター通信として、市民公募による男女平等推進センター企画運営委員会が企画編集を行った「パリテだより」を作成し、配布する。	「パリテだより」を年2回（NO.10、11）、各500部発行し、市内公共機関、庁内の関係部署、近隣自治体等へ配布した。また、ホームページにも掲載した。内容は、男女平等推進センターの事業報告やこれからの事業案内、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の説明等を掲載した。	
		2	拡充	秘書広報課	市報・ホームページともに協働コミュニティ課の依頼により、男女共同参画週間のPRなど、男女平等に関する啓発を行う。各課からの原稿を男女平等推進の視点に立ち、市の方向性や取り組みについて記載し戦略的な紙面づくりに努める。試行運用しているツイッターについては継続してイベント・トピックス情報を掲載していく。	市報・ホームページともに、常に男女平等の視点を持つことを、係員および委託業者の共通認識として持ち、情報発信を行った。また、協働コミュニティ課の依頼により、男女共同参画週間のPR、講演会・パリテまつりの開催情報の提供など、男女平等に関する啓発も行った。今年度は試行運用にフェイスブックを追加し、視覚的な効果特性活かした情報を発信した。
			3	協働コミュニティ課	男女平等推進センターの事業を市報及びホームページに掲載し、啓発を行う。	「男女共同参画週間事業」「女性に対する暴力をなくす運動週間事業」及び12回実施した講座を市報及びホームページに掲載し、啓発を行った。また、東京都労働相談情報センター一宮分事務所と男女雇用平等セミナー等を共催し、セミナーの周知宣伝担当として、市報等で市民に周知した。
	4	拡充	協働コミュニティ課	市民公募による男女平等推進センター企画運営委員会が企画編集を行った西東京市男女平等参画情報誌「パリテ」を作成し、配布する。	西東京市男女平等参画情報誌「パリテ」を年2回（NO.11、12）、各10,000部発行し、配布した。今年度より2色刷りとなったため、2色ならではの見せ方を工夫した。また、配布先の工夫として、昨年に引き続き市内公立中学校全生徒への配布を継続したほか、医師会、歯科医師会を通じて市内の医療機関の待合室等にも配布した。主な掲載内容は、特集として、ワーク・ライフ・バランスの専門家である渥美由喜さんの講演内容、女性の貧困をテーマとして、赤石千衣子さんのインタビュー記事を掲載した。	
				5	拡充	図書館
	6	拡充	協働コミュニティ課	男女平等推進センターパリテまつり実行委員会による第6回パリテまつりを開催する。	22人の実行委員と18の参加団体により、「女(ひと)と男(ひと)、手をとりあえる社会へ」をテーマにして、第6回パリテまつりを開催した。来館者は約866人であった。 主な内容 ○講演会 「女も男も、すべての者が参加できる社会に～格差と貧困～」講師：湯浅誠さん(社会活動家) 参加人数 139人 ○講座 回数：4回、参加人数：106人(託児3人) ○体験会 回数：5回、参加人数：95人と72組(託児5人) ○上映会 回数：1回、参加人数：52人(託児2人) ○パネル・作品展示 ○軽食・雑貨販売・書籍頒布 ○リサイクルバザー	

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
<p>『バリテだよりNO. 1』を平成20年度に発行してから、6年が経過するが、このような啓発冊子は継続することが大事だと考える。今後も、市民意見を取り入れながら、読み易い冊子の発行に努める。</p>	A	<p>『バリテだより』が一年に2回、継続して出されている事は評価できる。</p>
<p>さらなる男女平等推進に向け、持ちうる広報媒体(市報・ホームページ(SNSを含む。))を最大限に活用しながら、引き続き市民へ男女平等推進情報発信や紙面およびホームページ画面の留意したい。</p>	B	<p>男女平等推進に向けて、発信を続けている事は評価できるが、まだ一般に浸透しているとは言いがたい。ホームページやFacebookが更に検索が容易にできるようになれば、一般の方がリサーチしやすくなると思う。</p>
<p>市報には紙面上の掲載スペースが限られているため、掲載数を増やすことは難しいが、限られた紙面を工夫して、啓発に努める。また、ホームページでは、国や東京都などからの情報も含めて、積極的に掲載するよう努める。</p>	B	<p>男女平等推進センターの事業はホームページへの公開など、工夫がされているが、残念ながら市民への啓発活動が十分とは言えない。市報での掲載はスペースの関係で難しいと思われるので、ホームページがさらに見やすく、理解しやすいものに、語彙や表現、レイアウトの工夫が必要であろう。</p>
<p>現在の財政状況から全戸配布などは難しいので、情報誌の内容により、配布先を工夫することで、より多くの方に読んでいただけるようにする。</p>	B	<p>情報誌バリテは2色刷りだが、デザインに工夫がこらされ、見やすい冊子となっている。13号は濃いピンクがかかった赤が貴重だが、女性イコール赤といった既成概念をうちやぶるためにも、敢えて中間色を使うなどの男女差(色による差別)をなくす配慮が望ましい。</p>
<p>宅配サービス実施計画(案)に基づき、27年度実施を目指す。デイジーに不慣れな利用者にも活用してもらおう環境整備をし、『広報西東京』デイジー版提供の推進を図る。</p>	B	<p>視覚障害のある方に向けて、田無総合福祉センターにて「西東京市図書館ハンディキャップサービス 利用者交流会」なども開かれ、徐々にではあるが環境が整備されつつある。</p>
<p>来館者も年々増加傾向にあり、市民の方々にも定着しつつある。また、実行委員会の方も積極的に活動されていて、協働が進んでいると実感している。ただ、参加者の年齢層は高めであり、今後はもっと幅広い世代に参加してもらえよう工夫が必要である。</p>	A	<p>バリテまつりの参加者は増加傾向にあり、また講演やパネル発表の内容も充実している。今後は若年世代にも、どのように参加してもらえるかがキーとなる。</p>

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
7	パネル展の開催	拡充	協働コミュニティ課	「男女共同参画週間事業」及び「女性に対する暴力をなくす運動週間事業」にパネル展示を実施する。	1. 男女共同参画週間(7月9日～20日) パネル ワーク・ライフ・バランス ※20日のみ西東京市民会館で実施 2. 女性に対する暴力をなくす運動週間(11月12日～25日) パネル 心に響かせるDV根絶パネル 3. 東京ウイメンズプラザフォーラムパネル展(11月8日～9日) パネル 西東京市男女平等参画施策等の紹介 ※東京ウイメンズプラザで実施 4. 第6回パリテまつり(1月28日～2月7日) パネル 『人権』ってなんだろう
(2) 男女平等に関する学習機会の提供					
8	個々の生活の中にある男女平等に関するさまざまな問題を整理し、解決につなげるための学習機会を提供します。また、資料の提供や自主的な学習会のために講師を紹介するなど、市民主体の学習を支援します。さらに、男女平等をめぐる日本以外の国々の様子や文化を理解する機会も提供します。	男女平等の視点にたった各種講座の開催 ※「3 家庭における男女平等参画促進」にも掲載	公民館	・女性を対象にした学級・講座を10講座程度実施する。	女性を対象にした講座(1回～33回・延158回)を11講座実施した。 「子育て中の外国人女性のための日本語講座」 「乳幼児をもつお母さんのための講座 子育て中の今こそ考えよう～これからの私」輝く未来☆～」「女性講座～心とからだに深呼吸！アートでリフレッシュ～」「現代社会の子育てビジョン」「子どもを育てながら働く女性のための講座」「子育て中の女性のための講座 私らしい生き方、はたらき方デザイン」「自分らしく生きるために②女性向け講座「大切な私を守るセルフ・ディフェンス(護身術)講座」「乳幼児を持つ母親のための講座 関わりあいで広がる・ハートフルママ講座」「幼い子を持つ母親の講座 子育て中でも輝きたい！～これからの私～」「女性講座 明日輝く私になろう～はじめよう！アサーティブ」「女性の生きた方講座 仕事も恋も自分も大切にするために～コミュニケーションとセルフケアを学ぶ」
9			子ども家庭支援センター	父親支援事業の内容の充実を図る。	乳幼児と父親の遊びを通じた交流と、父親同士の意見交換等を行うことを目的とした父親支援事業を、市内2ヶ所の子育て広場で実施し、子育て広場へ父親が来所するきっかけを作った。実施回数は12回(各広場6回ずつ) 延べ参加者数は445人であった。(H24年度:実施回数12回(各広場6回ずつ)、延べ参加者数456人)
10		拡充	協働コミュニティ課	男女平等の視点にたった基礎講座と共通講座を開催する。また、パリテまつり内でも男女平等の視点にたった講座等を開催する。	【基礎講座】 1. 「ママの幸せがしの女性学～自分らしくいきいきと！連続講座で仲間作りも！～」(3回連続講座)、参加者延べ50人 託児延べ23人 2. 「仕事と子育てグループ相談会～育児前後のあなたの悩みや不安をシェアします～」、参加者17人 託児13人 3. 「育メンカアップ講座～保活体験をして、家族のこと、地域のことを考えよう～」、参加者16人 託児11人 4. 「映画「hAppy」に学ぶダイバーシティ～みんなで学ぶワークショップ～」、参加者10人 託児6人 【共通講座】 5. 「第1回男たちの土曜塾～アラ還世代の地域デビュー～」(3回連続講座)、参加者延べ36人 6. 「パパの絵本ライブ～夏休みを笑ってすごそう～」、参加者53人 託児4人 7. 「強く賢く面白く女子の就活・男子の就活・親の就活～最新の情報をみんなで考える～」、参加者22人 託児2人 8. 「エンディングノートの書き方～大切な人に思いを届けるノート～」、参加者56人 9. 第6回パリテまつり ○講座 回数:4回、参加人数:106人(託児3人) ○体験会 回数:5回、参加人数:95人と72組(託児5人) ○上映会 回数:1回、参加人数:52人(託児2人)
11	ミンホナムや講演会などの開催	拡充	協働コミュニティ課	「男女共同参画週間事業」、「女性に対する暴力をなくす運動週間事業」、「パリテまつり」で講演会を実施する。	1. 男女共同参画週間 講演会「今日からできるワーク・ライフ・バランス実践術～仕事も家庭も充実する生き方～」 講師 渥美由喜さん 参加者23人 託児2人 2. 女性に対する暴力をなくす運動週間 講演会「自分を大切に生きる生き方」 講師 佐野優さん、関口久志さん 参加者23人 託児3人 3. 第6回パリテまつり講演会 「女も男も、すべての者が参加できる社会に～格差と貧困～」 講師 湯浅誠さん 参加者139人

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
今後も継続実施の予定。	A	男女共同参画週間の行事が、単に行事として行われるのではなく、市民の心に継続的に残るよう、アンケート調査などを行って、継続実施する必要がある。
女性を対象にした学級・講座を10講座程度実施する。	A	女性を対象にした講座を実施する場合、1、対象者の年齢、2、職業(主婦か、子育て中か、子育て後か、独身か)、3、曜日や時間が対象者が受講しやすい時になっているか、などを考慮し、講座計画を立てる必要がある。
父親支援事業の内容の充実を図る。	A	父親支援事業は順調に展開している。今後は更に若い子育て中の父親が参加できるよう、広報にもイラストを工夫して父親が躊躇なく参加できるような雰囲気作りが望まれる。
講座内容については、参加者のアンケートを参考にすると好評である。ただし、参加者数については、少数しか集まらない講座もあり、今後は、広報などを工夫して募集に力を入れていく必要があると感じている。	A	講座開設については、基礎講座、共通講座とも、異なる視点からのアプローチがあり、参加者も多く、評価できる。しかし、広報活動に工夫を凝らせば、更なる参加が見込めるにもかかわらず、講座の開設自体を知らない市民も多い。今後の工夫が待たれる。
週間事業講演会の内容については、参加者のアンケートを参考にすると好評である。ただし、参加者数については、広報などを工夫して募集に力を入れていく必要があると感じている。パリテまつり講演会については、西東京市男女平等推進センターパリテ最大の事業であり、参加者数も多く好評であるため、引き続き継続予定である。	B	これまでに開催されてきた「講演会」は実践的なテーマであるにも関わらず、参加者が二十数名と少ない。広報の活動にも工夫を凝らす必要がある。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
12	ジェンダーの視点に基づいた学習機会の提供と学習団体への支援	拡充	公民館	・ジェンダーの視点に基づいた講座を10講座程度実施する。	ジェンダーの視点を入れた講座を実施した。 ・「乳幼児をもつお母さんのための講座 子育て中の今こそ考えよう～これからの私♪輝く未来☆～」(※内容:日本の男女平等度～女性の人権と男女共同参画、主婦は働いているのか?いないのか?～女性と労働ペイドワークとアンペイドワーク～、家族について考える～家族の定義、日本の社会保障と女性のライフデザイン～ 講師:新井浩子) ・「子どもを育てながら働く女性のための講座」(内容:女性の働き方と社会保障、憲法第24条・25条～両性の本質的平等と生存権 講師:赤石千衣子) ・「幼い子を持つ母親の講座 子育て中でも輝きたい!～これからの私～」(内容:社会の中の家族と女性 講師:渡辺美恵) ・「女性講座 明日輝く私になろう～はじめよう!アサーティブ」(内容:ハラスメントは職場だけ?性同一性障害をこえて等 講師:秋葉ふきこ)等
			協働コミュニケーション課	ジェンダーの視点に基づく学習支援及び情報提供	男女平等推進センターの事業はすべて、ジェンダーの視点に基づく事業であるが、基礎講座(3回連続講座)「ママの幸せがしの女性学～自分らしくいきいきと!連続講座で仲間作りも!～」参加者延べ50人 託児延べ23人等を実施した。講座(合計)回数:12回、参加人数:260人(託児59人)また、男女平等推進センター内に「ジェンダーバイアス」等の用語説明を常設展示した。
13	資料の収集と図書貸出し	拡充	協働コミュニケーション課	男女平等に関する資料の収集及び、図書の購入	各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書室に設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、男女平等推進センターセンター内の案内板を作成するなど工夫した。今年度64冊の貸出し用図書等を増加した。蔵書744冊、ビデオ49本 ○25年度貸出し 90冊
			図書館	図書館の役割としてバランスの取れた蔵書を構成していく中で、男女平等に関する資料も収集し保存、提供していく。	実施中
14	市民の学習活動への支援(講師紹介・情報提供など)	継続	社会教育課	市民の自主的な学習活動のために、地域の人材を活用できるよう、生涯学習人材情報の整備、活用を行う。多様な学習が地域で展開されるよう、人材情報の指導分野の充実に努める。	生涯学習人材情報のデータ更新、整備を行い、ホームページ等で制度のPRを行った結果、平成26年3月31日現在の登録者は66人(116件)であった。登録者66人のうち女性登録者は半数以上の35人となり、女性の積極的な登録がなされているが、男女平等に関する学習の講師を得ることは出来なかった。
			公民館	・女性対象講座や市民団体の求めに応じ、ジェンダーの視点に基づいた学習情報提供を行う。	窓口においてサークル紹介や講師紹介等、学習相談に応じたが、特にジェンダーの視点を含むものはなかった。
15	国際交流等行事の充実	拡充	文化振興課	西東京市多文化共生センターの運営	・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所 ・外国人の日常生活相談105件、外国人支援活動先の紹介等56件、その他の施設利用1,324件、通訳ボランティア派遣事業20件、多言語情報の提供19件 昨年同様、行政窓口や学校への通訳ボランティア派遣の依頼が多かった。今後も安定した需要が見込まれる。
(3) 男女平等に関する調査研究の実施と活用					
20	西東京市における審議会等への女性の参画状況について、毎年調査を行います。また、市職員の男女平等に関する意識調査も行います。	継続	協働コミュニケーション課	審議会等における女性の参画状況を調査する。	東京都が行っている「男女平等参画施策推進状況調査」と合わせて実施。平成25年4月1日現在で審議会等数61、うち女性がいる審議会数52。延べ委員総数709、延べ女性委員数235、女性委員比率33.1%
			協働コミュニケーション課	男女平等に関するデータを整備する。	センターパビリテ内に男女平等に関するデータを設置する専用のラックを設け、国・都・区・市の男女平等に関する情報等を、収集し設置している。また、平成24年度に実施した男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査報告書をセンターパビリテ内に設置した。
21	市職員意識・実態調査の実施と活用	継続	協働コミュニケーション課	職員意識・実態調査結果を西東京市第3次男女平等参画推進計画に活用する。	西東京市第3次男女平等参画推進計画を策定する際に、平成24年度に実施した、職員意識・実態調査結果を活用した。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
・公民館講座の中で、ジェンダーの視点に基づいたテーマを扱い、意識を広めたい。	A	ジェンダーの視点にたった公民館講座は、これまでも多くなされており、一定の評価はできる。今後はさらにテーマの発掘につとめ、市民の啓発につながる講座の企画が望まれる。
男女平等推進センターの事業はすべて、ジェンダーの視点に基づく事業であり、講座内容等は好評であるが、直接ジェンダーの視点が分かりにくい事業もある。その中で、どの事業に参加しても、分かりやすく、効率的にジェンダーの視点を伝えられるよう資料や冊子の配布等を工夫していきたい。	B	今後、わかりやすくジェンダーの視点にたち事業を計画する必要がある。
女性相談を利用されている方に、悩みに準じた図書を紹介を行っている。また参加者にセンターの利用案書を配布して、図書の貸し出し等のPRを行った。今後ホームページにリストを掲載するなどより一層のPRが課題である。	B	図書の貸し出しなどのPRが十分とは言えない。ホームページへのリストの掲載、図書の貸し出しが容易に利用可能になることが先務である。
継続実施	C	ジェンダー関連の学会などにも呼びかけ、図書の推薦を依頼するなど、積極的に展開する必要がある。
引き続き、地域での男女平等に関する学習活動を促進するため、関連分野の人材情報の収集に努めるとともに、この制度の活用を促進することが必要である。また、多くの女性人材が様々な学習活動を展開することを通じて、男女平等参画の意識喚起につなげたい。	B	地域での男女平等に関する人材の収集が的確に行われているとは言いがたい。更なる人材情報の収集が必要であろう。
市民の求めに応じ、ジェンダーの視点に基づいた学習情報提供を行う。	B	ジェンダーの視点に基づいた雑誌や新聞の特集記事も、市民に情報提供を呼びかける等し、「資料バンク」を作成しておけば、市民の求めにも応じやすくなると思う。
今後も、国・都・他の自治体等からの情報を積極的に提供していくとともに、件数は把握していないが、オープンスペースの利用者がさらに増えるよう掲示板等の充実を図っていく。	B	国、都、他の自治体などの情報提供は確実に行われているが、一般市民の利用者は増加していない。特にオープンスペースの利用に関しては更なる工夫が必要であろう。
結婚・離婚・家族に関しての相談は25年度には7件あった。国際的な男女・家族問題が増加傾向にあり、複雑化している現状から、案内やサポートがスムーズに行われるよう、相談窓口間の連携や情報共有を強化したい。	B	事務所の開設、相談窓口や種々の事業の展開を主催、共催している事は高く評価できる。今後、活動全般を把握できる、コーディネーターがおかれることで、更に市民への多文化共生に対する意識の変革に貢献できるだろう。
審議会等での男女比は昨年より増加している。今後も継続して、改選時などに男女平等参画の視点に立った登用を働きかけていく。	A	引き続き、女性の増加に努めていただきたい。
引き続き男女平等推進センターパビリテ内やホームページ等でデータを整備し、市民等へ情報提供していく。	A	両庁舎にも、設置場所の確保をお願いしたい。
平成24年度に実施した職員意識・実態調査を各業務に活用する。	C	職員意識向上のため、男女平等に関する研修実施に向けて検討していただきたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
2 家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進					
(1) 男女平等に基づいた教育・学習の実施					
23	学校教育の中に男女性別役割を固定化したような活動や習慣がないか見直しをすすめます。また、家庭・学校・保育園・幼稚園などで男女平等に即した子育て・教育・保育がすすめられるように、関係図書の紹介や教材・教具・指導法の開発を進めます。	市立小・中学校での男女混合名簿実施	継続 教育指導課	男女の正しい考え方に基づいた出席簿の作成と使用の徹底を図る。	平成25年度は、小学校19校中11校が男女混合の出席簿、中学校は男女別の出席簿となっている。男女混合の出席簿を使用している学校では、健康診断等の際には、男女別の名簿を別途作成し、対応している。校長の権限と責任における出席簿の取扱いの考え方が適切に定着し、目的に応じた名簿の使用ができるようになってきている。「男らしさ」や「女らしさ」をすべて否定するような行き過ぎた考え方に基づいた男女混合名簿を作成しないことを基本としながら、今後も適切な男女平等教育を推進していく。
24	固定的な性別役割にとらわれない進路指導の推進	中学校における職場体験等の充実を図る。また、ガイダンス機能を生かしたキャリア教育を実施する。	拡充 教育指導課	中学校の職場体験は年間3日間、全校で実施した。生徒の受け入れ先については、固定的な役割にとらわれない進路指導を考慮し選定した。校長会議、進路指導主任会、指導主事による学校訪問等で東京都教育委員会作成資料を配布し、ガイダンス機能を生かしたキャリア教育の重要性についての理解を深め、中学校での職場体験や職場訪問をより充実させてきている。	
25	発達に応じた性教育の充実 ※「13 性と生殖に関する健康支援」にも掲載	引き続き、体育、保健体育の教科書を使用して、適切な指導が行われている。	教育指導課	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性に関する教育の実施について指導・助言を行っている。	
26		リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について紙面を通して知る機会をつくり、発達に応じた性教育の充実を図る。	拡充 協働コミュニティ課	《週間事業》 女性に対する暴力をなくす運動週間事業として講演会を実施した。 「自分を大切にする生き方 ～出会いに限られた数はない～ ～大切にされてこそ大切がわかる、性と生の貧困～」 参加者23人 センター通信で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について特集し、500枚を各所へ配布した。また、パリエ内に説明文を掲示している。	
27	市立小・中学校における家庭科の男女共修の実施	学校が、学習指導要領どおりに教育課程を編成する。	継続 教育指導課	小・中学校全校において、すでに家庭科の男女共修が実施されている。教育課程への位置付けと年間指導計画の作成が適切に行われ、将来において社会と家庭に男女が共に寄与する資質の形成が図られている。	
28	男女平等に即した全教科の指導指針や各種教材の開発とその活用	学習指導要領を踏まえた人権教育の充実を図る。	継続 教育指導課	「人権教育プログラム」(平成25年3月 東京都教育委員会作成)の全教職員への配布。若手教員1年次研修会、人権教育研修会での指導主事による講義、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言を行った。また、都内人権尊重教育推進校の発表会に人権教育推進委員を参加等させ、その成果を校内の教職員に周知した。人権教育推進委員会で本市における人権教育研修会の重点を決め、意図的・計画的に研修を実施している。また、その委員を中心に各学校での推進を図った。	
29	男女平等の視点をもった本・絵本・児童書の紹介	おはなし会や絵本と子育て事業会場などで、関連する絵本や児童書の紹介を継続する。また、資料購入やせいせん図書選定の際にも考慮していくことで、紹介の場をひろげていく。	図書館	実施	
30		特に改まった取り組みは必要ないと判断し、特別な対応は行わないが、男女性別役割を固定化するような活動や習慣を植え付けるような本・絵本の紹介はしない。	継続 保育課	特に改まった取り組みは必要ないと判断し、特別な対応は行わないが、男女性別役割を固定化するような活動や習慣を植え付けるような本・絵本の紹介はしなかった。	
31		意識啓発を促す図書の整備	児童青少年課	機関紙等のおすすめの本なども参考に図書を選択し、児童館における意識啓発を促している。	
32		男女平等の視点を持った本・絵本児童書の紹介。	協働 課ニコ	西東京市男女平等参画情報誌「パリエNO12の「パリエライブラリー」のコーナーで、「100かいたでるのいえ」を紹介したほか、図書コーナーに「あらじんのまほう」を蔵書として購入にした。	

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
「男らしさ」や「女らしさ」をすべて否定する考え方に基づいて名簿を作成することがないよう、引き続き校長に依頼していく。学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立って児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、生き生きと個性と能力を発揮できるよう留意させる。	C	昨年度に引き続き、「男らしさ」や「女らしさ」をすべて否定する考え方に基づいて名簿を作成している学校はないので、その件での校長への働きかけは必要ないと思われる。男女平等の視点に立った名簿の活用が普及されるように校長に働きかけるように求める。
東京都教育委員会の方針も受けて、職場体験や職場訪問の実施日数を増やすとともに、固定的な性別役割にとらわれない進路指導に資する実習受け入れ先を拡大していく。また、小学校と中学校との間で、系統的なキャリア教育を実践していく必要がある。また、教育委員会としては、学校とより一層連携を深め、事業所の確保を図り、全校が固定的な性別役割にとらわれない進路指導に資する実習受け入れ先を確保できるよう支援体制を整える必要がある。	B	中学校の職場体験、全校3日間の実施は評価できる。昨年度に引き続き受け入れ先の拡大に期待したい。しかし、24年度における次年度の課題にある小学校と中学校との間での系統的なキャリア教育の実践が見えてこない。具体的な取組に期待したい。
性に関する指導については、教科書を使用し、適正な内容で適正な資料を活用して指導を行うよう徹底させる。	B	教科書による適切な指導は評価できる。今後は適切な指導の定着に向け努力を期待する。また、教科書以外の資料の充実も検討されたい。
今後も継続実施の予定。	A	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念についての啓発のためにセンター通信での特集及び配布、また女性に対する暴力についての講演会の実施は大いに評価できる。今後も継続を期待する。
男女共修が実施されている状況を踏まえ、今後さらに授業内容の改善を推進し、内容面での充実を図っていく。	B	小中学校での家庭科の男女共修の定着は評価できる。今後も継続を望む。実習以外の教科指導の中にも、男女平等の視点を理解できる教育活動の実施を望む。
男女平等教育を含め人権教育の充実を視点においた授業改善を更に推進するために、授業研究の実施や東京都教育委員会「人権尊重教育推進校」への参加を継続的に行う。	C	昨年度の事業評価である教材の開発及び活用がどのようになされたのかが見えてこない。
継続実施	B	昨年度の課題を実施することができた。これからも紹介の場を広げること期待する。
「男女平等情報誌バリテ」に掲載されているおすすめの本も参考に図書を選択をするよう努力する。	C	男女平等の視点に立った本・絵本の紹介を積極的に行うように期待する。
今後も意識啓発を促していく。	B	今後も児童館における意識の啓発の充実を期待する。
今後も継続実施の予定。	A	今後も引き続き図書コーナーの充実と情報提供に期待する。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
33	学童クラブ・保育園・幼稚園での生活指導のための指針作成と活用の働きかけ	継続	児童青少年課	学童クラブにおいて、男女平等についての生活指導を実施	学童クラブでは男女、異年齢、障害児等、常に皆平等であるということを指導しているが、特に指導における指針等は作成していない。
34			保育課	特に改まった取組は必要ないと判断し、特別な対応は行わないが、男女性別役割を固定化するような活動や習慣を植え付けるような保育は行わない。	男女、異年齢、障害児等、常に皆平等である心がけ保育を実施した。
(2) 保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成					
35	教員や保育士等を対象とした男女平等研修を定期的実施します。また、保護者向け情報誌の作成にあたっては、男女平等の視点を盛り込みます。	男女平等教育を推進するための教員の研修の充実	教育指導課	教員の人権教育についての理解を一層深める。	「人権教育プログラム」(平成25年3月 東京都教育委員会作成)の全教職員への配布。若手教員1年次研修会、人権教育研修会での指導主事による講義、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言を行った。また、都内人権尊重教育推進校の発表会に人権教育推進委員を参加等させ、その成果を校内の教職員に周知した。人権教育推進委員会で本市における人権教育研修会の重点を決め、意図的・計画的に研修を実施している。また、その委員を中心に各学校での推進を図った。
36	保育士等の意識啓発研修の実施	継続	保育課	特に実施の予定はない。	専門研修として、男女平等の意識啓発をする時間を設けることが難しいため、それに代わって「男女平等情報誌/バリテ」を施設ごとで回覧して職員の意識啓発を図った。
37			児童青少年課	意識啓発の促進	職員研修の中で男女平等の意識啓発に関する時間を設けることが難しいため、「男女平等情報誌/バリテ」を施設ごとに回覧し、指導員の自己啓発を図っている。
38	男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	拡充	子育て支援課	子育てハンドブックの作成。	子育て情報冊子「西東京市子育てハンドブック」を作成配布。 4,000部

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
今後も継続した指導を図る。	C	平成24年度事業評価と同様に指針の作成を行う必要がある。
男女、異年齢、障害児等、常に皆平等である心がけ保育を実施する。	C	平成24年度事業評価と同様に男女平等意識に立った指針の作成を行う必要がある。
男女平等教育を含め人権教育の充実を視点においた授業改善を更に推進するために、授業研究の実施や東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の研究発表会への参加を推進し、継続的に教職員の研修の充実に努める。また、平成25年度に引き続き26年度も都の人権尊重教育推進校1校が研究を進める。	B	男女平等の視点に立った人権教育が必要である。人権教育推進校の研究成果を各学校で確実に教職員へ周知するように努力されたい。
意識啓発の促進	C	パリエの回覧は評価できるが、保育士の意識啓発は重要である。職員研修の実施を望む。
今後、職員研修における意識啓発の促進を検討していく。	C	パリエの回覧は評価できるが、指導員の意識啓発は重要である。職員研修の実施を望む。
ハンドブックの作成を継続する。	A	子育てハンドブック作成・配布は評価できる。今後もより男女平等の視点を採り入れたハンドブックになるように努力・継続されたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
Ⅱ “家庭生活”を豊かにする男女平等				
3 家庭における男女平等参画促進				
(1) 男女の意識改革と生活技術取得への支援				
39	男女が協力して家庭生活を支えるという意識をもち、実践できるよう、働き方や生活時間に配慮した各種講座等により、日常生活や育児・介護に必要な基礎的な技術を身に付けられるための支援をします。また、固定的な役割にとらわれている男性が、自分自身を見直すための講座を開催したり、母子健康手帳の交付時等に父親向けの情報提供を行うなど、男性の気づきを促す取り組みを行います。	ファミリー学級の開催	健康課	開催回数：年16回コース(2回1コース)2回目は土曜日の午前中に実施 ・父親同士の交流の場を継続 ・先輩パパによる(職員課とタイアップ)育児参加の話は好評であり、継続する。
40		男性向け介護講座の開催	高齢者支援課	在宅介護講習会を2回開催した。 参加人数(各回定員20人) ①10人(うち男性0人) ②13人(うち男性1人)
41		男性が日常生活の中で育児や家事・介護等に興味や関心を持つことができる講座の開催や情報の提供	公民館	「育メンパパとクッキング～元氣やさいの夏料理」(1回)を実施した。(15人参加) 「家族の介護について考える講座」(3回)を実施した。(男性5人参加)
42	男女平等の視点にたった各種講座の開催 ※「1 男女平等の意識づくり」にも掲載		公民館	女性を対象にした講座(1回～33回・延158回)を11講座実施した。 「子育て中の外国人女性のための日本語講座」 「乳幼児をもつお母さんのための講座」 「子育て中の今こそ考えよう～これからの私」 「輝く未来☆」 「女性講座～心とからだに深呼吸！アートでリフレッシュ～」 「現代社会の子育てビジョン」 「子どもを育てながら働く女性のための講座」 「子育て中の女性のための講座 私らしい生き方、はたらき方デザイン」 「自分らしく生きるために②女性向け講座」 「大切な私を守るセルフ・ディフェンス(護身術)講座」 「乳幼児を持つ母親のための講座 関わりあいで広がる・ハートフルママ講座」 「幼い子を持つ母親の講座 子育て中でも輝きたい！～これからの私～」 「女性講座 明日輝く私になるう～はじめよう！アサーティブ」 「女性の生き方講座 仕事も恋も自分も大切にするために～コミュニケーションとセルフケアを学ぶ」
43			協働コミュニケーション課	市民一人ひとりの生活の中にある様々な男女平等に関する問題を整理し、理解できるよう各種講座を開催する。 【基礎講座】 1. 「ママの幸せがしの女性学～自分らしくいきいきと！連続講座で仲間作りも～」(3回連続講座)、参加者延べ50人 託児延べ23人 2. 「仕事と子育てグループ相談会～育児前後のあなたの悩みや不安をシェアします～」、参加者17人 託児13人 3. 「育メンケアアップ講座～保活体験をして、家族のこと、地域のことを考えよう～」、参加者16人 託児11人 4. 「映画「hAppy」に学ぶダイバーシティ～みんなで学ぶワークショップ～」、参加者10人 託児6人 【共通講座】 5. 「第1回男たちの土曜塾～アラ還世代の地域デビュー～」(3回連続講座)、参加者延べ36人 6. 「パパの絵本ライブ～夏休みを笑ってすごそう～」、参加者53人 託児4人 7. 「強く賢く面白く女子の就活・男子の就活・親の就活～最新の情報をみんなで考える～」、参加者22人 託児2人 8. 「エンディングノートの書き方～大切な人に思いを届けるノート～」、参加者56人 9. 第6回パリテまつり ○講座 回数：4回、参加人数：106人(託児3人) ○体験会 回数：5回、参加人数：95人と72組(託児5人) ○上映会 回数：1回、参加人数：52人(託児2人)
44	男性の育児参加を促す啓発資料の作成・配布	健康課	母子健康手帳交付時の母子保健ファイルの中に「父親ハンドブック」を挿入し配布。 保健師が常駐する保谷センターでは、交付の際に情報提供を行う。	母子健康手帳交付時の母子保健ファイルの中に「父親ハンドブック」を同封し配布。 保健師が常駐する保谷センターでは、交付の際に情報提供を行う。
45	父親の育児休業の取得に向けた啓発	協働コミュニケーション課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施する。	男女共同参画週間に講演会「今日からできるワーク・ライフ・バランス実践術～仕事も家庭も充実する生き方～」を実施した。 講師は、育児休業取得者である渥美由喜さんに依頼し、自身の体験談なども含めて講演いただいた。また、その講演内容を、西東京市男女平等参画情報誌バリテNO11の特集記事としてまとめて、市民等に配布した。
46		健康課	妊娠届出時、ファミリー学級時を中心に、夫婦(父親母親)協力して妊娠～育児を迎えられるよう情報提供を行っている。	妊娠届出時、ファミリー学級時を中心に、夫婦(父親母親)協力して妊娠～育児を迎えられるよう情報提供を行っている。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
参加者からは、育児手技(おむつ交換や沐浴)の学習時間に評価が高いが、多くの母子が里帰りをし、夫婦での育児スタートが産後2～3か月という家庭も多く、特に夫が沐浴や新生児のケアに携わる機会のない家庭も多い。 そのような現状に合わせて、2日という限られた時間で、夫婦で協力して育児をスタートすることに主眼をおいた内容に修正を検討している。	A	積極的な取り組みは、評価できる。母子の里帰り中に、先輩パパと育児手技ができる環境整備に努めていただきたい。
より多くの方々に参加していただけるように周知を図っていく。	B	関係団体等と協力して、PRを図ることを検討していただきたい。
父と子のための講座や保育付きの講座の中で、子育て中の男性が公民館事業に参加するきっかけを提供する。また、男性が参加しやすい家事や介護に関する講座を実施する。	A	引き続き推進されたい。
・女性を対象にした学級・講座を10講座程度実施する。	A	あらゆる世代による、啓発推進の姿勢は評価できる。
講座内容については、参加者のアンケートを参考にすると好評である。ただし、参加者数については、少数しか集まらない講座もあり、今後は、広報などを工夫して募集に力を入れていく必要があると感じている。	A	引き続き推進されたい。
健康課窓口には夫婦で妊娠届出に来所するケースもあるので、その機会の面接を通して情報提供に努めていく	B	引き続きPRに努めてほしい。
今後も講演会・講座や啓発誌など様々な方法で実施していきたい。	A	引き続き推進されたい。
学級で夫の育児休業の話をして、多くが予定なし、取りづらいという。夫に意識がないというより、現実には言い出せない・取得できる状態にないということが背景になっており、意識づけだけでは困難な課題だと感じる。	A	企業・労働組合等を通じて、育児休業が取得できるよう、PRに期待したい。

	施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
	4 子育てへの社会的支援の充実				
	(1) 子育て支援サービスの充実				
47	保護者の就労の有無を問わず、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、質の高いサービスの充実を図ります。さらに、教育費負担を軽減するための施策の充実を国や都に要望するとともに、市独自の支援を実施します。	全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」の実施	拡充	健康課	全件訪問を目指す。里帰り先での訪問状況の把握に努める。
48		保育園の入所枠拡充(特に0～3歳児)	拡充	保育課	平成25年4月に柳沢駅北口、平成25年7月に谷戸に私立保育園2園を開園予定。0～3歳児合わせて89名程度の定員枠拡大を図る。
49		認証保育所・保育室・家庭福祉員への支援の充実	継続	保育課	引き続き保育ママの孤立化を防止するために、定期訪問を実施していく。
50		保育支援の拡充(「一時保育・緊急一時保育」「病後児保育」「学童クラブ」「障害児保育」等の充実)	拡充	児童青少年課	保護者が就労等の理由で、放課後適切な監護が受けられないおおむね小学校4年生までの児童に対し健全育成を図る。
51			拡充	保育課	公共施設予約管理システムにおいて実施している一時保育の予約方法で不具合箇所の修正を行う。平成25年度に新たに、ひがしふしみ保育園で一時保育を実施するための準備。
52				子育て支援課	病児・病後児保育事業の実施 施設利用実績(利用延べ人数) 病児・病後児保育室えくぼ 1,909人 病後児保育室ばんだ 645人
53		ショートステイ※事業の実施および病児保育・休日保育の検討	継続	保育課	休日保育の実施に向けて検討する。
54			継続	子ども支援センター	事業内容について広く周知する。
55			継続	子育て支援課	病児・病後児保育事業の実施 施設利用実績(利用延べ人数) 病児・病後児保育室えくぼ 1,909人 病後児保育室ばんだ 645人
56		保護者の教育費負担軽減	継続	子育て支援課	【私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金】 幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。 支給延べ人員 38,034人 支給額 303,363,950円 【就園奨励費補助金】 幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。 支給延べ人員 1,811人 支給額 183,312,280円
57			継続	教育企画課	経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品や学校給食費などの教育費の一部を援助する。
58		児童手当、児童扶養手当、児童育成手当の充実の要望	継続	子育て支援課	各種手当の充実の要望 【支給実績】 児童手当 2,921,795,000円 児童扶養手当支給実績 542,211,590円 児童育成手当 392,412,500円
59		奨学金制度の拡充	継続	教育企画課	奨学金のあり方について検討していく。
					平成26年2月に奨学生選考委員会を開催した結果、各市の状況、国制度踏まえ、平成26年度も奨学資金支給制度を休止することとなった。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
長期里帰り者が毎年一定数おり、4ヶ月児健診前に訪問できない家庭がある。 里帰り先での訪問の有無について引き続き把握に努める。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化、高齢出産等による家庭が増えている現状では、里帰り者が一定数いるのは理解できる。 ・4ヶ月児健診前に何らかの情報提供の方策を考えていく必要がある。 ・里帰り先での訪問の有無の把握は今後も必要である。
平成26年度は小規模保育事業及び家庭的保育事業及び共同保育事業への移行を各1施設ずつ開設予定。定員27人増予定。	A	各保育事業への移行が進み、開設の方向へ向かっていることは評価できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者の研修募集を実施した。 ・地域子育て推進員を増員し3名配置し、拠点も保育課の窓口に写し、保育課窓口での相談業務を行います。また、定期的に家庭的保育事業者を訪問し、保育内容や給食の内容を確認し、アドバイス等を行い、抜き打ち巡回なども実施する予定。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・増員による地域子育て推進員の活動を一層広げていく必要がある。 ・保育事業者の研修への参加を促し、アドバイスすることは子育て支援サービスの向上につながる。
現行の全員入所という方針については、新制度における定員や受入れ学年の対応、放課後子ども教室、児童館との連携等も視野に入れながら、今後の検討が必要である。	A	現行の全員入所の方向については、新制度における定員、学年等の実態をふまえ、保護者が安心して就労できるように検討する必要がある。
平成26年度は、ほうやちよう保育園が民営化するにあたり、一時保育を一旦休止し、9月より再開予定。	A	柳沢駅近くにあった「ほうやちよう保育園」がなぜ民営になったのか、記載はないが民営化になっても今まで以上の保育内容を保っていくことが望まれる。
2施設へ委託を継続する。	A	次年度も、引き続き、2施設の継続をお願いしたい。
今後引き続き、休日保育の実施に向けて検討する。	B	休日保育の必要度、家庭の実態等について、より具体的にわかるとよい。
事業内容について広く周知する。	A	年間延べ利用日数及び人数が前年度より増えているのは評価できる。
2施設へ委託を継続する。	A	子育て中の家庭にとって、いざという時の支援となっているので、継続をお願いする。
補助金を継続する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・支給された数値が具体的であり、わかりやすい。 ・今後も保護者の負担軽減のため、補助金の継続を遂行する方向はよい。
生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度について、支給要綱及び支給に関する事務処理要領改正の必要がある。	A	生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度は見直しされる方向であるが、今後も従来のような手厚い援助ができるようにしたい。
児童扶養手当は、平成26年12月から年金との併給が可能となる。	A	よりわかりやすい方法で、制度の周知をお願いしたい。
<p>国制度である公立高等学校に係る授業料不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との2本立てとなっていた制度が、所得制限の導入に伴い、就学支援金制度へ一本化される。</p> <p>所得制限の基準額は年収910万円。</p> <p>授業料以外の教育費の負担を軽減するための、高校生等奨学給付金制度も創設される。</p> <p>本市の奨学金支給制度のあり方について検討する必要がある。</p>	B	従来の公立と私立の就学支援制度が一本化される方向にある。授業料および奨学給付金制度も創設されるので、制度の周知をお願いしたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
(2)地域での子育て支援の促進					
60	仕事と育児の両立や、家庭で子育てをしている親等への支援として、地域で子育てを支えあう環境づくりに努めます。活動環境が整っていない地域子育てグループの支援や、子どもたちを見守りながら応援していく地域のネットワークの構築を検討します。	ファミリー・サポート・センターの充実	子ども家庭支援センター	サポート会員の増加を図る。	市報や市のホームページに事業内容を引き続き掲載し、事業PRを行った。 子どもを預かるサポート会員を養成するためにサポート会員養成講習会を実施し、「子どもを安全に預かる心構え」や「子どもの心や発達」等の講義を行った。 サポート会員への新規登録は30人であり、H24年度に新規登録した人数(24人)より6人増となったが、32人の退会があったため、全体のサポート会員数は前年度より2人減となった。(H24年度229人→H25年度227人) 退会理由としては「体調不良のため」「家族の介護のため」「仕事を始めたため」等であった。
61	子ども総合支援センターの充実	子ども家庭支援センター	相談支援体制の充実を図る。	こどもの発達センターひいらぎに発達支援コーディネーター担当の職員を配置し、保護者からの相談対応の充実や関係機関との連携を図ってきた。年間で200件を超える相談に対応し、幼稚園・保育園訪問も42件行い、相談支援が拡充した。 また、子ども家庭支援センターのどこかでは、年間の新規相談件数は減少したが、前年度からの継続相談ケースへの対応もあり、活動延べ回数(相談員が相談内容の解決に向けて活動した回数)は増加した。 (新規相談件数：H24年度649件→H25年度585件) (活動延べ回数：H24年度13,417件→H25年度16,734件)	
62	子育てサークルの育成と支援	児童課 青少年	子育てサークル事業を実施することで地域の子育て世代の保護者の交流を促進	●子育て支援拠点事業(子育てひろば事業A型)として、子育てサークル活動の支援をした。	
63		拡充	子ども家庭支援センター	子育てサークルに関する情報提供を行う。	子育てサークルに関する情報を幅広く収集、提供した。子育て広場内のイベント等で友達の輪ができ、それが広場外でのつながりにも発展している。子育てサークルの打ち合わせ場所としても子育て広場が活用されている。
64		拡充	公民館	・保育付き講座参加者の求めに応じて、サークルづくりへの助言や情報提供を行う。 ・保育付きのサークルに対し、サークル同士の連絡・調整を図り、情報交換等が行えるよう支援する。	・平成25年度の保育付講座から新たに6団体のサークルが誕生した。平成25年度は合計28団体のサークルに学習支援保育を提供し、学習支援を行った。 (述べ407回、述べ人数3,078人)
65	子育てハンドブックの作成・配布	拡充	子育て支援課	西東京市子育てハンドブックの作成	子育て情報冊子「西東京市子育てハンドブック」を作成配布。 4,000部
66	保育付き講座の開催	拡充	公民館	・学習支援保育付事業を10講座程度実施する。	学習支援保育付の講座(10回～33回・延151回)を9講座実施した。(述べ人数2,027人) 「子育て中の外国人女性のための日本語講座」 「乳幼児をもつお母さんのための講座」「子育て中の今こそ考えよう～これからの私♪輝く未来☆～」「女性講座～心とからだに深呼吸！アートでリフレッシュ～」 「現代社会の子育てビジョン」「子どもを育てながら働く女性のための講座」「子育て中の女性のための講座 私らしい生き方、はたらき方デザイン」「乳幼児を持つ母親のための講座 関わりあい広がる・ハートフルママ講座」「幼い子を持つ母親の講座 子育て中でも輝きたい！～これからの私～」「女性講座 明日輝く私になろう～はじめよう！アサーティブ」
67		拡充	協働コミュニティ	各講座保育付にする。	定年前後の男性を対象とした講座以外は、全講座保育付きで開催。パリテまつり講座等についても保育付きで開催。 講演会・講座開催数 9回 参加者 270人 保育付き利用者 64人 パリテまつり講演会・講座等開催数 7回 参加者 340人 保育付き利用者 10人
68	一時保育など在宅児への保育サービスの実施	継続	保育課	地域子育て支援センターの内容の充実を図る。	地域子育て支援センター5園の内容の充実を図る。 栄養士・看護師・保育士と一緒に考えたり、アドバイスができる相談、保育園体験、園行事への参加、多彩な子育て講座、離乳食講座などを行った。 延べ利用人数：28,400人
69	児童館・学童クラブの充実	拡充	児童課 青少年	児童館・学童クラブの計画的整備	大規模化している学童クラブを中心に、学童クラブの設置の調整を図り、平成26年度4月1日開設を目指し準備を進めた。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
サポート会員の増加を図る。	A	引き続き、市報・市のホームページで事業PRに努めていただきたい。
相談支援体制の充実を図る。	A	引き続き推進されたい。
今後も継続した実施を図る。	A	引き続き子育てサークル活動の支援を期待したい。
子育てサークルに関する情報提供を行う。	A	市報・市のホームページでPRに努めていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育付き講座参加者の求めに応じて、サークルづくりへの助言や情報提供を行う。 ・保育付きのサークルに対し、サークル同士の連絡・調整を図り、情報交換等が行えるよう支援する。 	A	引き続き推進していただきたい。
ハンドブックの作成を継続する。	A	両庁舎の窓口にも設置していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援保育付事業を10講座程度実施する。 	A	大いに評価できる。
全講座で保育付き開催に努める	A	大いに評価できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・出産を控えるプレパパママをはじめ、育児中のパパママ、おじいちゃんおばあちゃんも子どもを取り巻く家族も含め、参加できる講座を企画実施する。 	A	大いに評価できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の学級増や統廃合に伴い、児童数の増加が見込める地域については、学童クラブについても新設等の対応を検討していく。 	A	学童クラブ設置の拡充を望んでいる。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
5 介護への社会的支援の充実				
(1)地域での支え合いのしくみづくり				
70	ひとり暮らし高齢者の見守りも含め、介護を家族だけで支える社会から、地域全体が互いに支え合っていく社会とするために、性別や年代にかかわらず、さまざまな市民の出会いや交流を図ります。活動拠点・ネットワークの形成、NPO等との協働の促進のしくみづくりをすすめます。	福祉情報総合ネットワークの構築	生活福祉課	市民が求める福祉情報を適宜、過不足なく提供する。
71	地域での福祉にかかわる相談・情報提供体制の充実	高齢者支援課	ひとり暮らし高齢者の見守りも含め、介護を家族だけで支える社会から、地域全体で支えあうネットワークを構築のため、地域包括支援センターにおける相談体制を充実する。	市内8箇所の地域包括支援センターでの福祉・介護等の相談対応件数が28,834件あった。各包括では継続して地域ネットワーク連絡会を開催している。当連絡会では、個別ケースの検討から地域の課題を発見し、その解決のための地域の保健・医療・福祉等の関係者とのネットワーク作りに取り組んでいる。
72		生活福祉課	地域福祉コーディネーター事業(ほっとするまちネットワークシステムの構築)	地域福祉コーディネーター2名を新たに追加し、市内4圏域全てに1人ずつ配置した。相談の掘起し、住民への社会参加の働きかけを全市的に行うことができた。
73	地域のささえあいネットワークの形成	高齢者支援課	ひとり暮らし高齢者の見守りについて、市民一人ひとりに理解してもらい、地域のささえあいネットワークの形成を図る。	市民まつり及び介護の日イベントへの参加、年3回の市報掲載、認知症サポーター養成講座でのPR等により周知を図った。 ささえあい協力員 1,190人 ささえあい協力団体 148団体 ささえあい訪問協力員 316人
74	地域福祉をすすめるための活動拠点の整備・確保の推進	高齢者支援課	地域福祉を進めるための活動拠点の整備・確保の推進のため、施設の拠点を確保する。	社会福祉協議会において、施設の拠点を確保し、地域福祉に関する活動を行った。
75		生活福祉課	社会福祉協議会が実施主体の「ふれあいのまちづくり」への支援	小圏域で地域福祉を推進するための事業であるふれあいのまちづくり事業の拠点整備費に対し補助金を交付することにより、拠点の維持・確保に努め、もって事業の普及推進を図った。 5か所の拠点の予約利用状況 1,118件
76	NPOやボランティア、市民活動団体等との協働の推進	協働コミュニケーション課	・市民協働推進センター「ゆめこらぼ」 ハードとソフトの両面から市民活動を支え、地域における様々な主体の組み合わせによる協働を推進する。 ・NPO等企画提案事業 市民活動団体による協働事業の提案募集を実施する。採択されると最大3年間の補助対象となり、協働事業を実施する。毎年新規採択3事業を予定しており、継続事業を含めると最大9事業の実施が可能である。 ・地域活動情報ステーション 市内の様々な市民活動団体のデータを集約し、発信する。	・市民協働推進センター「ゆめこらぼ」 各種講座や事業の実施を行うとともに、相談などを通じて新たな市民活動を創出した。 また、行政職員との懇談会を実施し、意見交換を行った。 ・NPO等企画提案事業 【25年度新規事業】 ①応募事業数5事業(5団体) 内採択事業3事業(3団体) ②補助金対象事業 新規事業、継続事業合わせて6事業 ・地域活動情報ステーション 登録団体数79団体(平成26年3月31日現在)。 サイトアクセス数9,629件(平成26年3月31日現在)。
77	地域福祉を担うための人材の育成	生活福祉課	社会福祉協議会が実施主体のボランティア・市民活動センターへの支援	補助金を交付することにより、事業実施体制の整備を図り、ボランティアの確保・育成の機会を設けた。 市民ニーズに応じたボランティアが提供できるよう人材の派遣等が効率よく行えるよう支援した。 ボランティア登録者 598人 うち新規登録者数 88人

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
利用者が必要な情報を市の組織を意識することなく検索できるよう見出し、階層等全庁的な掲載方法の見直しをする必要がある。	B	本施策の根幹「福祉情報の総合的ネットワーク構築」にご努力されていることは認めつつも、未だ創意工夫の余地を残している。担当課自身も課題に書かれているように見直しなどを願います。
一人でも多くの高齢者に見守りの目が行き届くように、見守り方法の見直しや、若年層への働きかけを強化する必要がある。	A	重点的な取り組みとします。ますます充実した市民サービスを期待する。
事業周知が進み、市民ボランティア(ほっとネット推進員)をこれまで以上に募ることができるようになり、現に登録者が200名近くにまでなったが、今後は、ほっとネット推進員が自主的に積極的に地域活動を行えるようスキルアップ、モチベーションアップを図る必要がある。	A	ほっとするまちネットワークシステムの構築は地域福祉コーディネーター増員でますます期待するところである。今後は市民ボランティアのほっとネット推進員の質の向上が大きな課題と考える。福祉とは何か…基本的命題への答えの共有が必要でないか。期待している。
一人でも多くの高齢者に見守りの目が行き届くように、見守り方法の見直しや、若年層への働きかけを強化する必要がある。	A	ささえあい協力員、団体、訪問協力員登録者の社会貢献意識は高いものと推測する。その意識をより向上させるためにも3者の連携を密にする意見交換や情報交換及び学習会など横断的関係づくりが必要ではないか。期待している。
地域福祉を進めるための活動拠点の整備・確保の推進のため、引き続き施設の拠点を確保していく。	B	活動拠点はどんなところで、何か所あるのか。またどんな活動を行っているのかなど、実態が不明である。加えて社協において行っている活動をどのように支援しているのか等々についても伺いたい。
平成25年度に拠点のあり方の具体的検討を行い、概ね中学校区ごとに2箇所ずつ拠点を設けることとした。この方針に従い、拠点を適所に設け、住民活動を促進する必要がある。	A	ふれまちの活動の充実に期待するところであるが、その認知度はいかになものなのか。利用者数は延べ人数なのか。新たな参加者獲得への努力はいかに…等々拠点の活用策が課題であろう。高齢社会のこれからに大きな役割がある本事業の一層の充実を願う。
<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進センター「ゆめこらぼ」 市民・市民活動団体、企業、大学、行政等との連携を促進し、地域課題解決に向けた協働事業に結びつけることが今後の課題である。 ・NPO等企画提案事業 地域の課題を解決できる提案事業数を増やすことが今後の課題である。 ・地域活動情報ステーション 登録団体及びアクセス数増加や、サイト活用の見直し等について検討する必要がある。 	B	NPOや市民活動団体との協働はさまざまな事業を通して行われているようだが、市民の認知度は高いとは言えない。また、市民・職員ともに「協働のあり方」の把握の共有ができていないかという疑問である。これからのまちづくりに欠かせない「協働」を担う課だからこそ、提示された課題を解決するために一層の努力をお願いする。
ボランティアセンターの事業の周知を図り、市民のニーズに応じたボランティアの育成に努める必要がある。災害時ボランティアなど関心の高い分野で社会貢献できるよう社会福祉協議会に働きかけを求める。	A	様々な調査結果から、機会があつたらボランティア活動をしたいという市民が多い中、行政・諸活動団体と市民のやる気をどうつなぐか、ボランティア市民活動センターの役割はますます期待される。今後も継続した活躍に期待する。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
(2) 介護サービスの充実					
78 高齢者や介護者のニーズに基づいて必要な介護保険給付サービスを着実に提供できるようにするとともに、独居・高齢者世帯の支援等、市独自のサービスについてもさらなる充実を図ります。また、第三者評価等を通じて、介護サービスの質の維持・向上を図ります。	介護サービス及びサービス提供事業者に関する情報公開の推進	拡充	高齢者支援課	法改正や介護保険料の改定により「介護保険と高齢者福祉の手引き」は読みやすく判りやすいように再構成して全戸配布。「介護保険事業者ガイドブック」も年1回発行。「介護サービス情報の公表」制度についての案内等を引き続き窓口において情報提供。	「介護保険と高齢者福祉の手引き」は読みやすく判りやすいように再構成して配布した。「介護保険事業者ガイドブック」を校正時点での最新情報を盛り込んで発行。
	家庭における介護者・家族の負担軽減のための取り組みの充実	拡充	高齢者支援課	介護に必要な正しい知識と実践方法を学ぶとともに、具体的な体験実習を通じ技術を習得することで、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	在宅介護講習会を2回開催した。 参加人数(各回定員20人) ①10人(うち男性0人) ②13人(うち男性1人)
80	多様な主体による効果的・効率的なサービス提供の促進	拡充	高齢者支援課	法改正によるサービス提供内容の変更や、介護保険料の改定等により「介護保険と高齢者福祉の手引き」を市民の方に読みやすく、わかりやすい内容になるよう再構成し、全戸配布する。	制度改正や保険料の改定があったため、「介護保険と高齢者福祉の手引き」は読みやすく判りやすいように再構成して全戸配布した。「介護保険事業者ガイドブック」を校正時点での最新情報を盛り込んで発行。相談窓口業務においても、市民周知を図るとともに各々のニーズに合ったサービス提供の促進に努めた。
	福祉サービス第三者評価システムの活用促進	拡充	生活福祉課	福祉サービスを提供する事業者が第三者評価による審査を受審し、利用者本位の福祉の充実をはかる。	ホームページ、市報等に事業実績等を掲載する等福祉サービス第三者評価の結果を公表することにより、事業者及び利用者双方にメリットがあることを訴え、補助金の交付を通じて受審事業者の増加を図った。 受審事業所数 30(公立3,民営27)
82	行政、社会福祉協議会、介護保険事業者、ケアマネジャー等の連携の強化	拡充	生活福祉課	情報交換会等を定期的に開催し、関係機関、担当者との連携を強化する。	成年後見制度に関して、関係する専門職団体(弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士)、相談機関(医療機関、包括支援センター)、社会福祉協議会、行政による関係機関情報交換会を実施した。 関係機関情報交換会 2回実施
	専門的な苦情相談窓口の充実	拡充	高齢者支援課	相談受付表を作成し、苦情相談等の記録をとり、問題点や改善点を考える。相談や苦情内容の情報を共有して、レベルアップを図る。	職員の外部研修参加、係内研修等により相談業務の拡充を図ると共に、利用者が適切なサービスを受けられるよう努めた。関係機関と連携を図りケース対応を行った。
83					

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
<p>制度改正があり高齢者福祉の内容に変更があるので、市民の方に読みやすく、わかりやすい内容になるよう精査する。ホームページも引き続き定期的に内容を確認し、更新を行う。「介護サービス情報の公表」制度について必要に応じて西東京市介護保険連絡協議会等で情報提供する。</p>	B	<p>平成24年度評価と同文で終始している。平成25年度の具体的事業、その評価と次年度の課題はどうか。書いてほしかった。</p>
<p>参加者からのアンケート結果では、充実した内容であったなどの感想があり、概ね好評であった。引き続き、参加しやすい講習会となるように実施していく。</p>	A	<p>在宅介護講習会の取り組みは評価できる。たとえ参加人数の少ない年があったとしても、数だけの評価ではなく厳しくつらい介護家族によりそう窓口として在宅介護者への講座は継続してほしい。気になるのは、「次年度の課題」文が、前年(平成24年度)と全く同じだったことである。</p>
<p>引き続き市民の方に読みやすく、わかりやすい冊子を精査し、介護保険によるサービスと高齢者福祉のサービスを効率的にご利用いただけるよう周知する。</p>	B	<p>平成24年度評価と同文で終始している。平成25年度の具体的事業、その評価と次年度の課題はどうか。書いてほしかった。平成25年度の実態が分からないのでBとした。「介護保険と高齢者福祉の手引き」を全戸配布したのは平成24年度の評価で報告されているが、平成25年度もまた、全戸配布したのか？全戸配布したらそれで終わりではなく、結果の反響など、その効果を書いてほしい。</p>
<p>受審する事業者は、固定化する傾向にあり、新規に受審する事業者を増やす取組に努める。</p>	B	<p>平成24年度評価と同文で終始しているものの、受審事業など積極的拡みられる。第三者評価の結果公表は評価したいが、新規事業者増加に取り組んで欲しい。</p>
<p>引き続き関係機関との情報交換を定期的に行うことでより、個別の事例における連携体制を強化・維持する必要がある。</p>	B	<p>関係機関との情報交換会を年2回開催していることは評価できるが、問題は連携の強化が成されているかどうかである。情報交換会後の繋がりや協力体制等新たな連携を作り出し、強化されることを願う。</p>
<p>引き続き研修等に積極的に参加し、職員のスキルアップを図ると共に、係内研修での事例検討等で情報共有に努める。関係機関との連携を密にし、スムーズに対応する。</p>	B	<p>前年(平成24年)度と同文に終始しているのは残念なことである。具体的事業の推進状況を書いてほしい。例えば、相談業務の拡充を図るとはどうか、研修等に積極的に参加とあるが、どんな研修名で、何人参加したのか等、担当課の動きが欲しい。改善されるよう願う。</p>

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
Ⅲ “働く場”で実践する男女平等					
6 働く場での男女平等参画促進					
(1) 女性の就労機会の拡大					
84	さまざまな関係機関と連携し、就労機会を拡大するための取り組みを行います。また、働きたい女性のための保育付き講座を実施し、女性の就労を支援します。	無料職業紹介事業の充実	産業振興課	就労を希望する市民のニーズに応えるため、就職情報提供・相談の拡大を図る。 ・就職情報コーナーにおける就職相談・情報提供等 ・就職支援セミナー(6月と10月) ・面接対策セミナー及び就職面接会(7月) ・若者向け就職支援セミナー&個別相談会(2月) ・女性のための再就職支援セミナー(1月) ・合同就職面接会の実施<2月> ・面接対策セミナー<12月>	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施した。カウンターに各種情報パンフレット等を置き配布した。 ②就職支援セミナーについては、ハローワークと共催で6月と10月それぞれ3日ずつ実施、受講者は238人となっている。就職面接会は例年7月に実施しており、参加企業15社で採用人数は11人であった。 ③若者向け及び女性向け再就職支援セミナーを東京しごとセンター多摩と共催で実施し、若者向けは6人、女性向けは39人の参加があった。 ④合同就職面接会 東京しごとセンター主催で西東京市、小平市、東村山市、東久留米市の共催で実施した。参加企業10社で、採用は7人であった。 就職情報コーナーについては、現行の規模でハローワークと今後も継続実施していくとともに、関係機関の協力のもと就職支援セミナーなど就業対策に取り組む。 ⑤ハローワーク三鷹の協力のもと、「パートタイム求人情報」を定期的に更新した情報を両庁舎のパンフレットコーナーや福祉窓口で常時配置した。
85	保育付き女性の就労準備講座の実施	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー(6月・10月に各3日間実施)、女性向け再就職支援セミナー(2月)において、保育サービスを実施予定	保育サービス利用者 6月 5人、10月 7人、1月 2人 合計14人 子どもを持つ求職者にとっては、就職活動環境改善の一助となるもので、今後も引き続き実施していきたい。	
86	保育付き再就職支援講習会等の実施	協働コミュニティ課	保育付き再就職支援講習会を実施する。	「共通講座」 強く賢く面白く女子の就活・男子の就活・親の就活～最新の情報をみんなで考える～ 参加者22人 保育2人	
(2) 職場における制度・慣行の見直し					
87	都や商工会など関連機関と連携をとりながら、市内事業所に対し、事業所内における男女に不平等な制度や慣行の見直しを働きかけます。	市内企業・事業所への男女雇用機会均等法などの労働関係法令の啓発促進	産業振興課	労働関係法を周知し、管理的立場への女性参画を促進する。 市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。	「ポケット労働法2013」を産業振興課ほか関係部署にて配布。
88	苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む) ※「12 女性をとりまくあらゆる暴力の防止」「16 庁内推進体制の整備」にも掲載	協働コミュニティ課	第3次男女平等参画推進計画の策定に伴い検討する。	第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画の策定の中で検討した結果、具体的な苦情の把握がないことなどから、事業を苦情処理機関設置から苦情処理機関設置検討委員会の設置へ変更した。苦情の相談があった場合には、相談対象者が女性の場合には女性相談として悩み何でも相談を実施している。また、相談対象者が男性の場合にはウィメンズプラザの男性のための悩み相談を紹介している。また、市の施策等への苦情では市長への手紙等の手段がある。	
89	セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討 ※「12 女性をとりまくあらゆる暴力の防止」にも掲載	協働コミュニティ課	第3次男女平等参画推進計画の策定に伴い検討する。	第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画の策定の中で検討した結果、具体的な貸付希望の把握がないことなどから、事業の継続を見送った。	
90	労働相談情報センター等と連携した労働相談の実施	産業振興課	職場における不適切な制度・慣行の見直しを図る。	東京都労働相談情報センター国分寺事務所主催事業「男女平等セミナーⅡ～法改正と就業規則への対応のポイント」・「多様な働き方セミナー～パートのための法律と社会保険・税金セミナー」に協働コミュニティ課と一緒に周辺他市と共催した。	

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
就職面接会は周辺市と持ち回りで会場を変える予定である。平成25年度は本市のきらっとで実施したことから、平成26年度は他市で実施される予定である。	A	引き続き、関係機関と積極的に連携し、実施していただきたい。
子ども2人につき1人の保育士を配置して、子どもの安全確保配慮するとともに、今後も保育サービス需要への対応を図る。	A	引き続き、実施していただきたい。
講座開催は基本的に保育付きで開催しているが、講座開催数に限りがあるため、毎年開催できるわけではないが計画的に引き続き、保育付き再就職講座を実施。	A	引き続き、実施していただきたい。
今後も継続実施の予定。	B	管理的立場への女性参画の促進について一層の努力しつつ、引き続き普及啓発資料の配布を実施していただきたい。
今後も現状の把握に努める。	C	現状の把握に努めることはもちろんであるが、「具体的な苦情の把握がない」という消極的な姿勢ではなく、苦情処理機関設置検討委員会を設置したうえで事案が発生する前に、事前の準備をしておくことが必要。早期の検討委員会での議論を期待する。
必要に応じて、貸付希望の確認や他自治体の動向などを確認する。	C	貸付希望の確認や他自治体の動向などを確認するだけでなく、市民向けのアンケート調査を実施する等、能動的な対応をお願いしたい。
東京都労働相談情報センター国分寺事務所及び庁内関係部署と調整して継続実施の予定。	B	25年度東京都労働相談情報センター国分寺事務所主催事業「男女平等セミナーⅡ～法改正と就業規則への対応のポイント」に周辺他市とともに共催という形で参画しているが、実施に向けたもっと積極的な連携を行うよう検討をお願いしたい。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
91	市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	継続	協働コミュニケーション課	男女平等についての講演会等による、意識啓発を促進する。	男女共同参画週間に講演会「今日からできるワークライフ・バランス実践術～仕事も家庭も充実する生き方～」を実施した。 講師は、ワーク・ライフ・バランスの専門家である渥美由喜さんに依頼し、チラシを市内事業所に直接持ち込んで社員などへ配布してもらえるよう依頼した。
92			産業振興課	関係機関・庁内関係部署と連携しながら講演会等の開催などを検討する。	開催には至らなかったが、国や東京都の役割分担の関係から広報や周知について連携している。
93	市内企業の男女平等意識調査の実施	継続	協働コミュニケーション課	市内企業の男女平等意識調査の実施。	他自治体の情報収集や庁内関係部署と調査手法の確認はしたが、具体的な確認には至らなかった。
94			産業振興課	関係機関・庁内関係部署と連携しながら調査の実施を検討する。	実施には至らなかったが、国や東京都の役割分担の関係から広報や周知について連携している。
95	市内事業者団体との連絡会の開催(男女共同参画に関する意見交換)	新規	協働コミュニケーション課	市内事業者団体との連絡会の開催。	未実施
(3) ポジティブ・アクションの推進					
96	男女の均等待遇の確保、女性の職域拡大・管理的立場への女性の参画に向けた積極的な登用促進策が実施されるよう、啓発に努めます。	継続	産業振興課	市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。	「ポケット労働法2013」を産業振興課ほか関係部署にて配布。
97			協働コミュニケーション課	男女間格差のない登用ができるような情報提供。	国や都からの冊子(ポジティブアクション実践プログラム・キャリアアップガイドなど)男女平等推進センターパビリテ内に閲覧できるよう設置。
98	市内企業・事業所への労働関係法の啓発促進	拡充	産業振興課	労働関係法を周知し、管理的立場への女性参画を促進する。 市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。	「ポケット労働法2013」を産業振興課ほか関係部署にて配布。
99	市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	継続	産業振興課	関係機関・庁内関係部署と連携しながら講演会等の開催などを検討する。	開催には至らなかったが、国や東京都の役割分担の関係から広報や周知について連携している。
100			協働コミュニケーション課	市内企業に対する男女平等についての講演会等を開催し、管理職への女性の管理的立場への参画を促進。	市内企業へ各講演会のポスターやチラシを配布し、参加を呼び掛けた。また情報誌『パリティ』を配布した。
(4) 女性農業者への支援					
101	家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進を図ります。 女性農業者の交流機会の拡大を図り、組織の強化や新たな組織づくりを支援します。	新規	産業振興課	引き続き家族協定を締結し、農業経営に女性が参画していくことを支援する。	平成25年度は、2名の認定農業者が認定を受けたが、ともに女性家族を含む家族協定を締結した。 平成26年3月末現在、認定農業者48名のうち、29名の農業者が女性家族を含む家族協定を締結している。
102	交流の場づくりと組織づくりの支援			継続	産業振興課
103	研修等への参加の促進と農産物加工の体制づくりの支援	継続	産業振興課	引き続き援農ボランティア講座への女性の受講を促す。また、女性農業者を対象とした研修等の情報提供を行う。	援農ボランティア講座への女性の参加を促し、平成25年度については受講生9名のうち女性が5名を占めた。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
講座数に限りがあるため、毎年実施できるわけではないが、計画的に開催していきたい。	A	引き続き、実施していただきたい。
庁内関係部署と調整して実施の検討を行う。	C	自前の講演会等の開催に向け、関係機関・庁内関係部署と連携し、実施の検討をお願いしたい。
引き続き前向きに検討する。	C	課独自に検討することも必要であるが、関係部署と連携し、庁内にPTを設置。調査方法や調査内容を詰め、調査実施への準備を図るべき。「前向きに検討する」姿勢に期待する。
庁内関係部署と調整して実施の検討を行う。	C	課独自に検討することも必要であるが、関係部署とも連携し、庁内にPTを設置。具体的な調査実施に向けた検討をお願いしたい。
他課と連携を取りながら、引き続き前向きに検討する。	D	関係部署と連携を図るとともに、事業実施に向けた特段の努力をお願いしたい。
今後も継続実施の予定。	B	引き続き、実施していただきたい。
引続き市民への情報提供を実施する。	B	引き続き、情報提供を実施していただきたい。
今後も継続実施の予定。	B	管理的立場への女性参画の促進について一層の努力しつつ、引き続き普及啓発資料の配布を実施していただきたい。
庁内関係部署と調整して実施の検討を行う。	C	自前の講演会等の開催に向け、関係機関・庁内関係部署と連携し、実施の検討をお願いしたい。
引続き市内企業への情報提供を実施する。	C	市内企業へ市独自の講演会を企画・開催するとともに、引き続き情報提供の実施を図られたい。
引き続き家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援する。	B	引き続き、着実に事業の実施をお願いしたい。
引き続き、女性の援農ボランティアの交流の場を提供していく。	B	引き続き、実施をお願いしたい。
引き続き、援農ボランティア講座への女性の受講を促すとともに、女性農業者を対象とした研修の情報提供等も機会を捉え行う。	B	引き続き、実施をお願いしたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価		
7 ワーク・ライフ・バランスの実現						
(1)ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発						
104	ワーク・ライフ・バランスの推進のための情報提供を図ります。	市民を対象とした、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーや情報提供	新規	協働コミュニケーション課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施する。	1. 男女共同参画週間講演会「今日からできるワーク・ライフ・バランス実践術～仕事も家庭も充実する生き方～」 講師 渥美由喜さん 参加者23人 託児2人
(2)労働時間短縮に向けた取り組み						
105	仕事と家庭・地域生活のバランスがとれるよう、国や都などの関係機関と連携して、企業や事業所に働きかけ、労働時間短縮を促進します。	企業・事業所を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	拡充	産業振興課	市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。	「ポケット労働法2013」を産業振興課ほか関係部署にて配布。
106			協働コミュニケーション課	関係機関と連携して、企業や事業所に働きかけ、労働時間の短縮に向けた啓発誌の配布。	都と10市の共催で、「男女雇用平等セミナー」を経営者や人事労務担当者等を対象に実施。ワークライフバランスについて掲載した情報誌パリエを市内企業に配布し、またHPに掲載した。	
107		市民を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	継続	協働コミュニケーション課	情報誌パリエにワーク・ライフ・バランスの記事を掲載し、配布する。	男女共同参画週間に実施したワーク・ライフ・バランスの講演会の内容を記事にして、情報誌パリエに掲載し、公共機関、関係機関、市内公立中学校全生徒等に配布した。
(3)育児・介護休業の取得促進						
108	育児・介護休業法に関する企業・事業所の理解を深めるため、情報提供を行います。また、先進的な取り組み事例を情報誌等で紹介するなど、制度整備や利用の利点を周知します。	企業・事業所を対象とした、育児・介護休業法周知のための啓発誌の配布	継続	産業振興課	育児・介護休業法周知のための情報提供を行う。 市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。	関係機関発行のパンフレット等をカウンターに配置するなど、周知に努めた。 また、「ポケット労働法2013」を産業振興課ほか関係部署にて配布。
109			協働コミュニケーション課	育児・介護休業法周知のための情報提供を行う。	ワークライフバランスについての掲載した情報誌パリエを市内企業に配布し、またHPに掲載した。また、産業振興課の依頼により「ポケット労働法2013」を窓口に設置した。	
110		市民を対象とした、育児・介護休業制度に関する啓発	継続	協働コミュニケーション課	育児・介護休業法周知のための情報提供を行う。	ワークライフバランスについての掲載した情報誌パリエを市内企業に配布し、またHPに掲載した。また、産業振興課の依頼により「ポケット労働法2013」を窓口に設置した。
111		男性市職員の育児休業取得の啓発	拡充	職員課	西東京市特定事業主行動計画後期計画において、男性職員の育児休業取得目標を前期計画の5%から10%に引き上げ、目標達成に向け、更なる取得の推進を図る。	①育児休業取得対象の男性職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案。 ②新人研修の中で、男性の育児休業制度や特定事業主行動計画等について説明。 ③平成25年度中の男性職員の育児休業取得者数：1名。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
講演会は毎年実施できるわけではないが、色々な形で情報提供していきたい。	A	講演会の開催は毎年ではなくても続けてもらいたい。それ以外の情報提供の形を検討してほしい。
今後も継続実施の予定。	B	引き続き、推進してほしい。
国や都からの啓発誌等を活用し、引き続き啓発に努める。	B	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
毎年、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発誌を発行できるわけではないので、国や都からの啓発誌等も活用し、引き続き啓発に努める。	B	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
今後も継続実施の予定。	B	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
今後も色々な形で情報提供に努める。	B	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
今後も色々な形で情報提供に努める。	B	引き続き、推進していただくとともに、啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
①制度及び制度利用実績の周知。 ②「性的役割分担意識の是正」や、男性職員自身及び職場における「男性職員の積極的な育児参加に対する消極的な意識の是正」等、制度利用を支援する職場環境の整備。 ③業務量・業務分担等、各職場における業務改善。 ④配偶者が妊娠している男性職員の把握及び事前の制度説明。	A	具体的な対応もあり、今後、さらなる促進を期待したい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
8 多様な働き方を支援する環境の整備					
(1)均等待遇に基づく多様な働き方への支援					
112 113 114 115	事業者や市民に対してパートタイム・派遣労働等の労働条件向上のための啓発を行います。	パートタイム労働法・労働者派遣法の普及啓発	産業振興課	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知 市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。	関係機関発行のパンフレット等をカウンターに配置するなど、周知に努めた。 また、「ポケット労働法2013」を産業振興課ほか関係部署にて配布。
			協働コミュニティ課	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	都と8市の共催で「多様な働き方セミナー」を実施。「ポケット労働法」「働く女性と労働法」など関係機関の発行の冊子などを窓口を設置や配布した。
		パートタイム、アルバイト、派遣労働、テレワーク(在宅ワーク)等に関する情報提供	産業振興課	就労を希望する市民のニーズに応えるため、就職情報提供・相談の拡大を図る。 市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。 パートタイム求人情報の両庁舎の窓口配置	(再掲) ①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施した。カウンターに各種情報パンフレット等を置き配布した。 ②就職支援セミナーについては、ハローワークと共催で6月と10月それぞれ3日ずつ実施、受講者は238人となっている。就職面接会は例年7月に実施しており、参加企業15社で採用人数は11人であった。 ③若者向け及び女性向け再就職支援セミナーを東京しごとセンター多摩と共催で実施し、若者向けは6人、女性向けは39人の参加があった。 ④合同就職面接会「東京しごとセンター主催で西東京市、小平市、東村山市、東久留米市の共催で実施した。参加企業10社で、採用は7人であった。 就職情報コーナーについては、現行の規模でハローワークと今後も継続実施していくとともに、関係機関の協力のもと就職支援セミナーなど就業対策に取り組む。 ⑤ハローワーク三鷹の協力のもと、「パートタイム求人情報」を定期的に更新した情報を両庁舎のパンフレットコーナーや福祉窓口に常時配置した。
パートタイム、アルバイト、派遣労働、テレワーク(在宅ワーク)等に関する情報提供	協働コミュニティ課	パートタイム、アルバイト、派遣労働、テレワーク(在宅ワーク)等に関する情報提供。	都と8市の共催で「多様な働き方セミナー」を実施。「ポケット労働法」「働く女性と労働法」など関係機関の発行の冊子などを窓口を設置や配布した。		
(2)女性の起業(企業・NPO)、自営業への支援					
116 117 118 119	西東京創業支援・経営革新相談センター等と連携して、相談や講座の開催など、起業を支援する取り組みを行います。 起業に関する知識や手法に対する情報提供、相談、学習機会の提供を行い、支援の充実を図ります。	起業相談の実施	産業振興課	引続き起業相談及び経営革新の相談業務を充実し、市民周知を図る。	平成25年度実績で相談者115名(女性の割合約40%)。創業支援・経営革新相談センターについては、毎月市報や市HP及びセンターHPによるPR活動に加えて、ケーブルテレビによる相談促進番組を作成し放送した。
			公民館	・女性対象の講座の中で、女性が働くことや社会進出についての情報を提供する。	・「子どもを育てながら働く女性のための講座」全6回 平成25年9月28日～11月16日参加人数:7人 述べ人数30人 ・「子育て中の女性のための講座 私らしい生き方、はたらき方デザイン」(芝久保公民館 全14回 平成25年9月26日～平成26年1月14日 参加人数:18人 述べ人数:230人 保育人数:184人)
		起業(起業・SOHO創業)情報の提供や講座の開催	産業振興課	引続き事業を実施し、市民周知を図る。	平成25年度実績で、起業者等に対する講習会を7回開催した。
		NPO法人、コミュニティビジネスなど起業に関する情報提供、相談、学習機会の提供	協働コミュニティ課	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、市民活動・NPOのための支援事業として各種講座を開催して学習機会を提供するとともに、市民協働推進センターのホームページなどを活用して市民協働推進センター登録団体が開催する事業や市民協働推進センターが開催する各種講座や事業の情報を提供する。	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」が開催する主な実施事業 ・NPOのための支援事業 5回開催 参加者延べ102人 ・協働に関する情報収集 5回開催 参加者延べ23人 ・まちづくり円卓会議 3回開催 参加者延べ63人 ・ゆめサロン 6回開催 参加団体延べ85人 ・NPO・市民活動ネットワーク 3回開催 参加者延べ92人 ・NPO市民フェスティバル 1回開催 参加団体延べ73団体 ・機関紙の発行 年7回 発行部数延べ6,860部 ・HPの活用として、登録団体が開催する事業や市民協働推進センターが開催する各種講座等を合計約350件掲載

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
今後も継続実施の予定。	A	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
関係機関と連携し、引き続き周知に努める。	A	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
今後も継続実施の予定。	A	引き続き関係機関、近隣市と連携し、事業の拡充に向けてさらなる促進を目指してほしい。
関係機関と連携し、引き続き周知に努める。	A	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
創業融資あっせん制度の推進やマッチング・コーディネート事業の実施など、センター機能を充実させ、創業のための環境整備を進める。	A	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
・女性対象の講座の中で、女性が働くことや社会進出についての情報を提供する。	A	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
今後も継続実施していく。	B	引き続き、推進していただくとともに、周知・啓発活動の効果を検証し、さらなる促進を目指してほしい。
これまで実施してきた講座や事業の内容を踏まえ、市民やNP〇等市民活動団体の支援を行うとともに、地域で活動する主体同士が連携し、地域の課題が解決できるような仕組みづくりに取り組む必要がある。	A	これまでの取り組みの効果を検証し、さらなる事業の充実を図ってほしい。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
IV “まちづくり”をすすめる男女平等						
9 政策・方針決定の場への女性の参画促進						
(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用						
120	審議会・委員会等において、女性委員が一人もいないことがないよう、また子育てなど特定のテーマにおいてのみ女性委員割合が向上することのないよう、委員登用状況を見直します。 また、全体での女性登用率が40%となることを目標とし、可能な限り公募により幅広い人材の確保に努めます。	登用状況の公開・見直し 女性委員登用率の向上 積極的な公募制度の活用	拡充	企画政策課	行財政改革推進委員会の設置 (女性登用率40%)	行財政改革推進委員会 H24.8.27～H26.8.26 男7名 女1名 登用率12.5%
121				企画政策課	使用料等審議会の設置 (女性登用率40%)	使用料等審議会 H24.10.18～H25.10.17 男4名 女1名 登用率20%
122				企画政策課	総合計画策定審議会の設置 (女性登用率40%)	総合計画策定審議会 H23.9.20～H25.9.19 男9名 女3名 登用率25%
123				情報推進課	女性に適任者がいれば登用していきたいと考える。	情報政策専門員(H25.4～H26.3) 男性1人
124				情報推進課	女性委員登用率40%	地域情報化計画策定審議会委員(H24.10～H26.3) 女性4人、男性4人
125				総務法規課	●情報公開審査会 女性委員登用率 40%	●情報公開審査会 委員4名中2名が女性委員(登用率50%)
126				総務法規課	●個人情報保護審議会 女性委員登用率 40%	●個人情報保護審議会 委員7名中3名が女性委員(登用率40%)
127				総務法規課	●個人情報保護審査会 女性委員登用率40%	●個人情報保護審査会 委員4名中2名が女性委員(登用率50%)
128				契約課	西東京市入札等監視委員会は学識経験者ら3名で構成され、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するため、発注した工事等に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行っている。 本年度に任期替えとなり、再任の可能性が高いが改選となる際には、女性委員1名の登用ができるよう人選について努力する。	西東京市入札等監視委員会 任期 平成25年11月1日～平成27年10月31日 男3人、女0人 登用率0%
129				管財課	財産価格審議会は、財産の処分等に関し、適正な価格等を評定することを目的に設置しており、現在委員には学識経験者として不動産鑑定士3人(うち女性1人)と市職員1名を委嘱又は任命している。財産の価格等を評定するという点で、その専門家である不動産鑑定士に委嘱しているが、女性の不動産鑑定士の数が非常に少ない。東京都不動産鑑定士協会に登録している不動産鑑定士等は、平成25年8月15日現在で173人で全体の約9%にとどまっている。そのような状況の中で、女性登用率の40%を達成することは非常に困難である。	24年度に財産価格審議会委員に再委嘱した委員(元東京都不動産鑑定士協会会長)が逝去されたため、後任に東京都不動産鑑定士協会会長(男性)を委員に委嘱した。このことに伴い財産価格審議会会長にはこれまで会長職務代理であった女性の委員が互選により選任され、会の取りまとめ役を行って頂いている。 西東京市財産価格審議会 H25.8.1～H27.7.31 男3名 女1名 登用率25%
130	協働コミュニケーション課	男女登用率の平均化を図る。	男女平等参画推進委員会 H24.7～H26.7 男5人 女9人 64% 企画運営委員会 H24.6～H26.6 男1人 女7人 88%			
131	産業振興課	女性委員登用率40%程度	中小企業従業員退職金等共済運営審議会 H19.10～H21.9 男10人 H21.10～H23.9 男10人 H23.10～H25.9 男7人 H25.10～H26.3 男7人 平成25年度は開催なし。 産業振興マスタープラン推進委員会 H24.11～H26.3 男8人 女2人			

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
平成26年8月以降(平成26年度)の委員改選に当たっては、学識経験、委員適正等、選考基準に則って選定することとなるが、評価得点が同数となった場合等においては、積極的に女性登用を行っていく。	C	学識経験、委員適正等、選考基準に則することも重要であるとは考えるが、登用率が毎年改善されていないことも重要な課題である。積極的に改善してほしい。
平成26年10月以降の委員改選に当たっては、学識経験、委員適正等を勘案して選定することとなるが、多角的な視点を含める意味でも、女性登用率の向上に努めていきたい。	C	学識経験、委員適正も重要であるが、女性委員登用率も毎年変わっていないので積極的に女性の登用を進めて行ってほしい。
次期計画策定検討に向けた審議会委員選定に当たっては、学識経験、委員適正等を勘案して選定することとなるが、多角的な視点を含める意味でも、女性登用率の向上に努めていきたい。	C	学識経験、委員適正も重要であるが、女性登用率も毎年変わっていないので積極的に女性の登用を進めて行ってほしい。
性別による登用は考えていないが、現在の専門員以上の女性の適任者を探すのは難しい。	C	女性の適任者がいれば登用してほしい。
次期計画策定時まで開催予定なし。再度開催する際は、委員の女性比率に留意し、達成できるよう努力したい。	A	今年度は開催が無かったが、次会開催時にはこのままのバランスを維持して行ってほしい。
引き続き現状を維持していきたい。	A	バランス良い登用を評価したい。次年度以降にも引き続き期待したい。
引き続き現状を維持していきたい。	A	バランス良い登用を評価したい。次年度以降にも引き続き期待したい。
引き続き現状を維持していきたい。	A	バランス良い登用を評価したい。次年度以降にも引き続き期待したい。
①委員の再任は妨げないとなっており、現委員の兼ね合いもあり改選の実現が難しい。次期において改選が必要な場合には、女性委員の登用ができるよう人選について努力したい。	C	現委員にも公平性を認識してもらい、改選の際には女性の登用を進めて行ってほしい。
①男性不動産鑑定士等に比べて、10分の1にも満たない女性不動産鑑定士等から男性不動産鑑定士等に優るとも劣らない優秀な女性不動産鑑定士等を選び出すことが非常に困難である。	B	近年、不動産鑑定士の割合は男性7割に対し女性が3割となり、ますます女性の割合が増えているというデータが出ている。もっと視野を広げて、女性の登用に努力し続けてほしい。
来年度は、両委員会とも改選があるので、男女のバランスに考慮したい。	B	今年度は改選が無かったが、次年度にはバランスに考慮し平均的な登用を進めて行ってほしい。
今年度の審議会・委員会の予定はなし。	C	今年度は開催は無かったが、次年度には平成19年度から女性委員が0人という状況から抜け出しバランス良い登用を目指してほしい。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
132			産業振興課	女性委員登用率40%程度	農業振興計画推進委員会 男9人 女2人 都市と農業が共生するまちづくり推進委員会 男10人 女2人
133			保険年金課	国民健康保険運営協議会 国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や調査、審議、市長への具申等を行うための協議会。 各団体からの推薦・一般公募による。 任期:平成25年7月1日から平成27年6月30日まで	国民健康保険運営協議会 任期:H25.7.1～H27.6.30、男13名、女2名 登用率13% 任期:H23.7.1～H25.6.30、男13名、女2名 登用率13%
134			環境課	平成24年度の環境審議会を継続実施。平成26年1月に諮問に対する答申を予定している。	環境審議会、任期:H24.7.1～H26.6.30、男8名、女2名 登用率20% 平成26年2月17日答申実施。
135			ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会の改選時において女性の登用を図る。	廃棄物減量等推進審議会の任期が平成25年6月30日までだったため、7月1日の改選時において、委員15人のうち女性7人男性8人とした。これにより女性の登用率は46.6%となり、前回より女性の登用率が向上した。 改選後:任期H25.7.1～H27.6.30 男8人、女7人 登用率 46.6% 改選前:任期H23.7.1～H25.6.30 男9人、女6人 登用率 40.0%
136			危機管理室	引続き、委員に欠員が生じたときなど、女性委員の登用を図る要取り組む。	消防委員会 8人中、女性0人
137			危機管理室	定数34人の残1人について、できる限り女性を登用するよう取り組む。	防災会議 33人中、女性4人
138			危機管理室	引続き女性の委員を登用するよう取り組む。	国民保護協議会 32人中、女性2人
139			生活福祉課	民生委員推薦会委員の女性登用率40%	民生委員推薦会 H22.10.1～H25.9.30 男4人、女8人 H25.10.1～H28.9.30 男8人、女9人
140			生活福祉課	保健福祉審議会委員の女性登用率40%	保健福祉審議会 H23.9.1～H25.8.31 男8人、女2人 H25.9.1～H27.8.31 男8人、女2人
141			生活福祉課	地域福祉計画策定・普及推進委員会委員の女性登用率を40%目標に努める	地域福祉計画策定・普及推進委員会 H24.5.27～H26.5.26 男7人、女5人
142			高援課者支	委員の女性登用率を40%目標に努める	地域密着型サービス等運営委員会(平成25年4月～平成26年3月) 男性:6名 女性:9名 計:15名 全体における女性登用率:60.0%
143			高援課者支	委員の女性登用率を40%目標に努める	西東京市介護認定審査会(平成25年4月～平成27年3月) 男性:39名 女性:25名 計:64名 全体における女性登用率:39.1%
144			高援課者支	委員の女性登用率を40%目標に努める	地域包括支援センター運営協議会(平成25年4月～平成26年3月) 男性:10名 女性:3名 計:13名 全体における女性登用率:23.0%
145			支高援課者	委員の女性登用率を40%目標に努める	高齢者虐待防止連絡会(平成24年10月～平成26年3月) 男性:9名 女性:4名 計:13名 全体における女性登用率:30.8%

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
今後も継続実施の予定。	C	引き続き女性委員登用率40%を目指して努力してほしい。
③関係団体等の推薦及び市民公募について、女性の推薦が少なく、一般公募は論文によるため優先的に委嘱していない。実情に応じて採用を行っていく。	C	推薦や公募の際に工夫をしたのかどうか。積極的に女性委員登用を進めてほしい。
平成26年度については、委員の任期満了により環境審議会の市民委員を改選する。その際、公募による選考を行うため、必ずしも登用率が目標値である40%になるか不明である。	C	公募でも推薦でも必ずしも女性の登用率が40%になるか不明であるが、目標値に達するように積極的に努力してほしい。
平成26年度は改選がないため、引き続き維持する。	A	前回よりも女性の登用率が向上したことを評価したい。引き続き、このバランスを維持して行ってほしい。
女性委員の登用に努める	C	女性委員が0人という現状から脱却できるように努力してほしい。女性の意見がまったく取り入れられていないとみなされる。
女性委員の登用に努める	C	定数34人の残数1人について女性を登用するよう努力するとともに、改選時には登用率40%を目指して努力してほしい。
女性委員の登用に努める	C	女性の登用率は上がっていないので、積極的に改善するよう努力してほしい。
特になし	A	バランス良い登用を評価したい。次年度以降にも引き続き期待したい。
特になし	C	次年度の課題はなしではなく、次の改選時に女性の登用率40%に少しでも近づけるような努力を毎年してほしい。
特になし	A	バランス良い登用を評価したい。次年度以降にも引き続き期待したい。
現状では特になし。	A	バランスのよい登用を評価する。次年度以降も期待する。
各団体からの推薦の結果で委員が決定している。今後は、40%を目標として各団体へ働きかけていきたい。	B	介護現場における女性の問題はさまざまな分野に及ぶ。引き続き女性委員の登用率の向上に期待する。
各団体からの推薦の結果で委員が決定している。今後は、40%を目標として各団体へ働きかけていきたい。	C	介護現場における女性の問題はさまざまな分野に及ぶ。また、高齢者の男女比が3:1と女性の割合が多いデータもある。各団体に推薦委員をお願いするときにその点を重視し「女性の推薦をお願いする。」と声かけをするなど、登用率向上に引き続き努力を期待する。
各団体からの推薦の結果で委員が決定している。今後は、40%を目標として各団体へ働きかけていきたい。	B	介護の現場では高齢者が虐待を受けるケースが後を絶たない。介護する家族が疲れ果てているなど原因や要因はさまざまな検証が必要とされている。これからも女性の登用率の向上を期待する。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
146			障害福祉課	女性委員登用率40%	有償ボランティア輸送運営協議会(H24.12.1～H26.6.17) 男5人、女2人(市職員を除く) 登用率29%(前年度と変化なし)
147			障害福祉課	女性委員登用率40%	西東京市障害程度区分認定審査会 (H25.4.1～H27.3.31) 男7人、女8人 登用率53%(前年度と変化無し)
148			障害福祉課	女性委員登用率40%	地域自立支援協議会 (H25.7.30～H27.7.29) 男5人、女3人 登用率38%(前年度とほぼ同じ) 地域自立支援協議会計画策定部会 (H24.11.15～H26.3.31) 男7人、女6人 登用率46%(前年度とほぼ同じ)
149			健康課	専門性から推薦者が限られるために、女性の登用が困難な現状にある。	西東京市予防接種健康被害調査委員会、任期:H23.6.1～H25.5.31、男7人、女0人 登用率0% 任期:H25.6.1～H27.5.31、男7人、女0人 登用率0%
150			健康課	女性登用率40%を維持できた。また、市民委員は子育て中の女性委員も2名登用できた。	西東京市健康づくり推進協議会、任期:H23.10.1～H25.9.30、男8人、女7人 登用率46.7% 任期:H25.10.1～H27.9.30、男10人、女5人、登用率33.3%
151			子育て支援課	子ども福祉審議会 (女性登用率40%維持)	子ども福祉審議会 任期:平成23年9月1日から25年8月31日まで 女性登用率58%(男性5人、女性7人) 子ども子育て審議会 任期:平成25年8月22日から27年8月21日まで 女性登用率62%(男性6人、女性10人)
152			子育て支援課	青少年問題協議会 (女性登用率40%維持)	任期:平成25年11月1日から27年10月31日まで 女性登用率50%(男性7人、女性7人)
153			教育企画課	女性に適任者がいれば積極的に採用していきたいと考える。	・西東京市奨学生選考委員会 平成25年4月1日～平成25年6月23日 男性3人、女性1人 平成25年6月24日～平成25年7月31日 男性3人 平成25年8月1日～平成27年3月31日 男性4人、女性1人 ・西東京市教育計画策定懇談会 平成24年7月25日～平成26年3月 委員13人のうち男性6人、女性7人。(公募委員2人のうち、1人は女性) ・西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会 平成24年5月25日～平成26年3月 委員は最大21人で平成24年度当初は男性4人、女性15人、欠員2人。途中委員の変更があったものの、男女数・比率に変更はない。 ・平成25年度西東京市立学校統合協議会 平成26年1月29日～平成26年3月 男性8人、女性12人
154			都市計画課	西東京市都市計画審議会 学識経験者に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。	任期:2年間(ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期) ※人事異動による委員の交代は、いずれも前任・後任とも男性委員。 ①平成23年10月1日～平成25年9月30日 ②平成25年10月1日～平成27年9月30日 【平成25年度】 ①25.4.1～25.9.30 男10人 女5人 33.3% (議員6、関係行政機関3、学識4、市民委員2) ②25.10.1～26.3.31 男11人 女6人 35.3% (議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2)

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
欠員が生じた場合には、なるべく協議会構成団体から女性委員を推薦してもらう必要がある。	B	次期協議会を構成する際には構成する協議団体に「女性の委員を推進してください。」と声かけをするなどの努力を期待する。
特に課題はない。	A	バランスの良い登用を評価する。次年度以降も期待する。
特に課題はない。	A	バランスの良い登用を評価する。次年度以降も期待する。
①女性登用率の向上:委員に欠員がでた場合は、女性を登用するよう努める。	C	専門性が求められるため、人選に苦慮するのは理解するが、委員会を構成する際には構成する協議団体に「女性の委員を推進してください。」また、欠員が出た場合も同様な声かけをするなどの努力を引き続き期待する。
①女性登用率の向上:委員に欠員がでた場合は、女性を登用するよう努める。	B	前期より登用率が下がってしまっている。今期欠員が出た場合には女性の登用を期待する。
女性登用率を維持する。	A	バランスの良い登用を評価する。次年度以降も期待する。
女性登用率を維持する。	A	バランスの良い登用を評価する。次年度以降も期待する。
<p>・次期の委員を選出する際には、これまでの委員選出方法を踏まえた上で、女性委員を選出できるよう努めていく。</p> <p>・教育計画策定懇談会委員の任期は2年(教育長に報告するまで)としているため、平成24年度から引き続きお願いしていたが、審議会委員を辞退した方が1名いたため、変更があった。委員は各団体からの推薦のため、事務局では決められないが、今回は男性委員から女性委員へ変更となったため、男性よりも女性の委員の比率が高くなった。25年度で懇談会は終了しているが、今後も意識して取り組んでいきたい。</p> <p>・委員の任期は1年で再任を妨げないとしているため、平成25年度においても昨年度の委員に対し、引き続きお願いをした。数名委員の交代があったものの、男女比に変更はなかった。本協議会は25年度で終了したが、今後も意識して取り組んでいきたい。</p> <p>・本協議会は25年度で終了したが、今後も意識して取り組んでいきたい。</p>	A	貴課の努力は評価できる。今後も男女のバランスを考え、積極的に取り組むことを期待する。
審議会委員のメンバー構成が学識経験者6名以内、市議会議員6名以内、関係行政機関の職員が3名以内、市民代表が2名以内と限定され任期が2年間となっている。構成員の選定は、充て職、書類選考によるものが多く、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。	B	審議会の構成が専門性や学識を必要とするため、女性の登用が難しい点は理解する。しかし、今後も女性の適任者を見つけ、積極的に声かけするなど登用に期待する。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取り組み計画	執行状況・事業評価
155			都市計画課	西東京市地域公共交通会議 女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。	任期 平成25年7月1日～平成27年6月30日 25.7.1～26.3.31(25年度) 男9人 女2人 18.2%
156			下水道課	審議会の開催なし(委員の委嘱もなし)	
157			学校運営課	女性だけの委員構成とならないよう構成には引き続き留意する。 委員の交代時には、男性委員を委嘱・任命するよう努める。	西東京市立学校給食運営審議会 平成25年度改選 改選後任期平成25年9月～平成27年8月 男性委員数1、女性委員数15 女性登用率93.75% 公募制度を活用しているが、男性の応募がなかったこと、学校栄養士に男性がいないこと等、男性委員の委嘱、任命には制約があるが、副校長代表の委員について、男性委員を委嘱・任命した。
158			教育指導課	専門家の委員構成の中で出来るだけバランスの良い構成に配慮する。	審議会・委員会等においては、構成員のバランスを考えて委嘱する。 【平成25年度】は審議会・委員会の委嘱はない。
159			教育支援課	教育指導課→教育支援課主管委員会としては、就学支援委員会、通級入級委員会を所管している。	就学支援委員会、任期H25.5.1～H27.3.31、男15名、女13名 登用率46% 通級入級委員会、任期H25.5.1～H27.3.31、男9名、女6名 登用率40% 来年度は就学支援委員会、通級入級委員会共に、委員選定の年度に当たっている。委員は概ね校長職など役職に委嘱しているが、推薦委員に関しては女性登用率に留意し、調整を図るよう配慮する。
160			社会教育課	社会教育委員の女性登用率の向上を図る。	社会教育委員の会議 H25.7.1～H27.6.30 男7人、女6人 公募委員2名中1名女性 登用率46% H23.7.1～H25.6.30 男7人、女6人 公募委員2名中1名女性 登用率46%
161			社会教育課	文化財保護審議会委員の女性登用率の向上を図る。	文化財保護審議会 H25.7.1～H27.6.30 男7人、女1人 登用率12% H23.7.1～H25.6.30 男7人、女1人 登用率12%
162			スポーツ振興課	スポーツ推進審議会委員の改選時に女性の適任者がいれば登用を図る。	スポーツ推進審議会 H25.7.1～H27.6.30 男8人、女2人 女性登用率20%
163			公民館	公民館運営審議会(平成25年5月1日～平成27年4月30日) ・地域づくりや社会教育に興味・関心の深い委員と多角的でバランスのとれた委員の登用。(女性登用率:40%～50%)	・公民館運営審議会 【任期】平成25年5月1日～平成27年4月30日 地域づくりや社会教育に興味・関心の深い委員と多角的でバランスのとれた委員を登用している。(男性:8人、女性:6人 女性登用率:43%)
164			図書館	西東京市図書館設置条例第6条に基づき、委員を選出した。結果として、前回の登用率より減少した。	任期期間中のため登用率は同じ
165			選挙管理委員会	「明るい選挙推進委員会」で、推進委員の男女登用率の平均化を図る。 平成24年4月に委嘱:内訳:男性7人、女性28人	西東京市明るい選挙推進委員会(H24.4～H26.3) 平成25年度内訳:男性7人、女性28人

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
平成25年7月1日年度より「地域公共交通会議(法定会議)」として発足したものであるが、関係団体・関係機関の職員が大半を占め各団体の指名により参画してもらうものである。 また公募市民については、論文提出による選出であるため、女性委員に限定した募集はできないので、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。	C	会議の構成組織・団体により、女性の登用が難しいことは理解するが、今後、欠員が出た際には「女性の登用をお願いします。」など声かけなど努力に期待する。
下水道審議会を実施することから、市民公募については、男女平等を基に選考する。	-	
②H26年度は任期中のため委員の改選は予定していないが、女性だけの委員構成とならないよう構成には引き続き留意する。委員の交代時には、男性委員を委嘱・任命するよう努める。	C	女性の比率が高くなっていることに対し課題にもあるように、貴課の一層の努力に期待する。
特になし	-	
平成25年度女性比率は就学支援委員会の場合46%、通級入級委員会は40%と比較的バランスある登用が出来た。役職に委嘱している割合が多いので自由推薦枠において男女比のバランスが良くなるよう配慮していく必要がある。	A	バランスの良い登用を評価する。次年度以降も期待する。
①27年度の改選時にも登用率が下がらないよう努める。	A	バランスの良い登用を評価する。次年度以降も期待する。
①審議会の性質上、専門性・継続性優先の人材確保になる。次期改選や欠員補充時に人材情報収集を行い、女性の登用率の向上に努める。	C	審議会の性質上、女性の登用が難しいのは理解する。課題にあるように女性の登用率を上げるために、積極的に「女性の登用をお願いします。」との声かけの努力に一層の期待をする。
引き続き、委員改選時に当たっては女性登用率に留意する。	C	スポーツは男女問わず行われているものであり、審議会委員の男女比4:1ではバランスが悪い。前年度の比率から変化がないので、より一層の女性登用の向上に期待する。
・公民館運営審議会 【任期】平成25年5月1日～平成27年4月30日 地域づくりや社会教育に興味・関心の深い委員と多角的でバランスのとれた委員の登用。(女性登用率:40%～50%) (男性:8人 女性:6人 女性登用率:43%)	A	バランスの良い登用を評価する。次年度以降も期待する。
任期期間中(平成25年5月1日～平成27年4月30日)のため登用率は同じ	B	平成23年度～25年度が40%で、今期は30%と、女性登用率が下がっている。欠員が出た際には積極的に女性の登用の声かけをするなど女性の登用を期待する。
女性委員の割合を40%以下の数値以下にすることなく、男女比率の平均化に向けて、さらなる人材確保を進めていく。	B	次年度以降の男女比の平均化への努力に期待する。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
(2)人材に関する情報の収集と整備					
166	自薦・他薦も含め、多様な人材情報を収集・整備し、委員等の選任に際し活用します。	男女平等に関する市内の人材リストの整備	拡充 協働 コミュニ ニ	男女平等に関する市内の人材リストの整備。	企画課で作成している審議会委員のリストの活用を検討した。 また、情報誌パリティの男の料理指南コーナーなどでロールモデルなどの紹介をしている。
167		リーダー養成講座の実施 ※「10 地域活動への男女平等参画促進」にも掲載	継続 協働 コミュニ ニ	女性リーダー養成講座の実施。	講座開催には至らないが、国や都での開催予定の情報提供は行っている。また、女性リーダーの養成講座ではないが、女性学講座を実施し、女性自身がどのように生きていくかを考える講座を実施した。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
既存の人材リストの把握や、情報誌等で人材の紹介を継続実施する。	C	24年度の未整備から比較し、若干の努力がみられることは評価に値する。しかし、人材リストは検討したのみで終わっているため、目標達成に近づくよう、一層の努力に期待する。
講座開催に向け検討が必要。	C	24年度は開催できなかった「女性リーダーの講座」であったが、「女性学講座」を開催できたのは、評価に値する。しかし、目標として掲げている講座の開催に向けては、より一層の努力に期待する。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
10 地域活動への男女平等参画促進					
(1) 地域活動の意思決定場面への女性の参画推進					
168	地域でリーダーとして活躍する女性が増えるよう、各地で開催されるリーダー養成講座などの情報を市民に向け提供します。	継続	協働コミュニケーション	地域でリーダーとして活躍する女性が増えるよう、リーダー養成講座等の情報提供。	国や都で実施予定の情報を窓口で提供。
169	リーダー養成講座の実施 ※「9 施策・方針決定の場への女性の参画促進」にも再掲	継続	協働コミュニケーション	女性リーダー養成講座の実施。	講座開催には至らないが、国や都での開催予定の情報提供は行っている。また、女性リーダーの養成講座ではないが、女性学講座を実施し、女性自身がどのように生きていくかを考える講座を実施した。
(2) 地域活動等への男性の参加拡大					
170	パンフレット等や広報誌を作成・配布し、地域活動等への男性の参加を促します。また、活動時間などを工夫し、男女双方が参加しやすい環境を整備します。	継続	協働コミュニケーション	男性向けの地域活動デビュー講座を実施する。	5. 共通講座(3回連続講座) 「第1回男たちの土曜塾～アラ還世代の地域デビュー～」 参加者延べ36人
171	男性の参加を促す活動の充実・地域活動への参加支援(青少年育成会等)	拡充	児童青少年	地域活動への男性の参加を促す。	父親向け、父親参加型の事業についても実施をした。
172	ボランティア活動への参加支援(福祉や介護への支援活動)等	拡充	生活福祉課	ほっとネット推進員の確保に努め、地域で活動ができるよう必要な情報の提供、地域福祉コーディネーターの活動への協力の要請などを行う。	「ほっとネット推進員」の登録研修を実施し、ボランティアで地域福祉の推進に協力する市民を発掘し、育成した。 登録研修実施回数 4回 ほっとネット推進員数 198人
(3) 男女平等参画の視点での市民活動団体との協働					
173	これからの市政には市民活動団体との協働は不可欠で積極的な取り組みが期待されています。団塊世代の大量退職も踏まえ、市民活動団体との協働は男女平等参画をすすめる視点で行います。	新規	協働コミュニケーション	パリテまつりなどを通じ、市民活動団体への参加を促し男女平等学習の啓発を行う。	第6回パリテまつりは18団体および個人が運営・協力により開催し、866人の市民が参加した。
174	市民活動団体の女性リーダー比率の向上の啓発	新規	協働コミュニケーション	市民活動団体の女性リーダー比率の向上啓発。	講座開催には至らないが、国や都での開催予定の情報提供は行っている。また、女性リーダーの養成講座ではないが、女性学講座を実施し、女性自身がどのように生きていくかを考える講座を実施した。
175	男女平等参画の視点を持った市民活動団体との協働を進め、その活動を評価できるシステムの検討	新規	協働コミュニケーション	第3次男女平等参画推進計画の策定に向けて、検討する。	計画策定に伴い検討した結果、評価できるシステムの検討ではなく、協働事業を実施していくなかで、事業の検証を行うこととなった。(協働事業を実施し、その反省を次の協働事業に活かす。)

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
今後も継続実施の予定。	C	情報提供を窓口のみでは、公平性に欠ける傾向がある。情報誌やHPでの情報提供も検討されたい。
講座開催に向け検討が必要。	C	「リーダー養成」と銘打った講座には参加意欲が湧きにくいと考える。女性の生き方の講座への参加者に対して、主催者側である行政担当者がフォローしていくうちに、リーダーとなる人が育成されていく。長期的視野に立った支援をされたい。
男性向けの地域活動デビュー講座の実施や情報誌による意識啓発を継続する。	B	参加者の人数にこだわらず、実際に協働事業を試行し、定着を図るための支援を望む。
野外活動体験事業や親子参加型事業を展開することで、男性の参加について幅を広げていく。	C	親子参加型事業の中にどのように男女平等の視点を取り入れられているか検証されたい。
量から質に着目して人材の確保ができるよう登録研修の回数、内容を拡充する必要がある。	C	登録者に対して登録研修回数を増やす場合、男女平等意識を持ちつつ活動することの重要性を伝える内容も研修に含まれたい。
昨年と比較して、参加者数、参加団体共に増加した。今後も継続実施していく。	A	期待する。
講座数に限りがあるため、独自に開催できるかは分からないが、国や都等の情報提供だけは続けていく。	C	女性の生き方に関する講座であれば、どのような講座においても、女性リーダー育成の要素はある。講座数や参加者数にこだわらず、できるだけ主催者側は参加者と交流し、リーダー的要素を持つ人材の発掘に努められたい。
バリエ登録団体等との協働事業の実施していく。	C	具体的に協働事業実施目標値と予算の確保を検討されたい。

	施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
	(4) 国際理解・国際交流の推進				
176	外国人と日本人との相互理解の促進を図り「地球市民」としての意識をもてるよう取り組みをすすめます。 また外国籍市民が不安のない、快適な生活を送れるよう、外国語による情報発信ができる体制づくりをすすめていきます。		文化振興課	外国人のためのリレー専門家相談会の実施	・平成25年12月14日(土)、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で開催。 ・専門家:弁護士、行政書士、社会保険労務士、臨床心理士、フェミニストカウンセラー、消費生活相談員、市職員 ・言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、タガログ語、ポルトガル語 相談:8人、13件 外国人が円滑な社会生活を送ることができるよう、相談会を実施した。通訳及び運営に市民ボランティアが関わった。
	(5) 活動しやすい環境の整備				
177	平日夜間や土日などに利用しやすい施設運営を検討します。犯罪防止に配慮し、かつ、さまざまな人にとって歩きやすい道路や公園の整備、男女ともに子ども連れで入れるトイレの整備など、施設の整備をすすめます。 また、災害時の避難場所等現場での男女平等参画をすすめます。	公共施設の利用時間帯の見直し検討	スポーツ振興課	年末年始、毎月第1火曜日の休館日を除き、午前9時～午後10時(きらっとは午後9時)までの開館及び夏季でのスポーツセンターのプールの早朝営業(午前7時から)を継続して実施する。	年末年始と毎月第1火曜日の休館日を除き、平日・土日祝日ともに午前9時～午後9時または10時まで開館している。また、夏季においては、スポーツセンターのプールの早朝営業(午前7時から)も実施している
178	道路・公園・公衆トイレの整備		道路建設課	西東京市道路整備計画及び第三次事業化計画等に基づき、市民生活における安全性・利便性・防災性の向上を図るため、市道の新設・改良・拡幅工事を行うとともに市の骨格をなす都市計画道路の整備を進める。	道路境界が確定している道路について、道路排水施設の整備と舗装路面の改修整備を進める。老朽化している道路を生活道路、幹線道路、バス路線に区分し、それぞれの道路に優先順位をつけて順に道路整備工事を行う。また、地区計画関連周辺整備事業も進めている。 道路整備事業:12路線/1,869m整備を実施 地区計画関連整備区域:2区域実施中 都市計画道路の整備(4路線実施中)
179			みどり公園課	向台公園のトイレについて、老朽化に伴う改修工事を実施する。	実施済み
180			スポーツ振興課	老朽化が進んでいる屋外施設のトイレの整備について検討を行う。	老朽化している健康広場の屋外施設のトイレの改修工事については、管理棟の改修工事に合わせて検討を行う。
181	街路灯の整備		道路管理課	市内の道路で防犯上及び交通安全対策上必要である箇所において、街路灯の新設及び照度アップを図る。	新規設置数 71基 (新設 34基) (移管 37基) 照度アップ 10基 街路灯の新設及び照度アップの要望のうち、必要と判断された箇所に新設、照度アップを実施した。また、宅地開発等で新たに築造された道路に事業主負担で設置された街路灯が市へ移管された。
182	公共施設における多目的トイレの設置促進		公民館	・未設置の館についても、必要に応じて多目的トイレのベビーキープの設置を検討する。	・谷戸公民館のトイレ工事に伴い、男女それぞれのトイレにベビーキープを設置した。
183			スポーツ振興課	スポーツセンター、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」、ひばりが丘総合運動場「ひばりアム」には多目的トイレが設置されているが、古い施設・小さい施設(総合体育館・武道場)については障害者用トイレのみである。障害者用トイレにオムツ替えシート等の設置について検討を行う。	「ひばりアム」の管理棟に誰でもトイレの設置され利用されている。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
24年度には稼働のなかったフェミニストカウンセラーだが、25年度には1人対応があった。国際的な男女間の問題が多様化してきており、問題を抱えている。相談者が来場できるよう広報の方法などを含めて検討して対応したい。	C	国際結婚が増加する中で、国際的男女間の問題が多様化し増加している。リレー専門家相談会だけでなく、協働コミュニティ課相談部門との連携を検討されたい。
今後も継続実施していく。	A	今後も、市民の利用しやすい施設運営に期待する。
道路整備には、多額の費用を必要とするため、限られた予算内で緊急性の高いものから整備を進める。道路拡幅においては、地権者の理解と協力を求めるため十分な説明を行い、用地買取には多額の費用を必要としているため、限られた予算内で事業を行う。	C	道路整備などの土木事業は、これまで男性主導で進められてきている。女性の声をどのように反映しているか、記載を望む。
無し	C	トイレの改修は望ましいが、改修時に女性の声が反映されたか検証されたい。
引き続き、調整検討を行う。	C	調整検討の際に、女性の声を聞く機会を持つことを検討されたい。
街路灯設置要望箇所の隣接地が農地の場合、街路灯の灯りが作物に影響するため、新設及び照度アップが図れない箇所がある。	C	作物に影響の少ない街路灯を検討し、防犯を重要視されたい。
未設置の館についても、必要に応じて男女それぞれのトイレのベビーキープの設置を検討する。	B	父親が子連れで外出しやすいうように、早急に設置されたい。
引き続き、障害者用トイレにオムツ替えシート等の設置について検討を行う。	B	おむつ替えシートを必ずしもトイレ内に設置するものと考えず、トイレの近くに設置するなど柔軟に検討されたい。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
184	災害における避難場所等現場で女性リーダーを活かすなどの男女平等参画の推進	新規	危機管理室	緊急初動要員に女性職員の指名を確保し、リーダー候補としての総合防災訓練及び緊急初動要員参集訓練等において経験を積むことにより、支部長・副支部長の職責を担う人材を育成していく。	緊急初動要員 各支部5名の定数のうち、1名以上女性とすることを前提に28支部28名配置
185	災害における避難場所等現場で女性リーダーを活かすなどの男女平等参画の推進		協働コミュニケーション課	第3次男女平等参画推進計画の策定に伴い検討する。	第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画の策定の中で検討した結果、「男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進」を課題として明記したうえで、重点課題に選定し積極的に取り組むこととした。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
女性要員の増加に努める	B	緊急初動要員に、女性を配置したことを評価する。女性要員の増加に努めると同時に、女性要員の交流の場を設け、彼女たちの要望なども取り入れた危機管理体制を検討されたい。
第3次男女平等参画推進計画を周知する機会をつくり、重点課題を情報提供する	B	危機管理部門に積極的に、男女平等の視点に立った防災・まちづくりの研修機会を提供されたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
V “人権”を守る男女平等				
11 相談体制の充実と支援				
(1) 相談の充実				
186	男女平等の視点にたち、日々の暮らしの中での自分自身のこと、夫(妻)や子ども・親のこと、職場の人間関係などでの悩みや、心・健康・からだのこと、家庭内暴力・DVの問題などを、相談者とともに解決の糸口を見出していく相談事業をすすめます。	女性相談の充実 ※「15 男女平等推進センターの充実」にも掲載	拡充 協働コミュニケーション課	日々の暮らしの中で、さまざまな悩みを抱える女性に専門の相談員が寄り添い、自ら問題に向き合い、解決をしていく糸口を見出していくことを支える。 女性相談の実施 悩みなんでも相談 相談件数:393件 婦人相談 相談件数:556件 問題解決に向け、関係機関との連携支援も求められるため、「配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議」や地域包括支援センターとの連絡会議を開催した。
187		対象者ごとのきめ細かい相談の充実 ・市民相談 ・子ども家庭相談 ・母子相談 ・教育相談 等	テミ協働 イユ課ニコ	対象者ごとのきめ細かい相談の充実。 相談者を交えた、個別の関係者会議の実施や、状況により訪問や出張相談を実施している。
188			生活福祉課	生活保護受給世帯の相談事をケースワーカーと家庭相談員が連携して応じる。 家庭相談員による窓口及び家庭訪問の実施 相談件数:959件 (内訳) 生活一般:200件 生活支援:25件 児童:734件
189			拡充 支子援育課	ひとり親世帯の相談に適切かつ柔軟に対応する。 延べ相談件数1,069件
190			子ども家庭支援センター	引き続き対象者へのきめ細かい支援のため、相談員のスキルアップに取り組む。また、関係機関と連携を図り、対象者の相談に寄り添う。 相談窓口を月曜日～土曜日の年間298日開設し、新規相談件数585件、児童虐待相談59件、虐待以外の養護相談278件、保健相談41件、障害相談20件、非行相談8件、育成相談46件、その他の相談133件であった。相談内容解決に向けて相談員が活動した延べ回数は16,734回であった。育児に悩む女性やDVを受けているケースなどは、関係機関と連携を取りつつ対応している。
191		相談を周知するパンフレットの作成・配布	拡充 協働コミュニケーション課	女性相談を周知する。 オリジナルの女性相談案内カードを庁舎等の女性トイレに設置。STOP DVの小冊子を新たに作成した。関係者との連絡会議に相談員全員が参加し、顔の見える関係づくりを行い、事業の周知を図った。
192			生活福祉課	生活保護受給世帯の女性への周知方法について検討する。 生活保護世帯に対して、家庭相談員の配置に関して個別周知を行う。
193		男性相談のあり方の検討 ※「15 男女平等推進センターの充実」にも掲載	新規 協働コミュニケーション課	男性相談のあり方の検討を行う。 男性相談の問い合わせが電話で数件あり、都の相談窓口や健康課などを紹介した。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
女性相談及び関係機関との連絡会議を継続実施する。 より効率的な相談体制を検討する。	B	連絡会議について、会議自体の内容の検討及び「効率的な相談体制」の具体的課題の設定が必要と思われる。
関係機関との連携を密に、相談事業を充実する。	A	・推進されたい。 ・相談者を交えた関係者会議以前の支援検討会について実施されたい。
相談体制の維持	A	・推進されたい。 ・相談者の利益優先の考えを基本において、関係機関の各役割分担を明確にした対応マニュアルを検討されたい。
法改正に伴う父子福祉資金の創設など、父子家庭への対応	A	特段「父子家庭への対応」と言うことでなく「ひとり親への対応」として推進されたい。
引き続き対象者へのきめ細かい支援のため、相談員のスキルアップに取り組む。また、関係機関と連携を図り、対象者の相談に寄り添う。	B	・推進されたい。 ・相談者の気持ちに寄り添い、問題解決にむけての共働作業の実践に必要な相談員の視点や対応と、それらを担当課内において、どのように共通認識等していくかの検討が必要と思われる。
市民や関係者への周知を継続し、パンフレット等の配布先を拡大する。	A	・推進されたい。 ・市民への周知及び関係者への周知、機関への働きかけ等への具体化について検討されたい。
対象者が保護世帯に限定されているため、必要に応じた対応が求められる。	B	求められているのは実施主体の担当課であるので、具体的な施策の提示が必要と思われる。
都の相談窓口などを活用しながら検討する。	A	都の窓口利用で十分と思われる。

	施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
(2) 相談員の資質の向上						
194	東京都等で実施する研修情報を相談員へ提供し、受講をすすめます。また、相談対応を第三者により評価し、質の向上に努めます。今後は、外国語による相談対応について検討を行います。	研修に関する情報提供	継続	協働コミュニケーション課	相談者の抱えている問題、訴えを明確に把握し、的確な対応ができるようにスキルアップをはかるため、研修の機会を活用する。	東京都及び関係機関が実施する研修・講座の情報を提供し、緊急対応を除き、積極的に参加した。
195	スーパーバイズの実施		継続	協働コミュニケーション課	困難事例など相談者への対応を振り返り、スーパーバイザーから助言を受けるスーパーバイズ研修を実施し、より適切な対応ができるように相談員の資質の向上をはかる。	精神科医、カウンセラー、DV被害者支援アドバイザーにより、6回のスーパーバイズ研修を実施した。また、事例に関わる他部署の支援員も参加し、関係者皆のスキルアップをはかった。
196	外国語(英語・韓国語等)での対応についての検討		継続	生活福祉課	庁内の外国語対応サポーターの活用を継続する。サポーターリストを用意するなど、母国語での対応が必要ときに、可能な範囲で滞らないようにする。	人事異動により、外国語対応サポーターの配置があり、英語圏外国人への対応を行っている。中国残留邦人対象には、週4日間通訳を配置している。
197			継続	協働コミュニケーション課	母国語での相談機会の拡充をはかる。	通訳を予算化し、外国人相談者の支援に必要な場合には、通訳を通して相談することとしている。また、庁内の外国語対応サポーターのリストや利用者側が利用できる通訳ボランティア派遣事業(共に文化振興課主管)などがあり、必要に応じて利用を検討することとしている。
(3) 各種相談や関連機関との連携						
198	相談後の支援などがスムーズに行われるよう、相談窓口をもつ関係各課や保健所などの関係者による連絡会を開催します。また、家庭内暴力・DV・虐待等の早期発見・対応のため、警察、病院、民生・児童委員等との連携を図ります。	相談担当者連絡会の開催	拡充	協働コミュニケーション課	問題解決が必要な相談は、一人の相談者に対しトータルな支援をするため、関係機関が連携し、連絡会、ケース会議を実施する。	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議の部会を2回開催した。地域包括支援センターとの連絡会議を協働開催した。他部署との連携支援が必要なケースは、支援会議や同行支援を行った。
199		各種関連機関・専門家との連携強化 ・保健所 ・病院 ・警察 ・児童相談所 ・民間シェルター ・NPO ・法律家 等	拡充	協働コミュニケーション課	被害にあった女性が的確な対応が受けられるように警察、病院などとの連携をすすめる。	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議やDV関係機関情報交換会など、組織的に警察との連携を強化した。個別支援では、警察との情報共有による安全確保や、病院への受診同行により連携を図った。
200			拡充	子育て支援課	子供・ひとり親に関係する諸機関との連絡調整を図る。	のどか、教育委員会、家庭相談員、家庭相談員、母子保健、児童相談所、東京都母子家庭等就業センター、パリティなどと、必要に応じて連携を図った。
201			拡充	子ども家庭支援センター	関係機関との連携強化。	要保護児童対策地域協議会として、代表者会議1回、実務者会議5回、ケース検討会議82回を実施した。虐待が疑われる子どもの出席状況について保育所及び学校と定期的な情報提供を実施した。
202			拡充	生活福祉課	関係機関の開催する連絡会等には積極的に参加し、連携を図る。また、相談対応後は、必要な機関と連絡を密にしスムーズかつ二次被害の起こらないよう対処する。	関係連絡会会に参加し、連携を密にした。研修会への積極的な参加により、常に新しい情報の収集に努力した。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
新任期は研修受講や教育が優先できるように努める。	B	研修については義務化する必要があり、積極的な取り組みが必要と思われる。
今後も継続実施の予定。	A	推進されたい。
現状の維持	B	「現状の維持」と言うことは、現状で充足しているのかお聞きしたい。
今後も継続実施の予定。	B	積極的予算化やサポーター及びボランティア活用について、具体的な取り組みが必要と思われる。
配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例開催する。	B	包括的支援に向けて、機関・部署対象の共通研修が必要と思われる。
配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議による連携強化。民間シェルター、弁護士会など関係機関が主催する会議への参加。	B	連携強化に向けて、関係機関、部署対象の共通研修が必要と思われる。
ケースの置かれた状況を踏まえながら、関係機関との連携を図り、問題の解決に努める。	B	・「問題の解決に・・・」に向けて、何をするか課題設定が必要と思われる。 ・連携調整の円滑な運営にむけて、関係機関、部署対象の共通研修が必要と思われる。
関係機関との連携を強化する。	B	連携強化にむけて、関係機関、部署対象の共通研修が必要と思われる。
家庭内暴力、虐待等の早期発見・対応に向け、関係機関との連携をより密にしたい。	B	・特段「早期発見・対応」について、具体的な取り組み課題の設定が必要と思われる。 ・連携及び二次被害防止に向けて、関係機関、部署対象の共通研修が必要と思われる。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価		
12 女性をとりまくあらゆる暴力の防止						
(1)ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援						
203	配偶者や恋人等親密な関係にある男女間の暴力であるDVについて、理解を広めるための講演会・学習会等を開催します。	DVに関する講座や講演会の開催	拡充	二 協 働 コ ミュ ニ ティ 課	女性に対する暴力をなくす運動週間事業やDV被害者のための自立支援講座の実施	女性に対する暴力をなくす運動週間に、パネル展示、講演会、パープルリボンプロジェクトワークショップを開催。DV被害者のための自立支援講座や支援関係者を対象とした学習会を開催。
204	また、被害にあった女性が、的確な対応を受けられるよう、専門性をもった相談員を配置したり、緊急に一時避難できる場所の確保に努めます。	デートDVについての啓発	新規	二 協 働 コ ミュ ニ ティ 課	若い世代から始まるデートDVに対してデートDVとは何かを学ぶ機会を設ける。	デートDVのチェックリストをバリエの図書コーナーに掲示。STP DVの啓発用小冊子に内容を加えて作成した。
205		警察・病院等との連携	拡充	二 協 働 コ ミュ ニ ティ 課	被害にあった女性が的確な対応が受けられるように警察、病院との連携をすすめる。	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議やDV関係機関情報交換会など、組織的に警察との連携を強化した。個別支援では、警察との情報共有による安全確保や、病院への受診同行により連携を図った。
206		民間シェルターへの運営費の補助	継続	テ ミ コ ミュ ニ ティ 課	被害にあった女性が安心して一時避難ができる場所を運営している民間シェルターへの運営費の支援を行う。	多摩地域の民間シェルター連絡会への補助金を交付。
207		緊急一時保護宿泊費等の支援	継続	二 協 働 コ ミュ ニ ティ 課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。この事業は、被害者支援の選択肢を広げるために実施しているが、保護施設などが利用できないときに実施する事業なので、平成25年度実績は0である。
208		緊急一時保護事業	継続	二 協 働 コ ミュ ニ ティ 課	被害にあった女性の安全をはかるため、緊急一時保護につなげる。	DV被害者の安全の確保を第一としながらも、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や、自己決定を尊重した支援を行っている。
209		被害女性の自立のための支援	拡充	二 協 働 コ ミュ ニ ティ 課	被害女性のための自立支援を行う。	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議により連携を深めると共に、必要なサービスにつなぎながら、寄り添った支援をしている。自立支援講座を5回実施。参加者延べ111人。
210			生活福祉課		・DVにより転入する生活保護受給の女性に対し、家庭相談員が相談・支援を行う。 ・転出希望の女性に対し、必要な機関への引継ぎ等の支援を行う。	DVが疑われる個別事例が発生した場合に対応できるよう、家庭相談員が常に研修等を受講した。 25年度のDV相談、事例:0件
211		配偶者暴力防止対策基本計画策定の検討	新規	二 協 働 コ ミュ ニ ティ 課	第3次男女平等参画推進計画の策定に伴い検討する。	平成26年3月に第3次男女平等参画推進計画に包含する形で配偶者暴力対策基本計画を策定した。また、計画が包含されていることがわかりやすくなるように、計画名を「第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画」とした。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
女性に対する暴力をなくす運動週間を中心に、継続実施する。	A	今後とも継続実施されたい。平成26年度から始まる第3次男女平等参画推進計画の中でも配偶者暴力対策基本計画は重要課題の一つであり、DVは重大な人権侵害であることを周知されたい。
市内の高校・大学など配付先を拡大する	B	高校生や大学生などの若い世代のデートDVこそ学んでいくことが将来に向けて重要であるため、カードの配布や小冊子の配布だけではなくデートDVにかかわる講座を準備し学校側の理解を得ながら実施していくことも是非検討されたい。また、中学生への働きかけについても検討されたい。
今後も継続実施の予定。	A	引き続き推進されたい。
DVの早期発見・対応に向け、関係機関との連携をより密にしたい。	B	生活福祉課の家庭相談員は常勤職ではないため機動力の面ではバリエーションの婦人相談員と連携を密に取りながらDV被害者に対して即応出来る体制を作っていく必要があり、連携の強化を図るべく検討されたい。
計画を策定したことにより、事業としては完了となる。	A	配偶者暴力対策基本計画は最重要課題の一つであり、26年度からの実行力が問われてくるため、担当課では気を引き締めて取り組んで行かれない。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応				
212	人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害防止に向けて、啓発や相談体制の充実を図ります。また、警察・東京都などの関連機関との連携を目指します。	暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	東京都市町村職員研修所派遣研修として、男女共同参画社会形成研修に職員を派遣する。 ハラスメント研修の実施。	①東京都市町村職員研修所派遣研修としての男女共同参画社会形成研修への職員派遣実績は0人。 ②職場におけるハラスメント防止に係る要綱の職員への周知 ③ハラスメント予防・対応マニュアル【概要版】の策定及び職員への周知 ④西東京市ハラスメント苦情処理委員会の職員への周知 ⑤ハラスメント相談窓口の職員への周知 ⑥ハラスメント研修の実施
213		継続	職員課	
213		継続	教育指導課	「人権教育プログラム」の全教職員への配布、初任者研修会や人権教育研修会での指導主事による講義、校長への「教職員の服務の厳正について」通知及び東京都教育委員会からの管理職対象の研修、校長による全教職員への指導等を通して、各学校に適切な指導を実施した。また、全校で年2回、校長等が教職員に対して「服務事故の防止」に関する研修会を実施した。また、研修会においては、都作成の資料を活用し、具体的な事例等を基に進め、理解啓発が図られた。
214		継続	協働コミュニケーション課	講座等の広報をする際に、関係部署にも協力してもらうことにより、同時に職員への啓発も行う。
214				配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議において、研修を行った。母子保健担当者や地域包括支援センターに講座の周知協力を依頼した。
215	教育相談・スクールカウンセラーなどによる相談窓口の充実	継続	教育支援課	教育指導課→教育支援課主管 学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けている。その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応する。教育相談センターでの相談(教育相談や就学相談)で発覚した場合も同様に対応する。
215		継続	教育支援課	幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、庁舎においては教育相談や就学相談、学校ではスクールカウンセリングや巡回相談、また、適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において、さらには家庭訪問等、様々な形態で行っている。どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えた。その後、子ども家庭支援センター女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作っていくよう努めた。
216	苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む) ※「6 働く場での男女平等参画促進」「16 庁内推進体制の整備」にも掲載	継続	協働コミュニケーション課	第3次男女平等参画推進計画の策定に伴い検討する。
216		継続	協働コミュニケーション課	第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画の策定の中で検討した結果、具体的な苦情の把握がないことなどから、事業を苦情処理機関設置から苦情処理機関設置検討委員会の設置へ変更した。苦情の相談があった場合には、相談対象者が女性の場合には女性相談として悩み何でも相談を実施している。また、相談対象者が男性の場合にはウィメンズブラザの男性のための悩み相談を紹介している。また、市の施策等への苦情では市長への手紙等の手段がある。
217	セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討 ※「6 働く場での男女平等参画促進」にも掲載	継続	協働コミュニケーション課	第3次男女平等参画推進計画の策定に伴い検討する。
217		継続	協働コミュニケーション課	第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画の策定の中で検討した結果、具体的な貸付希望の把握がないことなどから、事業の継続を見送った。
218	市内事業所への意識啓発	拡充	産業振興課	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等の被害の理解を深め、被害防止に向けての啓発や相談体制の充実を図る。 市民への普及啓発資料として「ポケット労働法2013」を出版・配布する。
218		拡充	産業振興課	関係機関発行のパンフレット等をカウンターに配置するなど、周知に努めた。 また、「ポケット労働法2013」を産業振興課ほか関係部署にて配布。
219		拡充	ティミュー働課	「ポケット労働法2013」を配布する。
219		拡充	ティミュー働課	産業振興課と協力して、セクシュアル・ハラスメントなどが記載されている「ポケット労働法2013」を配布した。
220	緊急一時保護宿泊費等の支援	継続	協働コミュニケーション課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。
220		継続	協働コミュニケーション課	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。 この事業は、被害者支援の選択肢を広げるために実施しているが、保護施設などが利用できないときに実施する事業なので、平成25年度実績は0である。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
①ハラスメント予防・対応マニュアル等職員への制度の周知。 ②ハラスメント研修の実施。 ③東京都市町村職員研修所派遣研修として、男女共同参画社会形成に係る研修等への職員派遣。	B	引き続き推進されたい。被害者が素直に声を上げられるような職場環境づくりも重用であるため引き続き研修等へスムーズに参加できるよう管理職への働きかけも検討されたい。
研修会での指導と同様に、管理職の日々の職員に対する指導が有効な手段となる。定期的に校長会議や副校長会議、主幹教諭研修会、各主任会で指導していき、OJTを通して校内に広めていく。また、各学校に配置しているスクールカウンセラーと管理職との連携を深める。さらに、管理職自らの言動等を律する一方、セクシャルハラスメント相談窓口を整備する等、環境整備に努める。	A	引き続き推進されたい。
協力を依頼できる関係部署を拡大する。	A	引き続き推進されたい。
連携のための情報共有については、要保護児童対策地域協議会としての守秘義務の範囲で可能であると考えているが、緊急の場合、要保護児童として対応している事例であるという確認ができる以前に、本人の同意がなくても情報提供して安全を守らなければならないと判断されたとき、各部署が適切に対応できるよう、情報共有のあり方について庁内全体で検討し、理解しておく必要がある。	A	引き続き推進されたい。
今後も現状の把握に努める。	C	引き続き苦情処理関係機関設置の方向で検討されたい。
必要に応じて、貸付希望の確認や他自治体の動向などを確認する。	C	引き続き貸付制度導入の方向で検討されたい。
今後も継続実施の予定。	B	引き続き実施の方向で継続されたい。なお、事業所を対象にした講座等の実施も検討されたい。
今後も継続実施の予定。	C	引き続き継続実施されたい。また産業振興課と協力の上で意識調査の実施について検討されたい。
今後も継続実施の予定。	A	引き続き推進されたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価	
13 性と生殖に関する健康支援					
(1) からだと性に関する正確な情報の提供					
221 222 223	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根づくよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。また、幼児期・思春期から成人期にいたるまで、発達に応じて、性に関する正しい知識を身に付けられるよう努めます。	発達に応じた性教育の充実 ※「2 家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進」にも掲載	教育指導課	小・中学生が適切に性教育について理解する。	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行っている。小学校においては体育の保健領域で、中学校においては、保健体育において性に関する学習を教科書に基づいて適正に指導を行っている。
			健康課	実施方法について検討する。	実施方法について検討する。
			協働コミュニケーション課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について紙面を通して知る機会をつくり、発達に応じた性教育の充実を図る。	《週間事業》 女性に対する暴力をなくす運動週間事業として講演会を実施した。 「自分を大切にする生き方 ～出会いに限られた数はない～ ～大切にされてこそ大切がわかる、性と生の貧困～」 参加者23人 センター通信で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について特集し、500枚を各所へ配布した。また、パリテ内に説明文を掲示している。
224 225	性と生殖に関する情報の提供	拡充	健康課	情報提供の在り方や機会について検討する。	情報提供の在り方や機会について検討する。
			ティミ協働課ニコ	市民一人ひとりがリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を理解する。	センター通信で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について特集し、500枚を各所へ配布した。また、パリテ内に説明文を掲示している。
226	性感染症予防に関する情報提供	拡充	健康課	情報提供の在り方や機会について検討する。	対象年齢層への情報提供の場と方法について検討が必要。
(2) 女性専門医療の充実に向けた取り組み					
227 228	女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、情報の提供を行います。また、女性にとって妊娠・出産の安全性と快適さを確保するための周産期医療の情報提供に努めます。	継続	健康課	情報の集約につとめ、相談の機会を通じて情報提供に努める。	情報の集約につとめ、相談の機会を通じて情報提供に努めている。
			ティミ協働課ニコ	相談者等に女性専門外来を案内する。	相談者等に必要に応じ女性専門外来を案内した。
229 230	女性専門外来設置に向けた医療機関への働きかけ	継続	健康課	女性専用外来の医療機関を周知する。	健康相談として必要時に女性専用外来について紹介する。
			ティミ協働課ニコ	相談者等に女性専門外来を案内する。	相談者等に必要に応じ女性専門外来を案内した。
231	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実	拡充	健康課	各種健診は継続して実施している。周知については、HPや広報、健康事業ガイドを通して実施している。その他、チラシを対象者が来所するような事業や会場に設置し周知を行っている。	各種健診は継続して実施している。周知については、HPや広報、健康事業ガイドを通して実施している。その他、チラシを対象者が来所するような事業や会場に設置し周知を行っている。
232	周産期医療サービスに関する情報提供	新規	健康課	保健所主催の連絡会、周産期連絡会等の機会を通じて、近隣の状況把握に努める。	保健所主催の連絡会、周産期連絡会等の機会を通じて、近隣の状況把握に努める。 保健所の周産期連絡会に、医療機関と行政の連携を図るための支援シートを提案し、実施に向け今年度も継続して審議中である。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
学習指導要領に基づいた適正な指導の状況を把握する必要がある。	C	保健体育の授業としての適正な指導の状況および、小・中学生が正しい知識を取得しているのかについて調査の実施を検討して頂きたい。
当課計画は、思春期を含め全年齢を対象としているが、母子保健としては、まだ未就学期が中心となっており、性教育の実施方法や内容については課題が多い。学齢期の教育部署との連携が必要だと感じている。	C	学齢期の教育部署との連携を含め、引き続き検討を進めて頂きたい。
今後も継続実施の予定。	B	講演会の実施およびプロダクティブ・ヘルス/ライツについて特集し、資料を配布したことについては評価できる。今後より対象者に効果的に情報が届くような広報活動、より多くの人が学べる機会の増加を期待する。
対象年齢層への情報提供の場と方法について検討が必要。	C	未実施であった為、情報提供の在り方や機会について検討して頂きたい。
概念を周知する機会を増やす。	B	資料を配布するだけでなく講演会の開催など、引き続きプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を理解する施策について検討して頂きたい。
対象年齢層への情報提供の場と方法について検討が必要。	C	リーフレットの設置や配布、セミナーの実施など性感染症予防に関する情報についてより多くの人が学べる機会の増加を期待する。
実施機関は調べられるが、内容や特徴は把握できないため情報提供に限界がある。	C	より必要な情報を提供する為、実施機関の内容および特徴などの情報について調査を実施することを検討して頂きたい。
担当課で医療機関設置に向けた働きかけは困難。引き続き相談者等に女性専門外来を案内する。	B	女性専門外来自体あまり知られていないのではないかと女性専門外来の周知方法などについても検討して頂きたい。
課単位では困難。	C	課単位では困難なのであれば、連携すべき部署も含めて女性外来の医療機関の周知方法について検討して頂きたい。
担当課で医療機関設置に向けた働きかけは困難。引き続き相談者等に女性専門外来を案内する。	B	課単位では困難なのであれば、連携すべき部署も含めて女性外来の医療機関の周知方法について検討して頂きたい。
受診率が伸びない。引き続き情報提供や周知に努める	B	各種検診の実施については評価できる。受診率が伸びない状況を改善する為には、より多くの情報提供や周知に努める必要があると考えられる。各種検診の実施についてより情報が伝わるよう周知方法について検討して頂きたい。
妊娠期から課題を持つ妊婦・家庭も増加傾向にあること、虐待予防の視点から「特定妊婦」支援の必要性が高まっていることから、引き続き近隣周産期医療機関との連携が欠かせない。保健所の会議等を通じて協力を求めている。	A	引き続き、周産期医療機関と連携して近隣の状況把握に努めて頂きたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価		
14 援助を必要とするひとり親家庭等への支援の充実						
(1)ひとり親家庭への支援						
233	いろいろな責任を一人で負うために重くなりがちで負担を軽減するよう、支援を行います。	ホームヘルパーの派遣	継続	子育て支援課	日常生活に困難をきたしているひとり親家庭に対し、ホームヘルパーを派遣する。	派遣状況 11世帯 329回
234	相談窓口の充実	拡充	生活福祉課	・生活保護受給のひとり親世帯に対し、家庭相談員が相談・支援を行う。	家庭相談員による窓口及び家庭訪問により、子育て、高校進学についての相談を受ける。 必要に応じて、通院同行、各種申請等の支援も行っている。	
235			子育て支援課	対象者へのきめ細かい相談の充実	延べ相談件数1,069件	
236	ひとり親家庭就労相談	継続	産業振興課	就労を希望する女性に対して、就職情報提供・就労機会の拡大を図る。	(再掲) ①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施した。カウンターに各種情報パンフレット等を置き配布した。 ②就職支援セミナーについては、ハローワークと共催で6月と10月それぞれ3日ずつ実施、受講者は238人となっている。就職面接会は例年7月に実施しており、参加企業15社で採用人数は11人であった。 ③若者向け及び女性向け再就職支援セミナーを東京しごとセンター多摩と共催で実施し、若者向けは6人、女性向けは39人の参加があった。 ④合同就職面接会 東京しごとセンター主催で西東京市、小平市、東村山市、東久留米市の共催で実施した。参加企業10社で、採用は7人であった。 就職情報コーナーについては、現行の規模でハローワークと今後も継続実施していくとともに、関係機関の協力のもと就職支援セミナーなど就業対策に取り組む。 ⑤ハローワーク三鷹の協力のもと、「パートタイム求人情報」を定期的に更新した情報を両庁舎のパンフレットコーナーや福祉窓口に常時配置した。	
237	就労援助と雇用促進	拡充	子育て支援課	児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施	プログラム策定 20件	
238			産業振興課	就労を希望する女性に対して、就職情報提供・就労機会の拡大を図る。	(再掲) ①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施した。カウンターに各種情報パンフレット等を置き配布した。 ②就職支援セミナーについては、ハローワークと共催で6月と10月それぞれ3日ずつ実施、受講者は238人となっている。就職面接会は例年7月に実施しており、参加企業15社で採用人数は11人であった。 ③若者向け及び女性向け再就職支援セミナーを東京しごとセンター多摩と共催で実施し、若者向けは6人、女性向けは39人の参加があった。 ④合同就職面接会 東京しごとセンター主催で西東京市、小平市、東村山市、東久留米市の共催で実施した。参加企業10社で、採用は7人であった。 就職情報コーナーについては、現行の規模でハローワークと今後も継続実施していくとともに、関係機関の協力のもと就職支援セミナーなど就業対策に取り組む。 ⑤ハローワーク三鷹の協力のもと、「パートタイム求人情報」を定期的に更新した情報を両庁舎のパンフレットコーナーや福祉窓口に常時配置した。	
239	母子家庭の母への就労支援	新規	子育て支援課	ひとり親家庭における生活の安定に資する資格の取得及び就職を支援する。	母子家庭高等技能訓練促進費 9件 母子家庭自立支援教育訓練給付金 3件	
240	ショートステイ・ワイルドステイサビスの検討	拡充	子ども支援センター	事業内容について広く周知する。	市のホームページに事業内容を引き続き掲載し、事業PRを行った。年間延べ利用日数は269日、年間延べ利用者数は115人であった。(H24年度:年間延べ利用日数217日、年間延べ利用者数125人)	
241	一時保育の実施	拡充	保育課	公共施設予約管理システムにおいて実施している一時保育の予約方法で不具合箇所の修正を行う。 平成25年度に新たに、ひがしふしみ保育園で一時保育を実施するための準備。	公共施設予約管理システムにおいて実施している一時保育の予約方法で不具合箇所の修正を行う。平成25年12月より、ひがしふしみ保育園で一時保育を開始し、実施園は8園となった。 延べ利用人数:10,734人 登録者数:2,276人	

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
家事援助が必要なひとり親家庭に、ホームヘルプサービス事業の案内と利用を進め、生活の安定を図る。	A	ひとり親家庭支援のため、必要な施策と考えられる為、継続して実施して頂きたい。
家庭訪問・電話対応に応じない世帯への対応を検討する必要がある。	A	関係部署と連携し、トータルな支援を実施していただきたい。
法改正に伴う父子福祉資金の創設など、父子家庭への対応	A	関係部署と連携し、トータルな支援を実施していただきたい。
女性向けセミナーにおけるアンケートでは、年代、仕事の状況、居住地域は聞いているが、ひとり親かどうかは質問項目には入っていない。 ひとり親に特化したセミナーではなく、就職を希望している女性全般向けの内容となっている。	B	住んでいる地域から近い場所で就労支援を受けられることは大変ありがたい。就職支援セミナーについては、複数の場所で実施することも検討して頂きたい。 また、採用側についても積極的に就労を希望する女性を採用するよう働きかけを行ったり、ハローワークを通じて母子家庭の母を採用した場合に助成金がもらえることを周知するなど、採用側が積極的に女性を採用することを促すような施策の実施についても、今後期待したい。
求人倍率が低迷する中で、効果的なプログラムを策定すること。	B	プログラム策定件数が前年を下回った為、下回った理由の検証および、今後より多くの人が実施するよう周知して頂きたい。
女性向けセミナーにおけるアンケートでは、年代、仕事の状況、居住地域は聞いているが、ひとり親かどうかは質問項目には入っていない。 ひとり親に特化したセミナーではなく、就職を希望している女性全般向けの内容となっている。	B	住んでいる地域から近い場所で就労支援を受けられることは大変ありがたい。就職支援セミナーについては、複数の場所で実施することも検討して頂きたい。 また、採用側についても積極的に女性を採用することを促すような施策の実施についても、今後期待したい。
母子家庭高等技能訓練促進費については、平成24年度から金額が減額改定された(国制度)。	B	制度の詳細についてより周知されると良い。
子ども家庭支援センターの事業内容について広く周知する。	C	H24年度と比べ年間延べ利用者数が減少している為、今後より周知および事業PRを行って頂きたい。市のホームページへの掲載だけでなく資料の配布や制度についての説明会の実施などより利用者が増えるような施策の実施を期待する。
平成26年度は、ほうやちよう保育園が民営化するにあたり、一時保育を一旦休止し、9月より再開予定。	A	利用者から見て、利用しやすい仕組みを維持・改善して頂きたい。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
(2) 高齢者への生活支援					
242	ひとり暮らしの高齢者が差別されることなく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。建替え時など住宅の確保が困難な場合など、安心・安全な暮らしを支援します。	高齢者住宅の提供	継続 都市計画課	公共施設適正配置計画や財政状況を勘案し、建て替えの方向性やスケジュールの検討を進める。	市営住宅と高齢者アパートは制度が異なり、高齢者アパートの現入居者を市営住宅に移転させることができないため、市営住宅と高齢者アパートの集約は行わず、今後のあり方については別々に検討を進める。 高齢者用住宅の運営 市営住宅 オーシャンハウス(シルバークア)25室 高齢者アパート 4棟38室
243		相談窓口の充実	新規 高齢者支援課	関連機関の情報収集を行い、窓口等において、適切に情報の提供ができるようにしていく。	地域包括支援センターにおいて、介護保険サービスを含む様々なサービス及び地域資源等の把握に努めており、必要な情報が提供できるようにしている。
244		相互協力体制の整備	新規 危機管理室	災害時におけるひとり暮らしの高齢者等が地域で見守られながら、安否確認や救援・救護の体制が確立されるよう災害時要援護者名簿の登録を促進し、有効活用を図っていく。	平成23年3月に災害時要援護者登録システムの構築が完了し、平成24年度から警察、消防、民生・児童委員に年2回の名簿提供を行っている。
(3) 障がいのある人への支援					
245	障がいのある人が差別されることなく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。	西東京市障害者基本計画における具体的施策の実施	拡充 障害福祉課	1地域で支える基盤づくり 2快適に過ごせる環境づくり 3生きがいを持って暮らせるまちづくり 4安心して暮らせるまちづくり 5自分にあった生き方ができるまちづくり 6情報提供・相談体制のしくみづくり	平成26年度からの10か年の障害者基本計画を策定した。計画では、1.ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組むこと、2.主体的にいきいきと活動するための支援に取り組むこと、3.地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めること、を基本方針とした。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
<p>市営住宅の再整備においては、制度上の市の裁量範囲を最大限に活用し、主な入居対象者を高齢者や一時住宅困窮者等とする優先入居制度を検討することで高齢者等への住宅供給に配慮すると共に、高齢者アパートについては、民間賃貸住宅を活用した高齢者等が安心して入居できる仕組みの構築を図るなど、高齢者等の居住支援の施策への移行等を含め、今後のあり方に対する検討を行う。</p>	B	<p>高齢者の方が安心して利用できるよう継続して実施して頂きたい。</p>
<p>必要な方への的確な情報提供が出来るように、継続して情報を収集する必要がある。</p>	B	<p>高齢者の方に対して必要な情報が提供できるよう継続して実施すると同時に相談窓口制度について資料を配布するなど周知して頂きたい。また、利用者数や相談内容などについても調査することについても検討して頂きたい。</p>
<p>平成25年の災害対策基本法改正を踏まえ、平成26年度から法に基づく「避難行動要支援者」として制度運用を一部改めたことから、適正な運用に努めるとともに、要支援者個別計画作成及び避難支援者の確保に向け関係機関との連携調整に努める。</p>	A	<p>災害時に、適切に仕組みが機能していくため、市民団体を含め協力体制の構築を、継続して進めて頂きたい。</p>
<p>障害者基本計画の3つの基本方針に基づき、様々な施策・取組みを積極的に推進していく。</p>	A	<p>障がいのある人、並びに障がいのある人を支える人達を支援する事業を拡充して頂きたい。</p>

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価		
VI 計画を着実にすすめる推進体制						
15 男女平等推進センターの充実						
(1) 女性相談の充実						
246	男女平等の視点にたち、日々の暮らしの中での自分自身のこと、夫や子どもや親のこと、職場や学校での人間関係での悩みや、心・からだやDVの問題などの解決の糸口を相談者とともに見出していく女性相談の充実をすすめます。	女性相談の充実 ※「11 相談体制の充実と支援」にも掲載	拡充	協働コミュニケーション課	日々の暮らしの中で、さまざまな悩みを抱える女性に専門の相談員が寄り添い、自ら問題に向き合い、解決をしていく糸口を見出していくことを支える。	女性相談の実施 悩みなんでも相談 相談件数:393件 婦人相談 相談件数:556件 問題解決に向け、関係機関との連携支援も求められるため、「配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議」や地域包括支援センターとの連絡会議を開催した。
247	男性相談のあり方の検討 ※「11 相談体制の充実と支援」にも掲載	新規	協働コミュニケーション課	男性相談のあり方の検討を行う。	男性相談の問い合わせが電話で数件あり、都の相談窓口や健康課などを紹介した。	
(2) 学習機会の提供の充実						
248	講座・講演等学習機会の提供の充実とセンター通信の発行を体系的、計画的に実施し、地域での男女平等参画意識の促進を図ります。	講座・講演会等の開催	継続	協働コミュニケーション課	講座。講演会の実施。	【週間事業】 講演会を2回開催。参加者46人／募集人数150人 ①「今日からできるワーク・ライフ・バランス実践術～仕事も家庭も充実する生き方～」 ②「自分を大切に生きる生き方」 【基礎講座】 講座を6回開催(3回連続講座含む)。参加者93人／募集人数190人 ①「ママの幸せがしの女性学～自分らしくいきいきと！連続講座で仲間作りも！～」 ②「仕事と子育てグループ相談会～育休前後のあなたの悩みや不安をシェアします～」 ③「育メンカアップ講座～保活体験をして、家族のこと、地域のことを考えよう～」 ④「映画「happy」に学ぶダイバーシティ～みんなで学ぶワークショップ～」 【共通講座】 講座を6回開催(3回連続講座含む)。参加者167人／募集人数168人 ①「第1回男たちの土曜塾～アラ還世代の地域デビュー～」 ②「パパの絵本ライブ～夏休みを笑ってすごそう～」 ③「強く賢く面白く女子の就活・男子の就活・親の就活～最新の情報をみんなで考える～」 ④「エンディングノートの書き方～大切な人に思いを届けるノート～」
249	センター通信の発行	新規	ティ協イユ働課ニコ	センター通信の発行を体系的、計画的に実施し、市域での男女平等参画意識の促進を図る。	バリテだよりを平成25年10月(10号)と平成26年3月(11号)を発行し開催事業の紹介等を行った。	
(3) 情報機能の充実						
250	男女平等参画の意識啓発と女性の地位向上を進めるため、内外の情報機能(収集・整理・提供)の充実を図ります。また、男女平等情報誌の全戸配布を目指します。	男女平等情報誌の発行	拡充	協働コミュニケーション課	市民公募の男女平等推進センター企画運営委員会が編集した男女平等参画情報誌バリテを発行する。	男女平等参画情報誌バリテを発行した。発行部数1万冊を2回 昨年に引き続き市内公立中学校全生徒に配布したほか、医療機関への配布冊数を増やした。
251	センターHPの機能の充実	新規	協働コミュニケーション課	男女平等参画の意識啓発と女性の地位向上を進めるため、センターHPの機能充実を図る。	講演会や講座などの広報だけでなく、バリテ登録団体が実施するイベントの紹介など広報の幅を広げた。	
252	図書資料の充実	新規	ティ協イユ働課ニコ	男女平等に関する図書資料の充実。	「女性展望」ほか月間誌や男女平等関係書籍(全64冊)の購入をした。	

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
<p>女性相談及び関係機関との連絡会議を継続実施する。 平成24年度評価への対応 ・市内で生活している当事者同士でのピア・カウンセリングは、開催リスクが高いために検討していない。東京ウイメンズプラザで実施しており、必要時案内している。 また26年度は、自立支援講座参加者で希望者が、継続参加できるリラクゼーションの場づくりを試みる。</p>	B	「ピア・カウンセリング」の実施可能性について、検討されたことは評価したい。
<p>都の相談窓口などを活用しながら検討する。</p>	B	東京都の男性相談へつなぐことを継続されるなど、都の相談窓口を活用されながら、男性相談のあり方について検討を続けていることは評価したい。
<p>募集人数は、実施する部屋の定員で行っているため、参加者数とは差が大きくなっている。ただ、参加者そのものが多くはないので、広報等を工夫して、参加者数の増加を図る。 平成24年度評価への対応 ・講座の開催数では、H24は12回で199人。H25は14回で306人の参加があった。 講座の内容などが違うので単純比較できないが、同一講師の女性学講座を例にあげると、H24は土曜日開催で38人、H25は火曜日開催で50人の参加があった。ターゲット別の参加しやすい曜日などを選んで講座を開催するようにした。また、チラシを公共施設などに郵送するだけでなく、他の部署の事業で直接配布してもらえるように依頼したほか、ワーク・ライフ・バランスの講座については、市内の大きな事業所を中心に直接出向き、チラシの配布を依頼した。参加者のグループ化については、対応できていない、リピータ化については、パリテで実施する事業の中でチラシを配布することによって、次回の事業に参加してもらうことも多い。(講座に参加していただく内容は好評のため。)</p>	B	参加者数の増加を図る方法として、参加しやすい曜日の選定、チラシ配布上の工夫などをされたことは評価したい。
<p>開催事業の評価は参加者には大変好評であるので、事業報告を作成し、配布することにより男女平等推進センターの事業を周知し、意識啓発につなげたい。 パリテだよりの配布方法の見直しは実現できなかった。</p>	B	「パリテだよりの配布方法の見直し」については、引き続き努力していただきたい。
<p>引き続き、配布先の工夫をしていく。 平成24年度評価への対応 2013年10月発行のVOL111には、乳がんのことなどを記事にしたことなどからH25は全中学校生徒など主要な配布先はそのままであるが、配布冊数などを調整して市内医師会・歯科医師会などそれぞれ100箇所程度医療機関に配布した。</p>	B	「配布先の工夫」について、引き続き努力していただきたい。
<p>ホームページはフォーマットが決まっているため、なかなかセンターを中心としたページの作成は難しいが、なるべく情報をまとめて見やすくし、また、情報量自体も増やしていきたい。</p>	B	ホームページのフォーマットなど制約が多々あるかと思うが、情報の一括化については、できる限り努力していただきたい。
<p>今後も継続実施の予定。 平成24年度評価への対応 図書の紹介をHPで実施することはできなかったが、相談事業を利用された方や、講座で図書の紹介をした。貸し出し数H24は84、H25は90。</p>	B	より多くの市民が利用できるよう、HPへの掲載などについて、引き続き検討していただきたい。

施策の内容		区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
(4) 交流とネットワークの促進の支援					
253	市民・団体・NPOとの交流とネットワークの促進・支援を行い、男女平等の意識を地域に根付かせます。また、センター利用者の意見を反映させ、拠点施設としての機能を充実させます。	市民・団体・NPOとの交流促進	新規	協働コミュニケーション課	市民・団体・NPOとの交流促進。
					・バリテまつりを開催して交流を深めた。 13団体と2名の市民が実行委員会を組織し、5団体の協力参加によって市民が866名来場。 ・市民協働推進センターでは、NPO関係者等の交流の集いやNPO市民フェスティバル、行政職員との懇談会を開催した。
254		市民・団体・NPOのネットワークづくり	新規	協働コミュニケーション課	市民・団体・NPOのネットワークづくり。
					バリテまつり、男女平等推進センター企画運営委員の報告と懇談の集いなどを実施してネットワークづくりを行った。
255		利用者懇談会の開催	新規	協働コミュニケーション課	市民との利用者懇談会の開催や講座参加者へのアンケート調査を通して、ニーズを把握する。
					市民や登録団体へ参加を呼びかけ、男女平等推進センター企画運営委員の報告と懇談の集いを開催した。各講座参加者へアンケートを実施し、ニーズ把握に努めた。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
<p>・バリテまつりを開催し、交流の場とする 講座の開催に市民の運営補助員が携わり、参加者との交流の機会をつくる。 ・引き続き市民協働推進センターでNPO関係者等の交流の集いやNPO市民フェスティバル、行政職員との懇談会を開催する。</p>	A	<p>今後も、バリテまつりの活性化と、市民、団体、NPO関係者の交流促進にご尽力いただきたい。</p>
<p>今後も継続実施の予定。 平成24年度評価への対応 報告と懇談のつどいは、講座等の企画をする市民公募であるバリテの企画運営委員会委員が主体となって、実施した講座等の企画理由や当日の様子などを説明すること、今後どのような講座を受講したいかということを通じて直接市民の方から伺う機会であること、バリテの利用についての要望などを聞くことなどを内容としている。参加者はH24が12人、H25が13人。</p>	B	<p>「報告と懇談の集いの内容の充実」について、引き続き検討していただきたい。</p>
<p>今後も利用者の意見を把握する機会をつくる。 アンケート内容（一部抜粋） 講座の開催時間を参加しやすい時間にしてほしい、タイトルを工夫したほうが参加が増える、保育付の講座がよい、バリテへ行くのに立地が不便である、HPをもっと活用して欲しい、など意見がありました。 保育については、ほぼ全講座保育がついている。タイトルについては、講師や企画運営委員会などと調整してなるべく集客し易いと思われるタイトルを考えている。開催時間については、講師都合もあるが、ターゲットの集まり易い時間を選んでいる。</p>	A	<p>「報告」「懇談の集い」「参加者へのアンケート」などを通じてニーズを把握し、可能な限り対応されていることは評価したい。</p>

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
16 庁内推進体制の整備				
(1) 横断的推進組織の確立				
256 全庁あげての推進を図るため、男女平等参画推進委員会を継続・発展させ、副市長を長とし、各部の部長を構成員とする横断的推進組織で検討していきます。	庁内推進委員会の定期的開催	継続	協働コミュニケーション課	第3次男女平等参画推進計画を策定するにあたり男女平等参画推進会議の幹事会を開催する。 男女平等参画推進会議の幹事会を開催し、第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画の各事業を検討した。 第2次基本構想・基本計画において「男女平等参画社会の推進」を位置づけ、全庁あげて推進を図るために、第3次計画においても、庁内各課が毎年度事業を見直し、男女平等参画推進委員会が評価を行い進行管理する体制とした。
(2) 男女平等参画担当部署の調整機能強化				
257 各部署にかかわる男女平等参画施策を推進・調整するため、担当部署の調整機能を一層強化していきます。	調整機能の充実	拡充	協働コミュニケーション課	担当部署の調整機能を一層強化。 第3次男女平等参画推進計画策定において、課題ごとの数値目標を設定するために調整を行った。 各課実績の提出依頼と同時に担当レベルでの調整等を行っている。
(3) 国・都・NPO等関係機関との連携促進				
258 法整備や規制など、一自治体では取り組みが困難な施策については、市区町村や関連機関と連携し、国や都に働きかけをしていきます。	関係機関との交流・連携	継続	協働コミュニケーション課	法整備や規制など、一自治体では取り組みが困難な施策については、市区町村や関連機関と連携し、国や都に働きかけをしていきます。 市町村男女平等参画施策担当課長会に出席し、都・他市と協議、連携を図った。 都の労働相談情報センターや他市との共同開催により、企業への働きかけを行った。
(4) 男女平等推進条例の検討				
259 男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開していくために、そのよりどころとなる条例の検討を行います。	条例設置検討委員会の設置	新規	協働コミュニケーション課	男女平等参画推進計画の検証・評価の中で検討。 第3次男女平等参画推進計画において、条例設置検討委員会の設置を検討することとした。
(5) 苦情処理機関設置の検討				
260 男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に、適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。 なお、設置にあたっては、男女平等推進条例に位置づけます。	苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	新規	協働コミュニケーション課	男女平等参画推進計画の検証・評価の中で検討。 第3次男女平等参画推進計画において、苦情処理機関設置検討委員会の設置を検討することとした。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
定期的な開催は難しい面もあるが、必要に応じ情報提供をしたり、会議を開催したりしていく。	C	全庁的・恒常的な活動となるよう、引き続きご尽力いただきたい。
毎年度の実績評価を通して調整を図る	B	男女平等参画施策が推進されるよう、引き続き調整にご尽力いただきたい。
会議への積極的参加と共に、困難な施策についても共同開催などで取り組みに心がける。	B	都や他市との協議・連携によって得られた成果について、具体的に提示していただきたい。
推進委員会で学習会を開催し、検討する。	C	引き続き、検討を進めていただきたい。
検討方法を検討する	C	引き続き、検討を進めていただきたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価		
17 庁内の男女平等の推進						
(1) 職員の男女平等に関する理解促進						
261	男女平等に関する職員意識・実態調査を行い、実態の把握に努めるとともに、職員の旧姓使用や男女平等に関する職員研修、庁内掲示板等の活用による情報発信などを行い、理解の促進を図ります。	庁内のワーク・ライフ・バランスの推進	協働コミュニティ	庁内のワーク・ライフ・バランスの推進のため、情報発信をする。	男女共同参画週間に講演会「今日からできるワーク・ライフ・バランス実践術～仕事も家庭も充実する生き方～」を実施した。 講師は、育児休業取得者である渥美由喜さんに依頼し、自身の体験談なども含めて講演いただいた。また、その講演内容を、西東京市男女平等参画情報誌パリティNO.11の特集記事としてまとめて、庁内各部署に配布した。	
262			新規	職員課	西東京市特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する。庁内研修の実施。 時間外勤務縮減の取り組みを行う中で、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	①庁内研修(次世代育成支援対策推進研修:ワーク・ライフ・バランス研修)の実施(1回)。 ②ノー残業デーについて、毎週水曜日と給料日に、庁内LAN(掲示板)に掲載、職員に周知のうえ実施。また、安全衛生面も考慮し、新たに月に1回のノー残業デーにおける職場巡視を実施。 ③時間外勤務申請者以外がパソコンを使用しないよう、ノー残業デーの午後6時以降に端末の強制シャットダウンを実施。
263		職員の意識実態調査の実施の継続	継続	協働課ニコ	他自治体などの情報収集を行う。	平成24年度に実施したため、次回は5年後になると思う。その時のために、他自治体の報告書など情報収集を行った。
264		職員の旧姓使用の実施	新規	職員課	身分の変更などにより、氏についての変更がある職員については、旧姓使用の制度を説明し、旧姓使用を希望する職員に対し、実施する。	平成21年9月要綱の制定・施行及び運用開始 平成25年度中の申請者:3名 平成25年度中の使用中止者:0名
265		職員研修の定期的実施	継続	協働課ニコ	男女平等推進センターパリティで実施する講座等の情報を庁内にも周知し、土日開催など職員が参加できるときには積極的に呼びかける。	市独自の職員研修の開催は難しいため、休日に当たる土曜日・日曜日にパリティで実施している講座や講演会の参加呼びかけを庁内にも行った。
266			継続	職員課	①男女観の意識改革について考え、男女共生についての知識習得を図る。 ②ハラスメント研修の周知及び実施	①ハラスメント相談員を対象にしたハラスメント研修の実施(2回 初級、実務) ②ハラスメント研修の実施(全職員対象)
267		市独自の職員研修開催の検討	新規	協働課ニコ	男女平等推進センターパリティで実施する講座等の情報を庁内にも周知し、土日開催など職員が参加できるときには積極的に呼びかける。	市独自の職員研修の開催は難しいため、休日に当たる土曜日・日曜日にパリティで実施している講座や講演会の参加呼びかけを庁内にも行った。
(2) 市発行物における男女平等の徹底						
268	市報や各課で作成する情報誌・ポスター等における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、ガイドラインを作成・配布します。	ガイドラインの早急な作成	新規	秘書課	広報発行物について各市の状況等を調査する。	協働コミュニティ課と調整
269			協働コミュニティ		ガイドラインの作成のための資料収集。	自治体などが作成しているガイドラインなどを確認した。
(3) 管理的立場における女性職員の参画促進および女性職域の拡大						
270	経験や能力の向上をめざした研修を実施し、管理的立場にふさわしい人材の育成と職域の拡大に努めます。また、意欲をもって女性職員が積極的に管理職試験を受験するよう環境を整えます。	管理職試験の受験に向けた環境整備	継続	職員課	管理職試験の受験に向けた環境整備を図り、女性管理職の拡大にあわせ、施策を実施する。	①人材育成基本方針実施計画に基づき、東京都市町村職員研修所等を活用し、各種研修への参加を推進した。 ②管理職試験対象者及び各課長に対し、管理職試験の受験奨励について通知を行った。 ③管理職試験を含めた昇任試験で、合格した試験科目を次回のみ免除する制度を引き続き実施し、受験率の向上を図った。 ④管理職試験(短期)全受験者数19名(うち女性6名)、全合格者数8名(うち女性2名:25%)。
271			継続	協働課ニコ	管理職等の人数に関する目標数値を職員課と協議する。	第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画の中で、女性係長級職以上の割合を現状値20.2%から23%へ増やすことを目標値(平成30年度)として定めた。
272		管理的立場における女性職員の積極的登用	継続	職員課	女性管理職の配属先を拡大する。	女性管理職(12名)の配置状況:職員課長(1)、福祉部長(1)、障害福祉課主幹(1)、保育課(保育園長)(7)、文化振興課長(1)、図書館長(1)

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
今後も講演会・講座や啓発誌など様々な方法で実施していきたい。	A	今後も、創意工夫して、市民の関心を呼び起こす企画を行ってみたい。
仕事とプライベートの充実のため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、安全衛生対策として、時間外勤務が多い職員へのヒアリングを実施し、人事担当が中心となり、時間外勤務縮減に向けた取組を検討する。	A	今後も、創意工夫して、残業時間縮減にむけた取り組みを行ってみたい。
今後も継続実施の予定。	B	5年後に向けて、情報収集に努められたい。
職員に対する十分な制度周知を図るとともに、適正な運用に努める。	A	引き続き、十分な制度周知に努められたい。
引き続き、庁内への周知や呼びかけを実施していく。	B	引き続き、十分な周知及び呼びかけに努められたい。
①男女観の意識改革について考え、男女共生についての知識習得を図る。 ②ハラスメント研修の周知及び実施	A	研修内容の充実が前提であるが、引き続き、研修の実施に努められたい。
引き続き、庁内への周知や呼びかけを実施していく。	B	引き続き、十分な周知及び呼びかけに努められたい。
協働コミュニティ課と調整	C	調整から調整へと段階的に移行してもらいたい。
引き続きガイドラインの情報収集に努める。	B	情報収集をもとにガイドラインの骨子作成へと進めてもらいたい。
女性の管理職試験受験へのさらなる奨励を図る。	B	女性管理職への受験者増加に向けて、職員の受験に対する意識調査も含めてさらなる施策検討を求めたい。
毎年、数値を算出し、関係部署に情報提供していく。	A	数値化作業としては、執行できているので引き続き継続されたい。
本施策を機能させるためには、管理職試験の受験に向けた環境整備とセットで考える必要がある。	B	女性管理職への受験者増加に向けて、職員の受験に対する意識調査も含めてさらなる施策検討を求めたい。

施策の内容	区分	担当課	具体的な事業又は取組み計画	執行状況・事業評価
18 計画の進行管理				
(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理				
273 より積極的な取り組みをすすめるために、恒常的な市民参画の組織である西東京市男女平等参画推進委員会を充実させ、毎年各事業の進捗状況を評価し、提言を行います。また、定期的に広くより多くの市民の声を聞く場をもつよう努めます。	男女平等参画推進委員会の開催	継続	協働 ティ コミュ ニ	男女平等参画推進委員会(任期H24.7.30～H26.7.31)を設置し、委員会を開催する。
274	担当課事業評価を毎年度実施	継続	協働 ティ コミュ ニ	男女平等参画推進委員会を設置し、毎年度「男女平等参画推進計画各課実績評価」を市長へ報告提言を行う。
				男女平等参画推進委員会を合計12回開催した。また、主な議題は、①第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画(案)について②第2男女平等参画推進計画各課実績(平成24年度)評価についてです。平成26年2月に第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画(案)を市長に答申した。
				「平成24年度男女平等参画推進計画各課実績評価」を男女平等参画推進委員会でを行い、市長へ報告した。

次年度の課題	評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
引き続き、男女平等参画推進施策の推進に関する事を審議、検討していく。	A	引き続き審議・検討されたい。
引き続き、評価を行う。	A	引き続き審議・評価されたい。